

第2期柏市こどもの貧困対策推進計画・
第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画



令和7年3月
柏市

はじめに



こどもが心身ともに健やかに育つことは、社会全体にとって何より大事なことです。とりわけ、こどもの貧困は将来にわたり身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送る権利を侵害される恐れがあることから、こどもの貧困の解消は、すべてのこどもが幸せな状態で成長するための前提と言えます。

柏市では、平成29年3月に「柏市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、すべてのこどもたちが、不利な環境により将来への道が閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできるまちを目指し、様々な施策の推進を図ってきました。

また、ひとり親家庭等については、その特有の課題や個別のニーズに対応するため、平成22年3月に第1期計画を策定し、平成27年3月、令和2年3月と5年ごとに計画を見直しながら、ひとり親家庭等の経済的自立と安定した生活を支えるための各種施策に取り組んできました。

各計画に基づく取り組みを推進する一方、近年の子育て家庭を取り巻く環境はより複雑化・多様化しており、貧困の連鎖や児童虐待、子育ての孤立・負担感等の増大など、家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。また、国における令和3年の子どもの貧困率が11.5%であるのに対し、ひとり親家庭では44.5%と高い水準となっており、各計画の枠組みを超えた取り組みの必要性が高まっています。

こうした背景を踏まえ、両計画とも、根拠法令や趣旨・目的等は異なるものの、施策の方向性が共通する部分が多いことから、2つの計画を合わせ、「第2期柏市こどもの貧困対策推進計画・第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定いたしました。生活に困難を抱える家庭やひとり親家庭等が安心して暮らせるとともに、こどもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、総合的に施策を推進していきます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました柏市子ども・子育て会議委員の皆様を始め、ご協力を賜りましたすべての方々に心より御礼を申し上げます。

令和7年3月

柏市長 太田和美

目次

第1章 第2期柏市こどもの貧困対策推進計画	1
1 計画の策定にあたって	2
(1) 計画策定の背景と趣旨	2
(2) 計画の位置付けと関連計画	3
(3) 計画の期間	3
2 柏市の現状と取り組み	4
(1) 柏市における子育て家庭等の状況	4
(2) 柏市における支援等の状況	5
(3) これまでの取り組み	9
3 こどもの生活に関する実態把握	15
(1) 実態調査	15
(2) 支援者ヒアリング	30
4 施策の方向性と取り組み	33
(1) 基本理念	33
(2) 基本目標と施策の方向性	34
(3) 施策体系図	36
施策1 教育の支援	37
施策2 生活の支援	42
施策3 就労の支援	47
施策4 経済的支援	51
5 成果指標	55
6 計画の推進体制	56
(1) 計画の推進体制	56
(2) 計画の評価と検討	56
第2章 第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画	59
1 計画の策定にあたって	60
(1) 計画策定の背景と趣旨	60
(2) 計画の位置付けと関連計画	61
(3) 計画の期間	62
(4) 計画の対象	62
2 柏市の現状と取り組み	63
(1) 柏市におけるひとり親家庭等の状況	63
(2) これまでの取り組み	64

3	ひとり親家庭等の生活に関する実態把握	69
	実態調査	69
4	施策の方向性と取り組み	88
	(1) 基本理念	88
	(2) 基本目標と施策の方向性	90
	(3) 施策体系図	92
	施策1 子育て・生活支援の推進	93
	施策2 就業支援の推進	96
	施策3 養育費確保支援の推進	99
	施策4 経済的支援の推進	100
	施策5 相談支援体制の推進	104
5	成果指標	106
6	計画の推進体制	107
	(1) 計画の推進体制	107
	(2) 計画の評価と検討	107

参考資料 109

1	計画の策定経過	110
2	かしわこどもの未来応援会議について	112
3	柏市要保護児童対策地域協議会について	114
4	支援者ヒアリングについて	118
5	用語解説	129

第1章

第2期柏市こどもの貧困対策推進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

令和4年国民生活基礎調査に基づき発表された、令和3年の全国のこどもの貧困率は11.5%となっており、およそ8～9人に1人のこどもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす「相対的貧困」の状態にあるとされています。

また、子育てに関する不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、DVや疾病、虐待等の経済面以外の問題や、家庭環境の格差による世代間の貧困の連鎖なども大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、国は、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「同法」という。）を施行し、これを受けて同年8月には、こどもの貧困対策についての基本的な方針や重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「同大綱」という。）が閣議決定されました。その後、同法、同大綱ともに改正、改定を経て、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されたほか、令和6年6月には、同法の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。改正後の法律では、その目的及び基本理念において、解消すべきこどもの貧困を具体化するとともに、支援や施策のさらなる体制強化を目指しています。

柏市においては、こどもの貧困対策計画をさらに推進していくため、第1期計画の見直しを行い、「第2期柏市こどもの貧困対策推進計画」（以下「本計画」という。）（令和7年度～令和11年度）を策定しました。本計画では、第1期計画における基本目標や基本施策に基づく取り組みを踏まえつつ、すべてのこどもが、家庭の環境や経済的な状況に関わらず、等しく健やかに成長し、社会から孤立することなく安心して日常生活を送ることができるよう、こどもを第一に考えた様々な施策を総合的に推進していきます。

こどもの貧困率

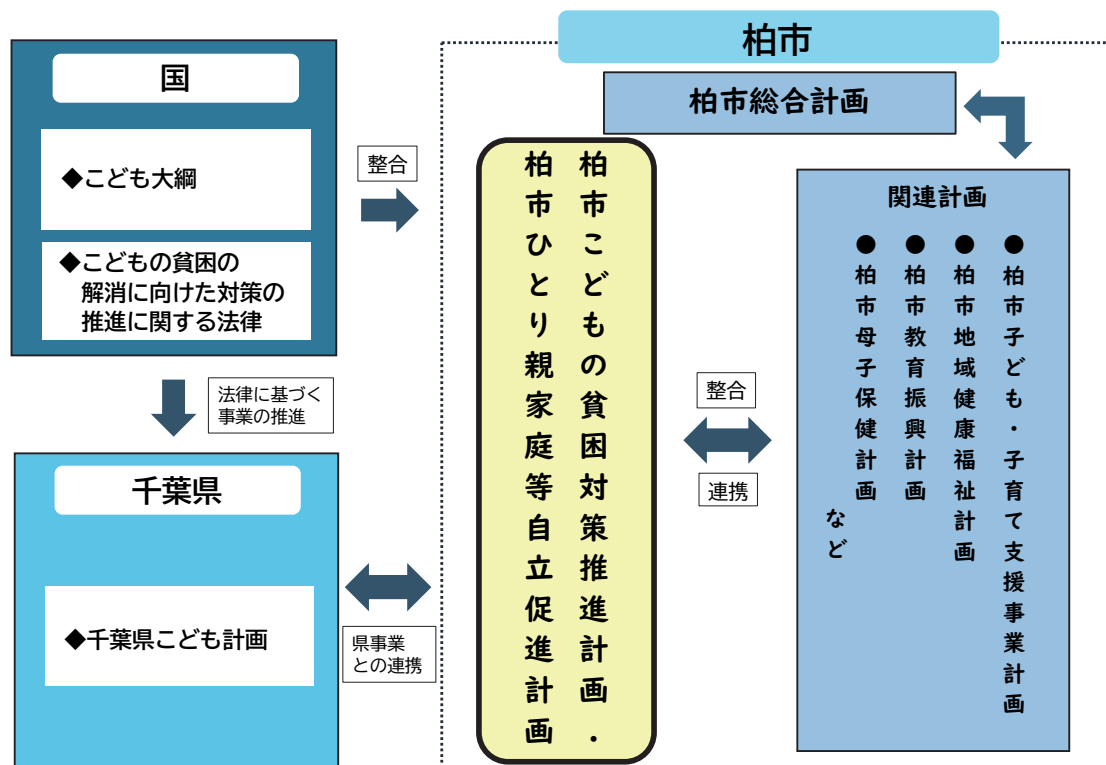
厚生労働省が実施している「国民生活基礎調査」の結果により算出されるこどもの貧困率は、17歳以下のこども全体に占める、等価可処分所得^{※1}が貧困線^{※2}に満たないこどもの割合とされています。

※1 等価可処分所得＝世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した金額

※2 貧困線＝国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を順に並べて算出した中央値の半分の金額

(2) 計画の位置付けと関連計画

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項の規定に基づく市町村計画とします。また、「柏市総合計画」のうち、主にこども及びその保護者を対象とする取り組みに関する部門計画のひとつとして位置付けます。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、法律や大綱の見直しの動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況及び成果を見極めた上で、必要に応じ計画の見直しを行い、令和11年度以降も継続的にこどもの貧困対策に取り組んでいきます。

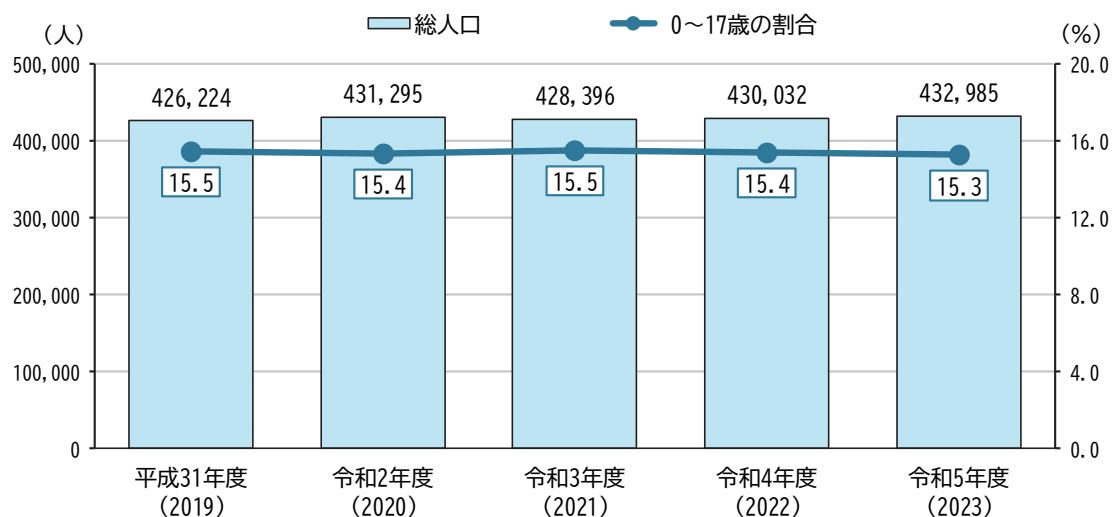
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
柏市子ども・ 子育て支援 事業計画	第2期計画期間				柏市子ども・子育て支援事業計画（第3期計画期間）				
柏市こどもの 貧困対策 推進計画	第1期 計画期間	コロナウイルス等の影響により延長			柏市こどもの貧困対策推進計画（第2期計画期間）・ 柏市ひとり親家庭等自立促進計画（第4期計画期間）				
柏市ひとり 親家庭等自 立促進計画	第3期計画期間								

2 柏市の現状と取り組み

(1) 柏市における子育て家庭等の状況

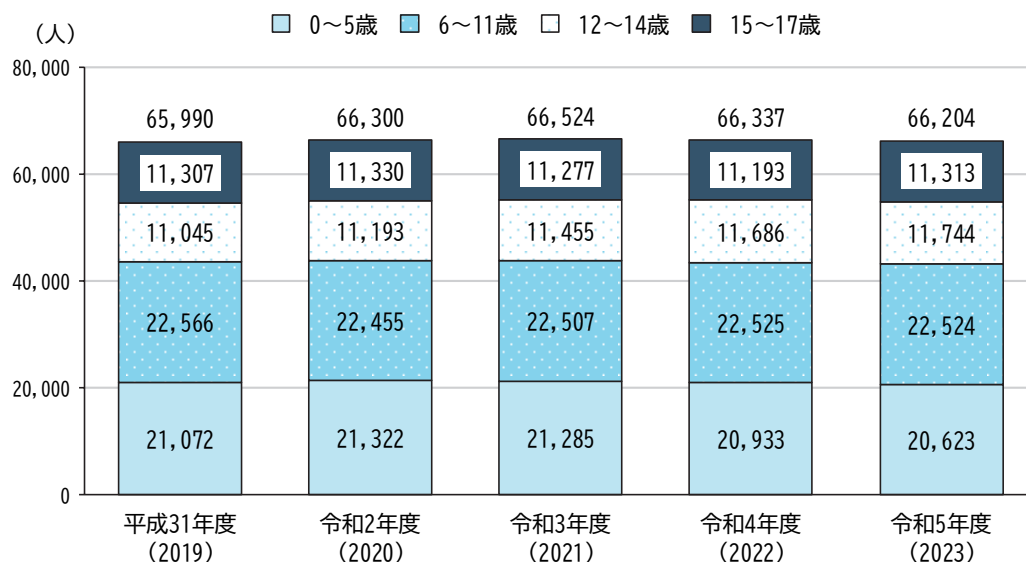
1. 柏市の人口推移の状況

◆総人口の推移の状況



※出典：常住人口、住民基本台帳

◆18歳未満児童数の推移の状況



※出典：住民基本台帳

総人口の推移の状況を見ると、年度ごとに差があるものの、おおむね増加傾向となっており、0～17歳の割合は15.4%前後で推移しています。また、18歳未満児童数の推移では、令和3年度まで増加傾向で推移していましたが、令和4年度以降は減少傾向となっています。

(2) 柏市における支援等の状況

1. 生活保護受給世帯の状況

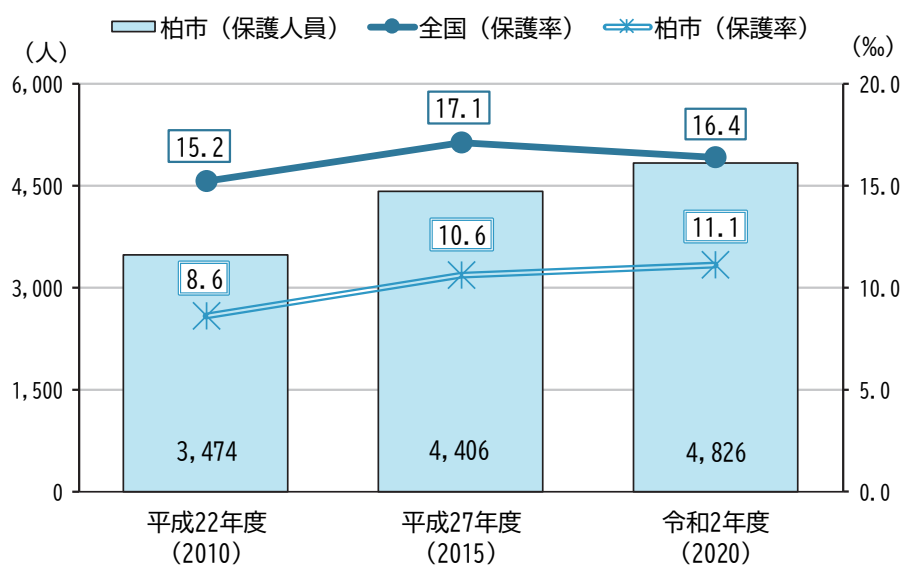
◆生活保護の状況

区分		平成22年度	平成27年度	令和2年度
保護率 (%)	全国	15.2	17.1	16.4
	千葉県	10.8	13.5	13.9
	柏市	8.6	10.6	11.1
保護人員 (人)	全国	1,952,063	2,164,154	2,053,268
	千葉県	66,879	83,781	87,392
	柏市	3,474	4,406	4,826
世帯数 (柏市)	高齢者	1,050(41.4%)	1,608(49.2%)	1,997(52.2%)
	母子	208(8.2%)	208(6.4%)	156(4.1%)
	傷病・障がい	1,042(41.1%)	997(30.5%)	1,045(27.3%)
	その他	234(9.2%)	453(13.9%)	629(16.4%)
	合計	2,534(100%)	3,266(100%)	3,827(100%)
	保護費(千円)	6,334,374	7,597,108	8,531,585

※各年度末現在

※出典：柏市生活支援課

◆生活保護人員及び保護率

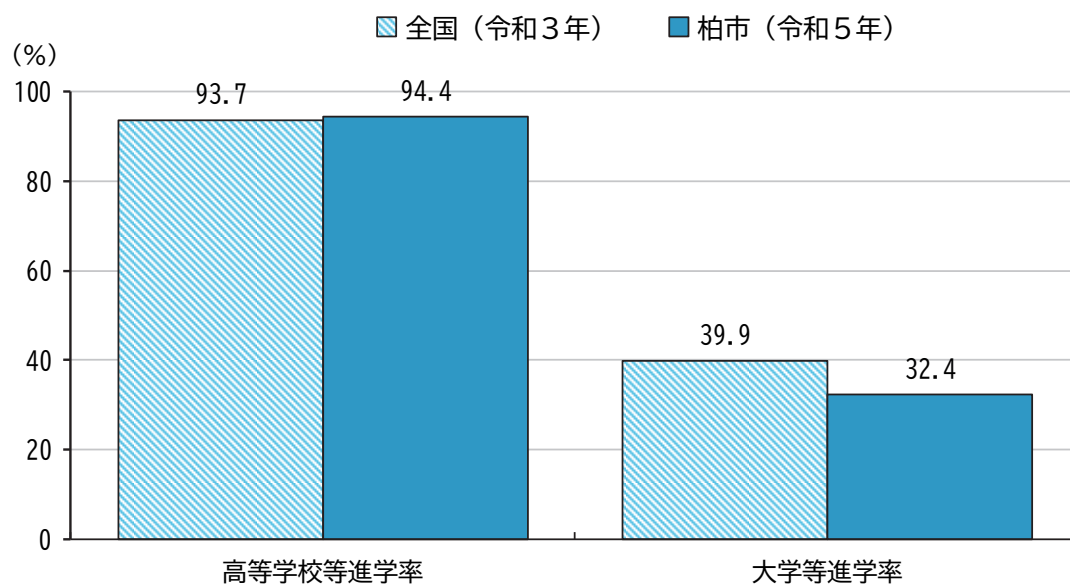


※出典：柏市生活支援課

生活保護の状況を見ると、全国では保護率、保護人員ともに平成22年度から多少の変動は見られるものの増加傾向となっており、千葉県と柏市でも年々増加傾向となっています。

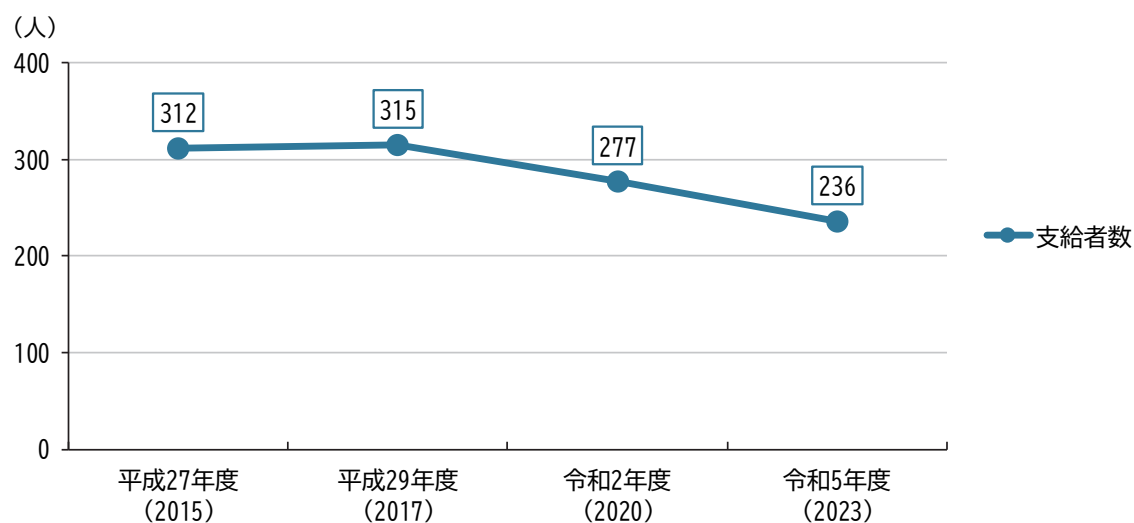
柏市の世帯別の内訳では、平成22年からの10年間で、高齢者世帯の割合が10.8%増加しており、合計の半数以上を占めています。

◆生活保護世帯の進学率



※出典：柏市生活支援課

◆教育扶助人員の推移



※出典：柏市生活支援課

生活保護世帯のこどもの進学率は、全国と比較すると、柏市で高等学校等進学率が、0.7%高く、大学等進学率は7.5%低くなっています。

柏市の生活保護受給世帯のうち、教育扶助（義務教育に必要な学用品費等の援助）を受けている小・中学生の人数は、平成27年度からの8年間で76人減少しており、令和5年度では236人となっています。また、平成29年度以降は、3年ごとに40人近く減少している傾向にあります。

2. 就学援助受給世帯の状況

◆就学援助受給者数及び受給率

(単位：人)

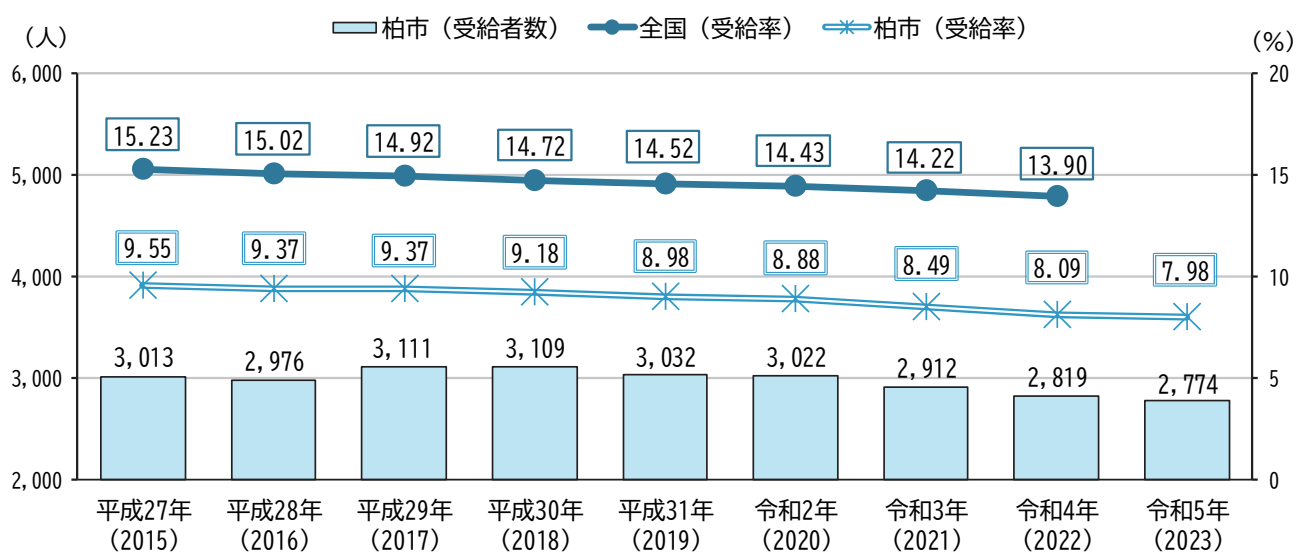
	公立小中学校 在籍者数	要保護及び準要保護児童生徒			就学援助率 (%)
		うち要保護	うち準要保護	計	
全国（令和4年）	9,043,332	84,881	1,172,422	1,257,303	13.90
柏市（令和5年）	32,486	63	2,718	2,774	7.98

※出典：文部科学省「令和5年就学援助実施状況等調査」、柏市学校教育課

※柏市の要保護及び準要保護児童生徒には未就学児を含むが、就学援助率には含まない

※要保護及び準要保護児童生徒の合計人数は、年度内に要保護から準要保護に、若しくは準要保護から要保護に移行した重複児童生徒7名を削除して計上

◆就学援助受給者数・受給率の推移



※出典：文部科学省「令和5年就学援助実施状況等調査」、柏市学校教育課

就学援助は、経済的理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助するものです。

柏市の就学援助受給者数は、年度によって変動はあるものの、平成29年以降は減少傾向がみられます。受給率は、全国、柏市ともに減少傾向であり、柏市では、全国に比べて5.81%低い値となっています。

3. 児童扶養手当受給世帯の状況

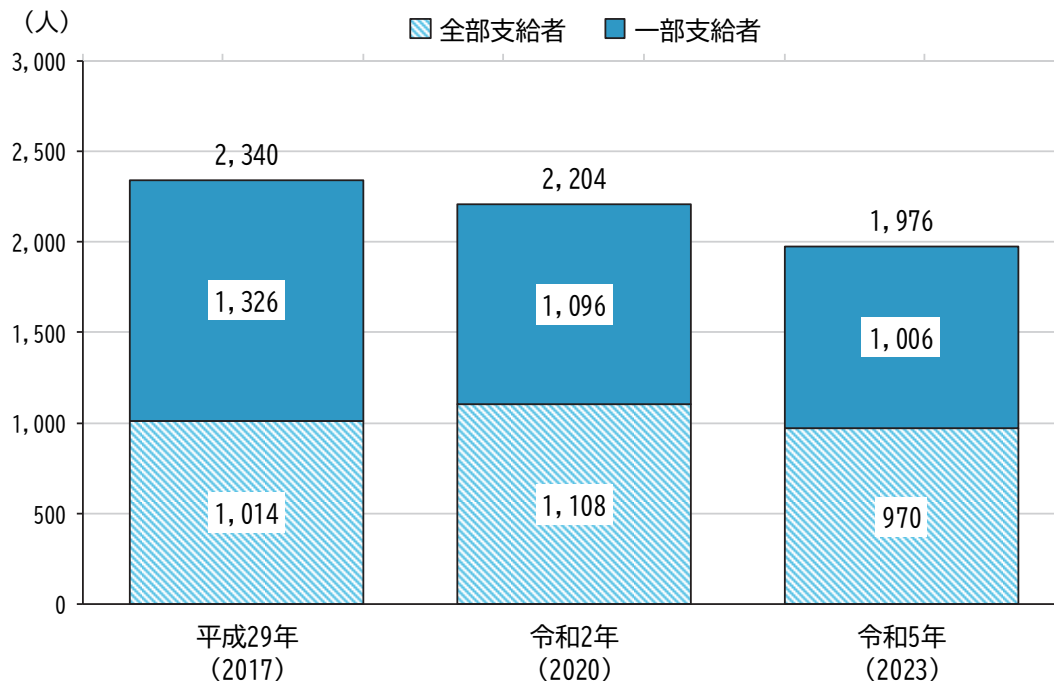
◆児童扶養手当受給世帯数及び内訳

(単位：人)

		平成29年	令和2年	令和5年
全部支給者		1,014	1,108	970
一部支給者		1,326	1,096	1,006
内訳	離婚	1,993	1,880	1,670
	死別	35	33	24
	未婚	222	213	210
	その他	90	78	72
計		2,340	2,204	1,976

※各年12月末時点

◆児童扶養手当受給者数



※出典：柏市こども福祉課

児童扶養手当は、父母の離婚等により児童を養育されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給するものです。

児童扶養手当の受給者数は、年々減少傾向にあり、令和5年には2,000人を下回っています。また、内訳では、すべての項目で平成29年から受給者の減少がみられます。

(3) これまでの取り組み

① 教育の支援

◆スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合

	令和2年度	令和5年度
小学校	81.0%	95.2%
中学校	100%	100%

◆スクールカウンセラーの配置率

	令和2年度	令和5年度
小学校	35.7%	100%
中学校	100%	100%

◆こどもの生活・学習支援事業（かしわこども未来学習会）

年度	利用人数(率)	対象人数	対象学年
令和元年度	26人(16.1%)	161人	小学4年生、小学5年生
令和2年度	85人(9.3%)	914人	小学4年生～小学6年生
令和3年度	108人(11.1%)	974人	小学4年生～中学1年生
令和4年度	85人(7.4%)	1,154人	小学4年生～中学2年生
令和5年度	72人(9.8%)	1,029人	小学4年生～中学2年生

◆かしわこども未来学習会の出席率・保護者の満足度

年度	出席率	保護者の満足度 ※令和5年度結果
令和元年度	85.0%	・学習会に満足している(95.0%) ・こどもの学力が向上した(60.0%) ・宿題に自分から取り組むようになった(47.0%) ・勉強に関心を持てた(64.0%) ・こどもとの会話が増えた(54.0%)
令和2年度	82.6%	
令和3年度	76.0%	
令和4年度	78.4%	
令和5年度	76.2%	

◆放課後子ども教室

年度	実施小学校	利用延人数
令和2年度	32校／全42校	14,929人
令和5年度	41校／全42校	35,052人

「スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合」については、小学校の割合が令和2年度に比べ、令和5年度では14.2%増加しています。

スクールカウンセラーの配置では、小学校の配置率が令和5年度に100%を達成し、すべての小中学校でスクールカウンセラーを配置しています。

「こどもの生活・学習支援事業（かしわこども未来学習会）」について、利用人数は令和3年度に100人台まで増加したものの、その後は減少傾向となっています。また、学習会の出席率について、令和3年度以降は70%台で推移しています。

各小学校の地域性を生かした学習中心の居場所となっている「放課後子ども教室」の実施小学校及び利用延べ人数は増加傾向となっています。

② 生活の支援

◆地域子育て支援拠点（はぐはぐひろば）

年度	箇所数	利用者数	相談者数
令和 2 年度	2 か所	25,424 人	1,364 人
令和 5 年度	3 か所	38,312 人	1,095 人

◆母子・父子自立支援員による相談事業

相談内容(延べ件数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
住 宅	45	41	66	42
医療・健康	88	60	67	70
家庭紛争	376	285	357	432
養 育	207	154	148	149
教 育	155	121	182	258
就 労	410	406	368	426
養育費	71	48	43	57
生活保護	26	17	19	11
児童扶養手当	64	54	62	58
母子父子寡婦福祉資金	143	119	101	170
その他	175	164	208	232
合 計	1,760	1,469	1,621	1,905

◆家庭児童相談

相談内容 (新規受付件数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
虐 待	908	1,063	1,004	1,205
虐待以外の養護	540	525	579	535
保 健	7	0	1	0
障 害	3	17	4	2
非 行	0	5	3	2
育 成	54	91	88	84
その他	185	34	73	18
合 計	1,697	1,735	1,752	1,846

◆養育支援訪問事業

年度	延訪問回数	対象世帯数
令和 2 年度	374 回	53 世帯
令和 5 年度	175 回	28 世帯

「地域子育て支援拠点（はぐはぐひろば）」について、利用者数は増加傾向となっている一方、相談者数は減少傾向となっています。

「母子・父子自立支援員による相談事業」については、家庭紛争に関する相談が最も多く、就労、養育に関する相談も多くなっています。あわせて、生活保護に関する相談については年々減少傾向となっています。

また、「家庭児童相談」に関しては、虐待に関する相談が年々増加傾向となっている一方、障害、非行、育成については、令和 3 年度以降、減少傾向となっています。

「養育支援訪問事業」について、訪問回数及び対象世帯数は 3 年間で減少しています。

③ 就労の支援

◆高等職業訓練促進給付金事業

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
新規申請	８人	８人	１３人	５人
制度利用中	１６人	１３人	１１人	１２人
修了者	１１人	８人	７人	６人
就労者（就職率）	９人(82%)	５人(63%)	７人(100%)	３人(50%)

◆自立支援教育訓練給付金事業

年度	支給件数	内訳
令和２年度	１０件	介護ヘルパー３件、医療事務５件、健康管理士１件、 宅地建物取引士１件
令和３年度	５件	介護初任者１件、介護実務者３件、社会福祉士１件
令和４年度	２件	介護初任者１件、介護実務者１件
令和５年度	６件	介護初任者１件、介護実務者３件、大型免許１件、 社会保険労務士１件

年度	講座指定 件数	内訳
令和２年度	１４件	介護実務者４件、医療事務５件、健康管理士１件、 精神保健福祉士１件、社会福祉士１件、 ケアマネジャー１件、簿記１件
令和３年度	８件	介護初任者１件、介護実務者３件、Webデザイナー１件、 看護師２件、美容師１件
令和４年度	５件	介護初任者１件、介護実務者２件、社会保険労務士１件、簿 記１件
令和５年度	７件	介護初任者１件、介護実務者３件、看護師１件、大型免許１ 件、FP技能検定１件

「高等職業訓練促進給付金事業」の就労者（就職率）について、令和４年度では１００％を達成しています。

「自立支援教育訓練給付金事業」の支給件数及び講座指定件数については、令和３年度以降、微減、微増を繰り返しながら推移しています。

④ 経済的支援

◆公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との初回保証料への補助事業

年度	公正証書等の申請件数		養育費保証契約 の申請件数
	公正証書	調停調書	
令和3年度	8件	1件	0件
令和4年度	6件	1件	0件
令和5年度	13件	1件	0件

◆母子・父子寡婦福祉資金貸付

新規貸付件数	修学 資金	就学支 度資金	修業 資金	技能取 得資金	生活 資金	転宅 資金	住宅 資金
令和2年度	7件	1件	0件	1件	2件	0件	0件
令和3年度	3件	2件	0件	0件	0件	0件	0件
令和4年度	4件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
令和5年度	4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	18件	4件	0件	1件	2件	0件	0件

経済的支援における、「公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との初回保証料への補助事業」について、令和3年度から開始した事業となっており、公正証書の申請件数は令和5年度で13件となっています。

「母子・父子寡婦福祉資金貸付」については、令和5年度は修学資金のみの利用となっています。

3 こどもの生活に関する実態把握

(1) 実態調査

I 調査の概要

■調査の目的・掲載内容について

「第2期柏市こどもの貧困対策推進計画」を策定するにあたり、子育て世代の生活実態やこどもの貧困に関する現状や課題、意識やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするために「柏市子どもの生活実態調査」を実施しました。

■実施方法及び実施時期

◎実施方法

調査は郵送による調査依頼後、WEB 調査方式にて回答

◎実施時期

令和5年12月15日～令和6年1月12日

■調査対象及び有効回答数・有効回収率

調査対象（調査票種類）は以下の2種で行い、総計3,000世帯（保護者・子ども計6,000人）に依頼し、総計1,810件の有効回答（有効回収率30.2%）がありました。

調査対象（調査票種類）	依頼数	有効回答数	有効回収率
① 小学生・中学生の保護者 （小学5年生・中学2年生の保護者）	各1,500人 （計3,000人）	1,074件	35.8%
② こども（小学5年生・中学2年生）	各1,500人 （計3,000人）	736件 〔小5：421件 中2：315件〕	24.5%

■「生活困難度」・「世帯構成」の分類について

◎生活困難度＝困窮層・周辺層・一般層の3段階に分類

★分類の基準

①低所得要素（世帯の年間収入が等価世帯収入の中央値の2分の1未満の世帯）

②家計のひっ迫要素（食料、衣料、ライフラインなどの設問で「買えない」「払えない」の回答が1つ以上）

③こどもの体験や所有物の欠如要素（該当設問で「経済的な理由で買えない」の回答が3つ以上）

①～③の3つについて、該当する要素の数に応じて以下のとおり分類

＜困窮層＞＝2つ以上該当

＜周辺層＞＝いずれか1つ該当

＜一般層＞＝いずれも該当なし

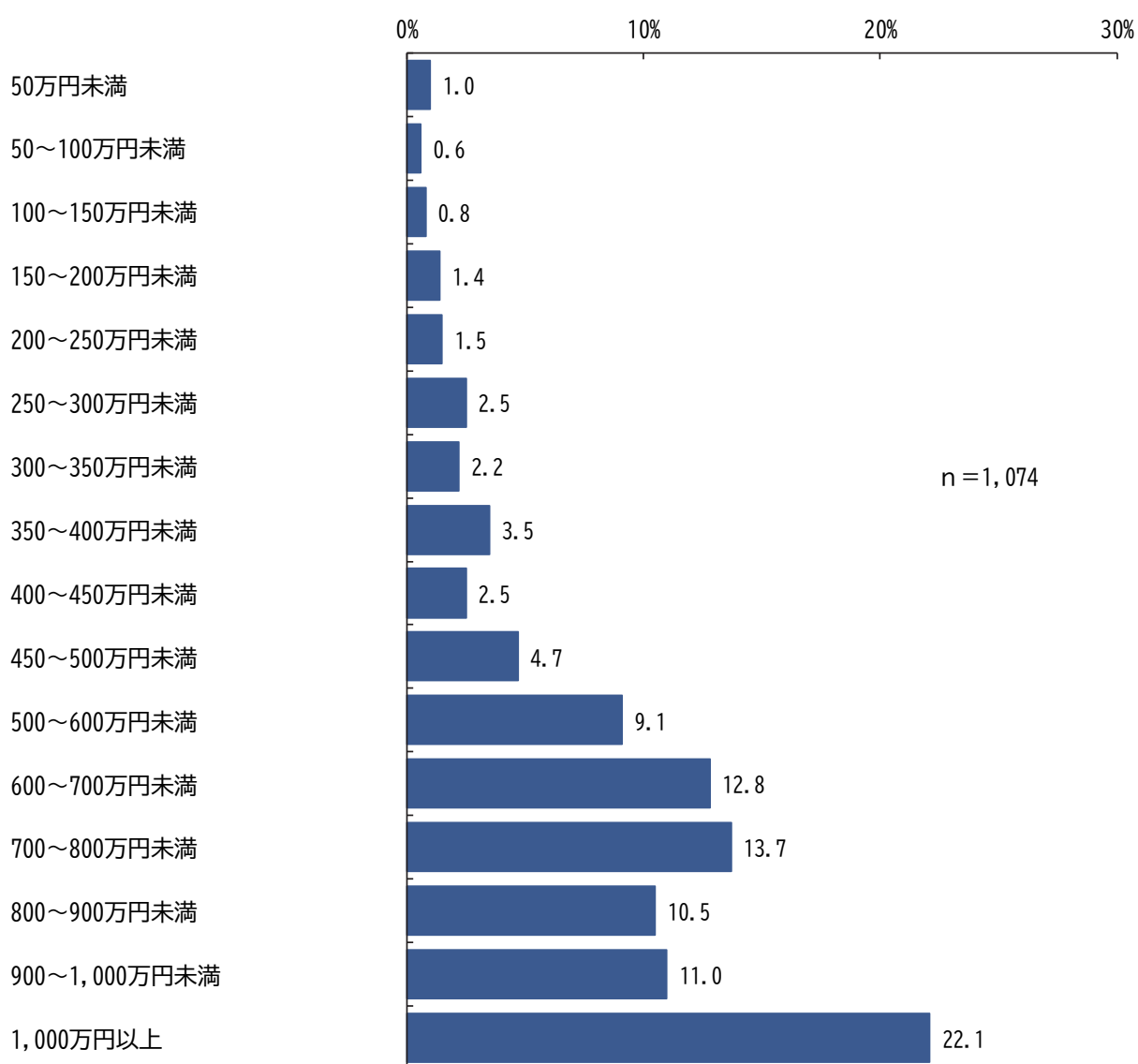
◎世帯構成＝ふたり親世帯・ひとり親世帯に分類

Ⅱ 調査結果

① 世帯の状況

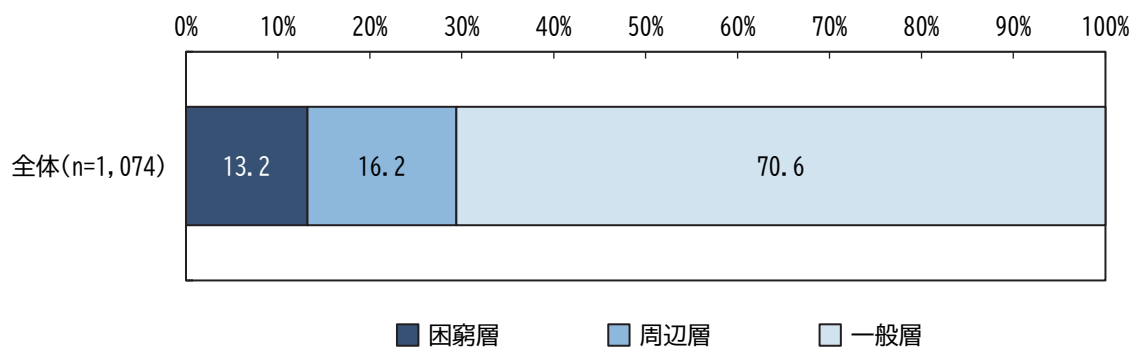
◆世帯全体の年間収入

世帯全体の年間収入をみると、「1,000万円以上」が22.1%で最も多く、次いで「700～800万円未満」が13.7%、「600～700万円未満」が12.8%と、全体の7割が『600万円以上』となっています。



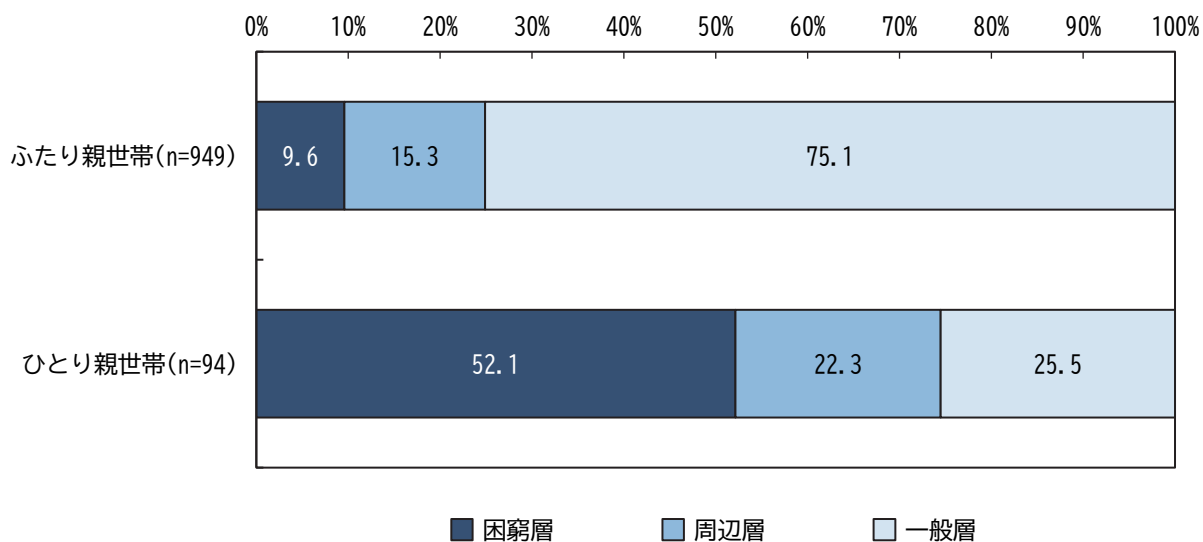
◆生活困難度の状況

生活困難度の状況をみると、「周辺層」が16.2%、「困窮層」が13.2%と、困窮層及び周辺層の割合が全体の3割近くとなっています。



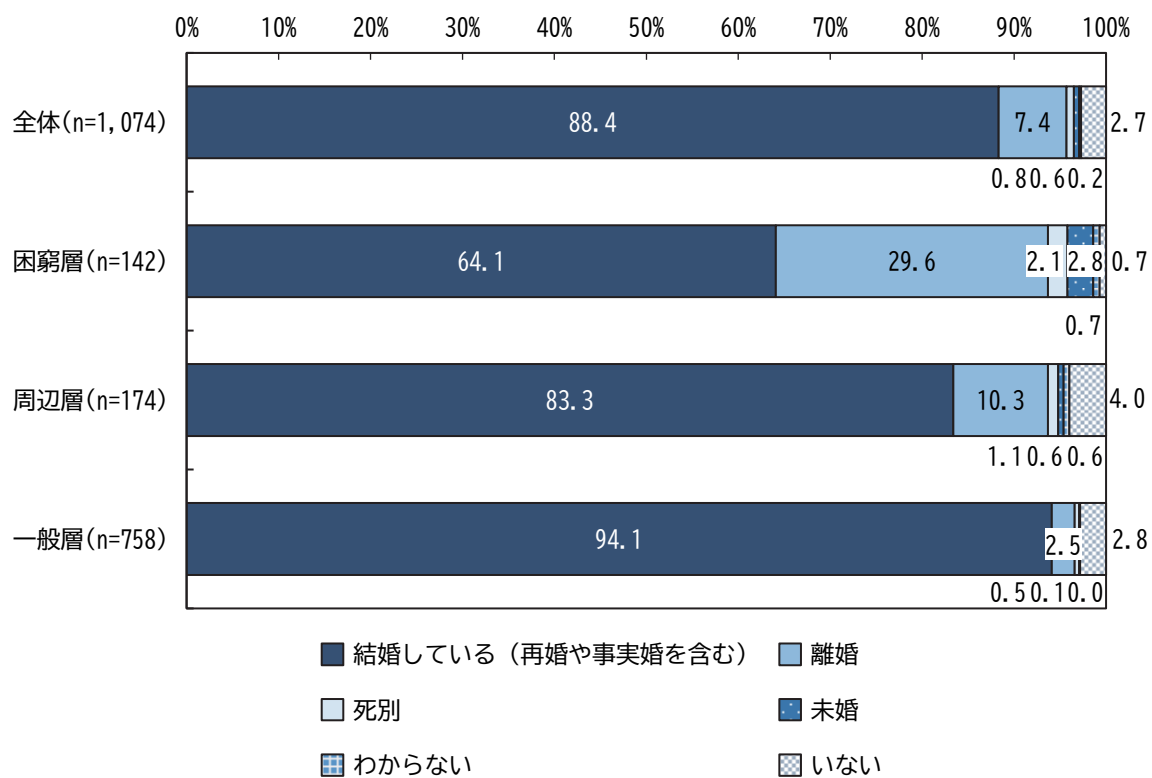
◆世帯構成×生活困難度

生活困難度を世帯構成別にみると、ふたり親世帯では「一般層」が75.1%で、ひとり親世帯では「困窮層」が52.1%で最も多くなっています。



◆生活困難度×婚姻状況

婚姻の状況を生活困難度別にみると、一般層では「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が94.1%、「離婚」は2.5%となっています。困窮層では「離婚」の割合が29.6%であり、「死別」「未婚」の割合も、それぞれほかの層と比べて多くなっています。



② 教育の状況

◆生活困難度×保護者が希望するこどもの進路

保護者が希望するこどもの進路を生活困難度別にみると、どの層でも「短大または大学まで」（困窮層：54.9％、周辺層：75.3％、一般層：80.1％）が最も多く、一般層では短大または大学以上の進路を希望している世帯が8割以上を占めています。

単位（％）

	全体 (件)	中学まで	高校まで	専門学校まで	短大または大学まで	大学院まで	その他	まだ分からない
全体	1,074	0.1	3.3	6.2	76.0	6.7	0.7	7.1
困窮層	142	0.0	8.5	14.1	54.9	7.0	0.7	14.8
周辺層	174	0.0	3.4	6.3	75.3	5.2	0.6	9.2
一般層	758	0.1	2.2	4.7	80.1	7.0	0.7	5.1

◆生活困難度×現実的なこどもの進路

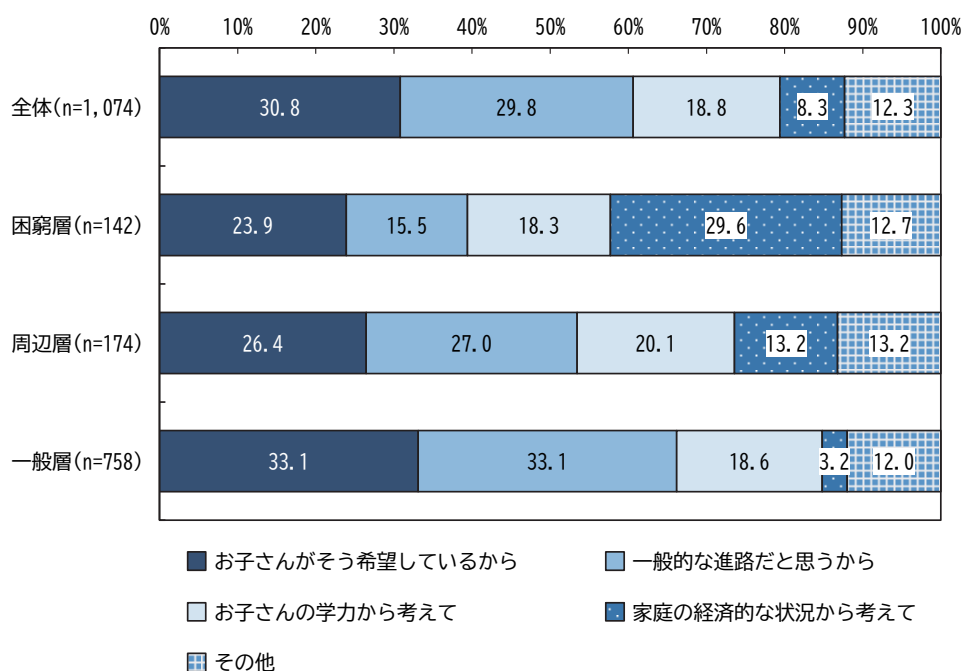
保護者が考える現実的なこどもの進路を生活困難度別にみると、周辺層・一般層ではともに「短大または大学まで」（周辺層：52.3％、一般層：62.8％）の割合が最も多く、次いで「まだ分からない」（周辺層：26.4％、一般層：21.9％）となっています。困窮層では「まだ分からない」が38.7％で最も多く、次いで「短大または大学まで」が23.9％、「高校まで」が19.7％となっています。

単位（％）

	全体 (件)	中学まで	高校まで	専門学校まで	短大または大学まで	大学院まで	その他	まだ分からない
全体	1,074	0.1	6.3	8.8	56.0	3.8	0.2	24.9
困窮層	142	0.0	19.7	15.5	23.9	2.1	0.0	38.7
周辺層	174	0.0	8.6	9.8	52.3	2.9	0.0	26.4
一般層	758	0.1	3.3	7.3	62.8	4.4	0.3	21.9

◆生活困難度×現実的な進路の選択理由

現実的な進路を選択した理由を生活困難度別にみると、周辺層・一般層では共通して「一般的な進路だと思うから」（周辺層：27.0％、一般層：33.1％）、「お子さんがそう希望しているから」（周辺層：26.4％、一般層：33.1％）の割合が多くなっています。困窮層では「家庭の経済的な状況から考えて」が29.6％と、ほかの層と比べても最も多くなっています。



◆生活困難度×授業以外での勉強方法（複数回答）

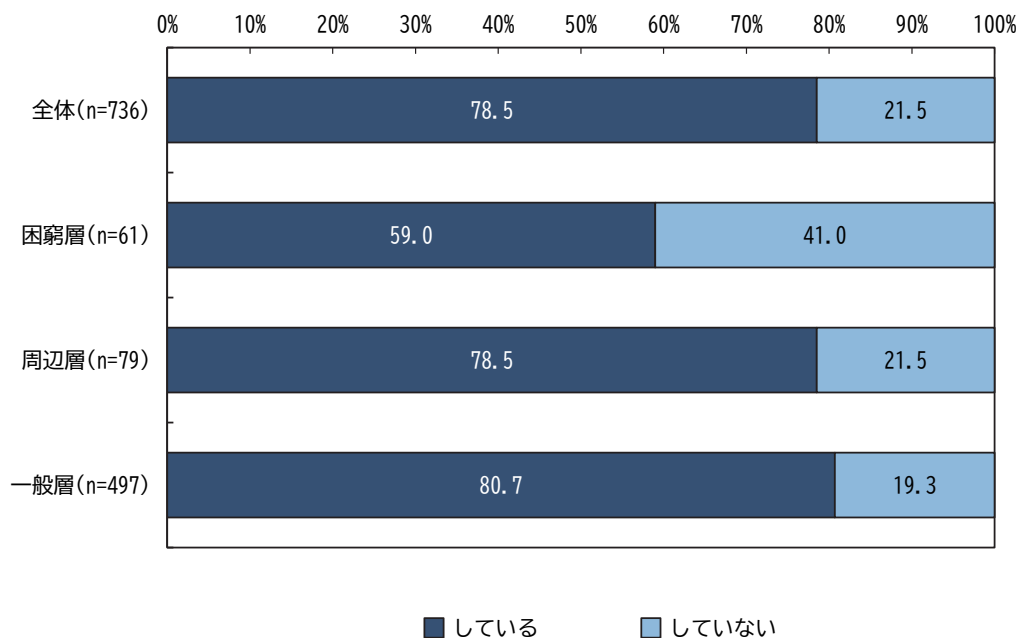
授業以外での勉強方法について、こどもの回答を生活困難度別にみると、どの層でも「自分で勉強する」（困窮層：68.9％、周辺層：69.6％、一般層：75.5％）の割合が最も多くなっています。

困窮層では、次いで「家の人に教えてもらう」（39.3％）、「友だちと勉強する」（29.5％）となっています。

		単位（％）									
	全体 (件)	自分で勉強する	塾で勉強する	学校の補習を受ける	家庭教師に教えてもらう	市や地域の勉強の会に参加する	家の人に教えてもらう	友達と勉強する	その他	学校は授業以外で勉強しない	無回答
全体	736	73.2	43.2	2.0	1.1	1.1	44.2	23.1	8.4	4.5	0.3
困窮層	61	68.9	24.6	3.3	0.0	4.9	39.3	29.5	4.9	8.2	0.0
周辺層	79	69.6	53.2	0.0	2.5	1.3	45.6	24.1	3.8	3.8	0.0
一般層	497	75.5	44.5	2.2	0.8	0.2	45.7	22.3	8.9	3.8	0.4

◆生活困難度×習い事の状況

習い事の状況について、こどもの回答を生活困難度別にみると、周辺層・一般層では全体と同じ傾向となっていますが、困窮層では「している」が59.0%、「していない」が41.0%と、割合の差が小さくなっています。



◆生活困難度×習い事をしていない理由（複数回答）

習い事をしていない理由について、こどもの回答を生活困難度別にみると、周辺層・一般層では「やりたい習い事がないから」（周辺層：52.9%、一般層：76.0%）、困窮層では「費用がかかるから」（52.0%）が最も多くなっています。

また、周辺層では「一緒に入る友達がいないから」（17.6%）と回答した世帯が、ほかの層と比べて多くなっています。

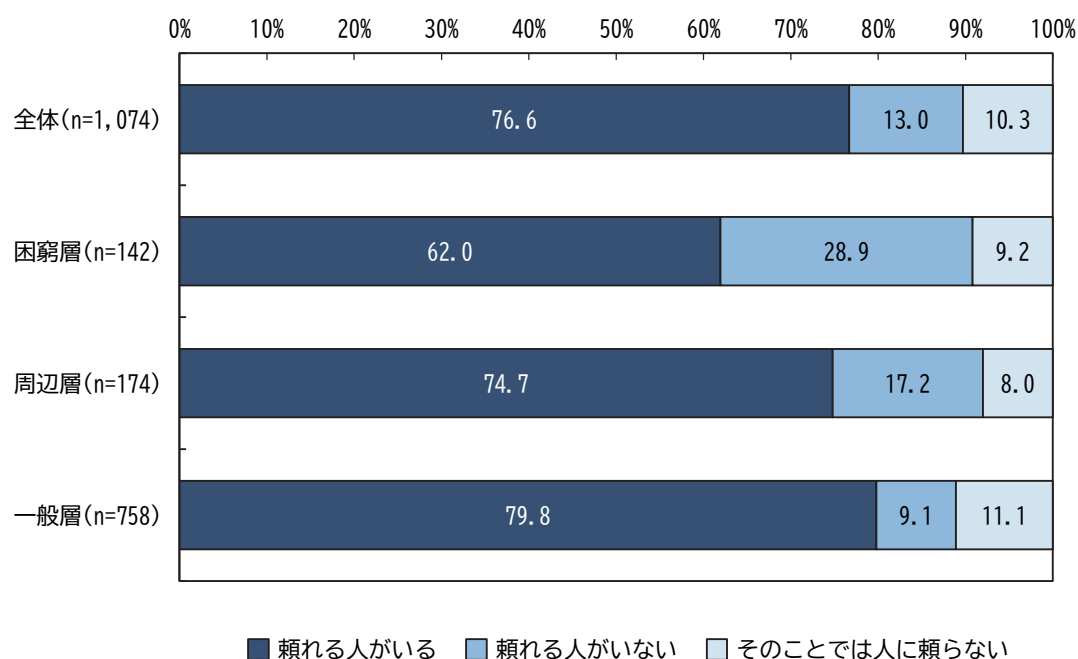
		単位 (%)						
	全体 (件)	やりたい 習い事 がない から	友達と 遊ぶ から	費用 が か か る か ら	家の 事 情 （ 家 族 の 世 話 、 家 事 な ど ） が あ る か ら	一緒 に 入 る 友 達 が い な い か ら	その他	無 回 答
全体	158	63.9	10.1	25.3	3.8	5.1	20.3	1.9
困窮層	25	40.0	12.0	52.0	8.0	0.0	24.0	0.0
周辺層	17	52.9	11.8	35.3	5.9	17.6	11.8	0.0
一般層	96	76.0	10.4	13.5	3.1	5.2	18.8	3.1

③ 生活の状況

◆生活困難度×子育てに関する相談で頼れる人

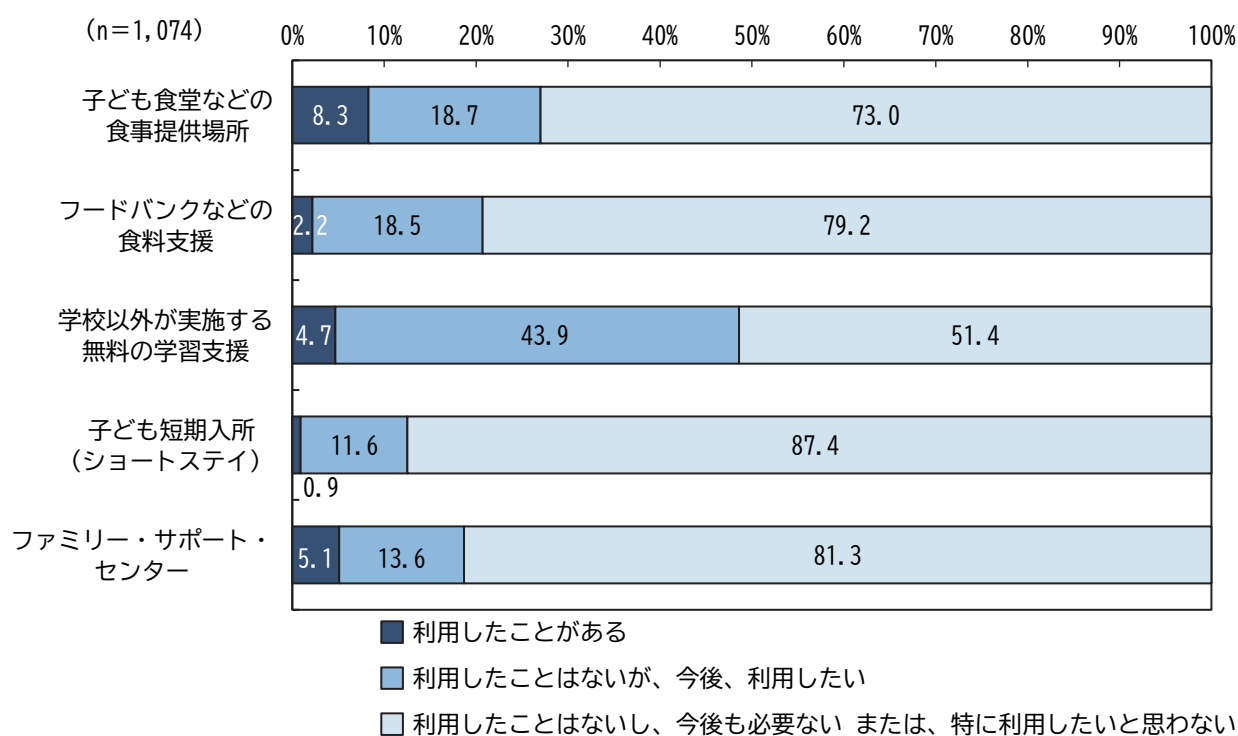
子育てに関する相談で頼れる人を生活困難度別にみると、どの層でも「頼れる人がいる」(困窮層：62.0%、周辺層：74.7%、一般層：79.8%)の割合が最も多くなっています。

また、一般層では「そのことでは人に頼らない」(11.1%)、困窮層では「頼れる人がいない」(28.9%)が、それぞれほかの層と比べて多くなっています。



◆支援の利用状況

各種施設やサービスの利用については、“利用したことがある”では「子ども食堂などの食事提供場所」が8.3%で最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が5.1%、「学校以外が実施する無料の学習支援」が4.7%となっています。“利用したことはないが、今後利用したい”では、「学校以外が実施する無料の学習支援」が43.9%で最も多く、次いで「子ども食堂などの食事提供場所」が18.7%、「フードバンクなどの食糧支援」が18.5%となっています。



◆生活困難度×相談できる人について（複数回答）

相談できる人について、こどもの回答を生活困難度別にみると、どの層でも「親」（困窮層：67.2%、周辺層：74.7%、一般層：77.3%）の割合が最も多く、次いで「学校の友達」（困窮層：55.7%、周辺層：59.5%、一般層：68.6%、「学校の先生」（困窮層：31.1%、周辺層：31.6%、一般層：40.4%となっています。

単位（%）

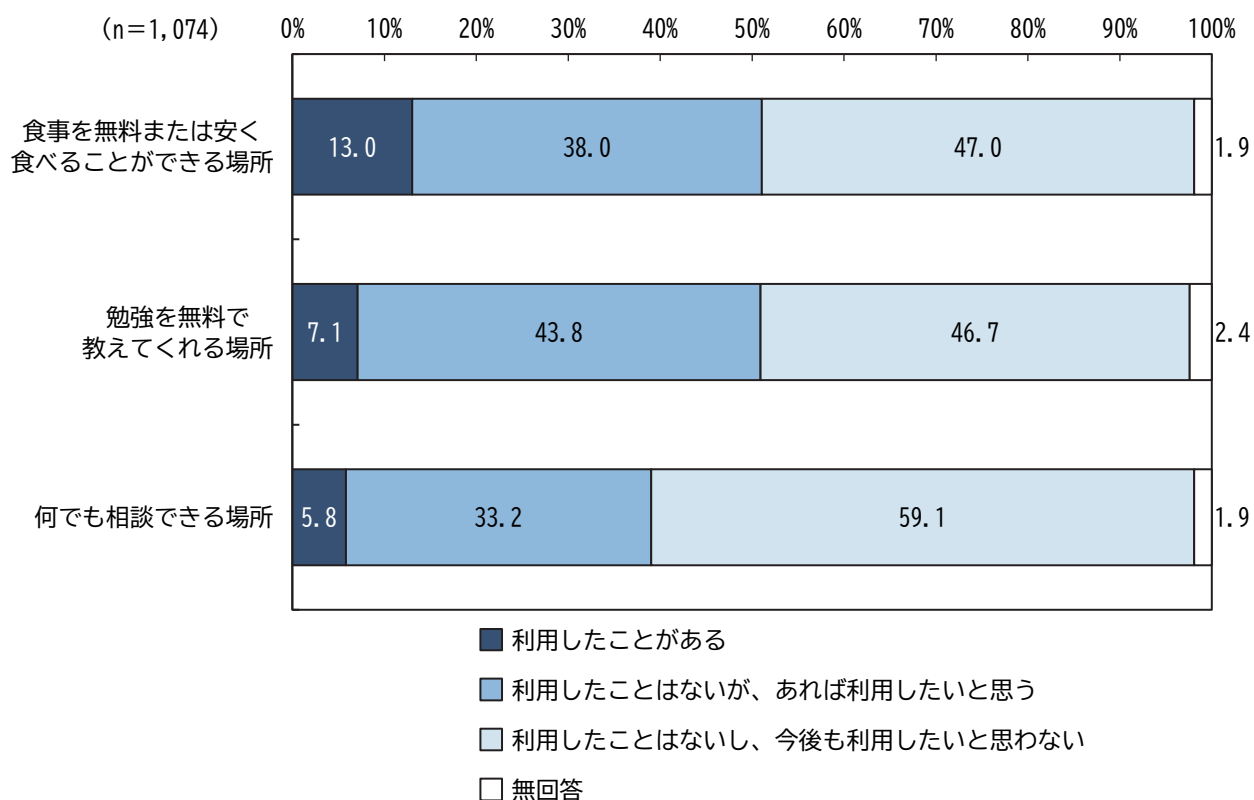
	全体 (件)	親	兄弟	祖父母など	学校の先生	学校の友達	学校以外の友達
全体	736	76.8	25.8	20.1	38.2	66.8	17.3
困窮層	61	67.2	23.0	19.7	31.1	55.7	14.8
周辺層	79	74.7	24.1	17.7	31.6	59.5	11.4
一般層	497	77.3	25.6	20.7	40.4	68.6	18.3

	全体 (件)	スクールソーシャルワーカーなど	その他の大人（塾・習い事、地域の人など）	ネットで知り合った人	だれにも相談できない	相談したくない	無回答
全体	736	7.3	9.4	3.8	2.3	5.6	0.3
困窮層	61	8.2	6.6	4.9	4.9	8.2	0.0
周辺層	79	6.3	6.3	2.5	5.1	3.8	2.5
一般層	497	7.0	10.7	3.8	1.8	5.0	0.0

◆支援の利用

こどもに聞いた、施設や場所の利用については、“利用したことがある”では「食事を無料または安く食べることができる場所」が13.0%、「勉強を無料で教えてくれる場所」が7.1%、「何でも相談できる場所」が5.8%となっています。

また、“利用したことはないが、あれば利用したいと思う”では、「勉強を無料で教えてくれる場所」が43.8%で最も多くなっています。



④ 就労の状況

◆親の就労状況

親の就労状況については、母親では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が46.3%、父親では「正社員・正規職員・会社役員」が83.7%で最も多くなっています。

単位 (%)								
	全体 (件)	正社員・ 会社役員・ 正規職員・	嘱託・契 約社員・ 派遣社員	パート・ アルバイト・ 非常勤職員	内職・自 営業(家族 従業員、 フリー ランスを 含む)	働いてい ない(専 業主婦/ 主夫を 含む)	わから ない	い ない
母親	1,074	23.1	7.1	46.3	4.1	18.8	0.3	0.4
父親	1,074	83.7	1.3	1.0	6.5	0.7	1.1	5.7

◆働いていない理由

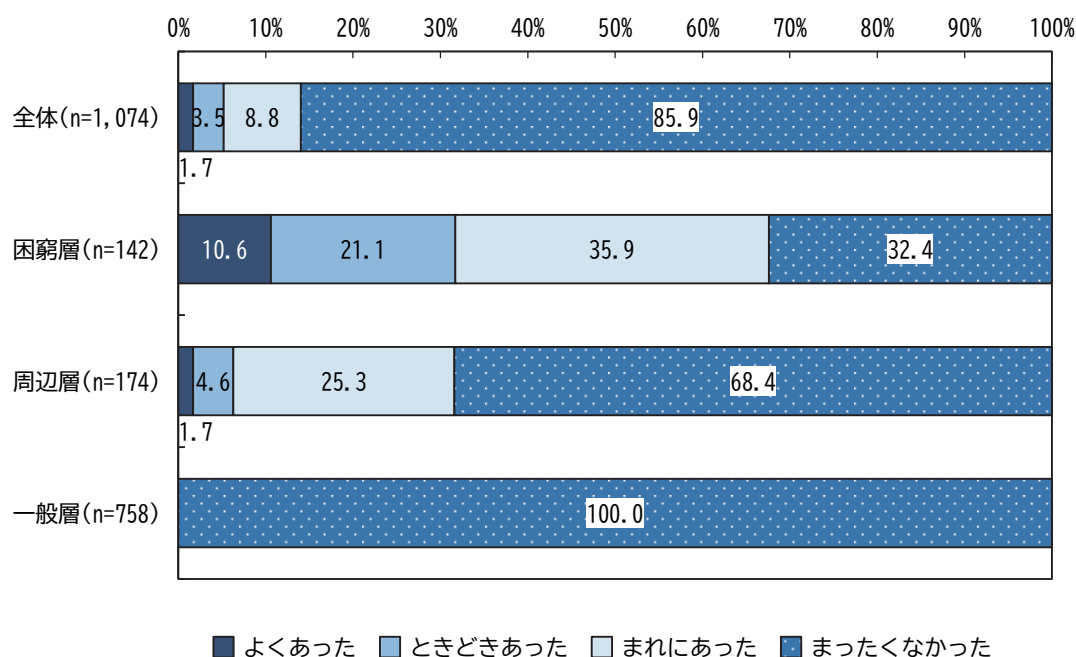
働いていない理由を属性別にみると、母親では「子育てを優先したいため」が50.0%で最も多く、次いで「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」が17.8%となっています。父親では「自分の病気や障害のため」が42.9%で最も多く、次いで「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」が28.6%となっています。

単位 (%)								
	全体 (件)	働きたい が、希望 する条件 の仕事が ないため	子育てを 優先した いため	家族の介 護・介助 のため	自分の病 気や障害 のため	通学して いるため	働く必要 がないた め	その他の 理由
母親	202	17.8	50.0	3.5	10.9	1.5	11.4	5.0
父親	7	28.6	0.0	0.0	42.9	0.0	0.0	28.6

⑤ 経済的な状況

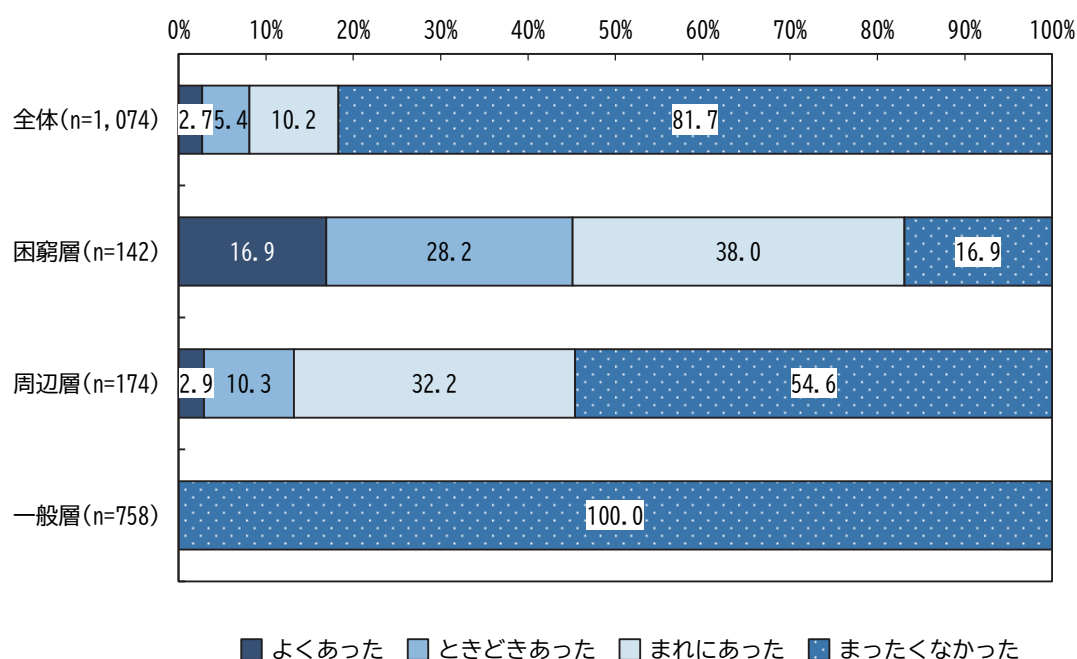
◆生活困難度×食料が買えなかった経験

食料が買えなかった経験を生活困難度別にみると、困窮層では「まれにあった」（３５．９％）が、周辺層・一般層では「まったくなかった」（周辺層：６８．４％、一般層：１００％）が最も多い割合となっています。



◆生活困難度×衣服が買えなかった経験

衣服が買えなかった経験を生活困難度別にみると、困窮層では「まれにあった」（３８．０％）が、周辺層・一般層では「まったくなかった」（周辺層：５４．６％、一般層：１００％）が最も多い割合となっています。



◆生活困難度×料金未払いの経験（複数回答）

料金未払いの経験を生活困難度別にみると、困窮層では「水道料金」（22.5％）が、周辺層では「家賃、住宅ローン」（4.6％）の割合が最も多くなっています。

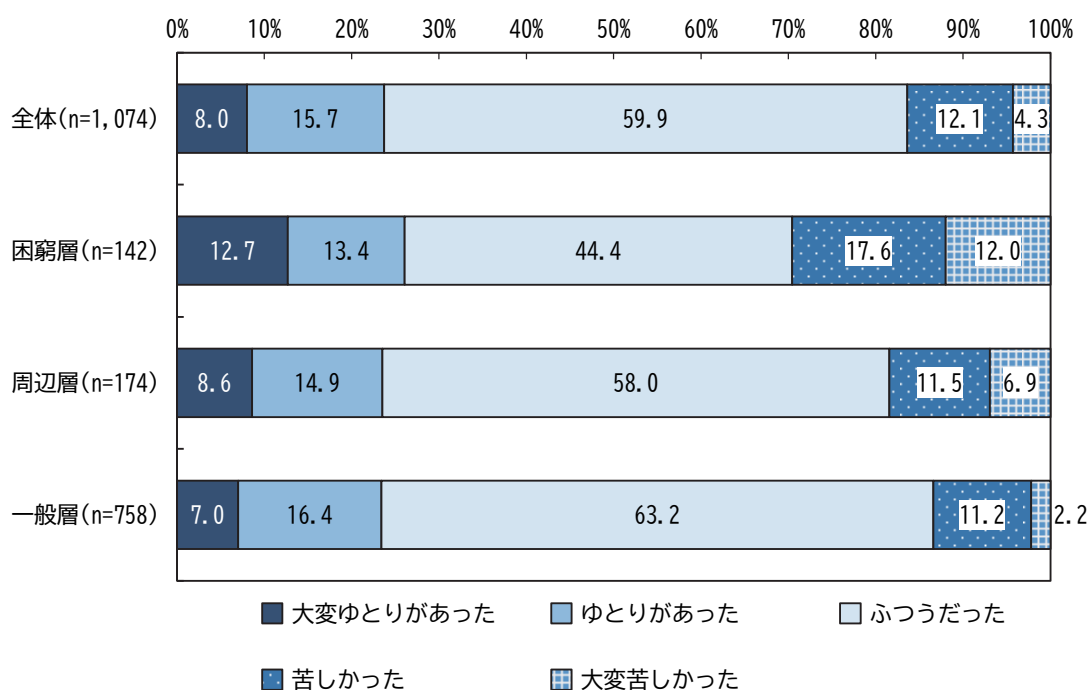
また、困窮層では「あてはまるものはない」（66.2％）の割合がほかの層に比べて最も低い一方で、一般層では料金未払いの経験があると答えた人はいませんでした。

単位（％）

	全体 (件)	電気 料金	ガス 料金	水道 料金	家賃、 住宅 ローン	通信費 (スマホ・ 携帯電話 など)	あては まるの ものは ない
全体	1,074	2.4	2.2	3.5	2.5	2.6	94.1
困窮層	142	14.1	14.8	22.5	13.4	15.5	66.2
周辺層	174	3.4	1.7	3.4	4.6	3.4	91.4
一般層	758	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

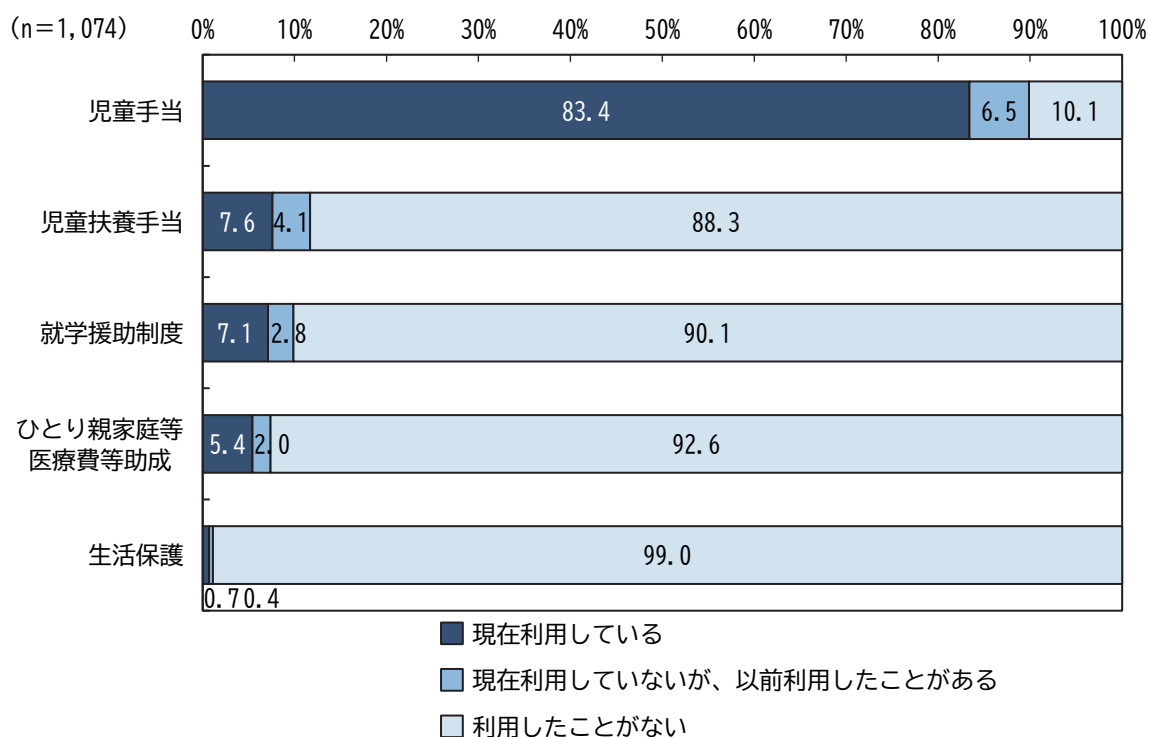
◆生活困難度×保護者のこどもの頃の暮らし向き

保護者のこどもの頃の暮らし向きを生活困難度別にみると、困窮層では「苦しかった」（17.6％）、「大変苦しかった」（12.0％）との回答が多くなっています。



◆支援制度の利用

支援制度の利用状況については、児童手当では「現在利用している」が83.4%と、ほかの制度と比べて突出して多くの割合を占めています。児童手当以外の制度では、「利用したことがない」（児童扶養手当88.3%、就学援助制度90.1%、ひとり親家庭等医療費等助成92.6%、生活保護：99.0%）が最も多い割合となっています。



(2) 支援者ヒアリング

■調査の目的

「第2期柏市こどもの貧困対策推進計画」の策定に向けて、生活に課題を抱える世帯の実態を把握することを目的に、日頃から困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている支援者を対象にヒアリング調査を実施しました。

■調査の時期

令和6年1月25日～令和6年7月31日

■ヒアリングの内容

- ①経済的に課題を抱える世帯の様子
- ②上記世帯とのかかわり（支援）で気づいた課題や意見

ヒアリング 対象者	児童家庭支援センター こどものショートステイ実施事業者 かしわ就労自立サポートセンター（ハローワーク松戸） かしわ地域若者サポートステーション 柏市地域支援センター あいネット スクールソーシャルワーカー（中学校3か所） 民生委員・主任児童委員（2地区） ひとり親を対象とした相談員 柏市社会福祉協議会 市立高校
--------------	---

●経済的に課題を抱える世帯の様子

主な意見	・栄養が行き届いておらず、やせ体型で小柄な子どもが多い。 ・不登校の児童が増えている。 ・母親が朝に弱いため朝ごはんを食べておらず、食事は給食が頼り。 ・母親が困りそうだとわかると、何も言わなくなる。 ・大人と関係を築くことはできるが、子ども同士だと難しいように見える。 ・友達が少ない。大人より子どものほうがシビアと感じる。 ・進学するにあたり、修学支援金、奨学金を借りる生徒が多い傾向にある。 ・多子世帯の場合、就職を選択する生徒がいる。 ・初めにつながる支援先で拒否されてしまうと、その後の支援先も介入することが難しい。 ・人を家に入れることや相談することが難しく、拒否されるかたも多い。 ・就労のほかにも課題のある家庭が多い。子どもが不登校などの問題を抱えている。 ・発達障害（グレーゾーン）のかたが多く、1年仕事が続かずに職場を転々としている。言葉以外をくみ取れないため、職場内のコミュニケーションが難しい。 ・男性は支援を嫌がるかたが多いように感じる。 ・ママ友などの横のつながりが少ない。 ・精神疾患があることが多い（ADHD、片付けができないなど）。 ・子どもをネグレクトしていても自分の身なりは綺麗など、お金の使い方の優先度に違和感がある人が多い。 ・相談者の親も離婚、DV被害があったという連鎖を感じる。
-------------	--

●上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

主な意見	・コロナ禍や物価高騰の影響により、家計の苦しい家庭が多い。 ・離職率が高い。 ・経済的にも精神的にも家族のサポート力がない。また、こどもが発達障がい等で上手くいかない場合が多く、ネグレクトや虐待等がある家庭もみられる。 ・お金の支援も大事だが、こどものいる世帯はお金だけでは解決しない。 ・精神的に不安定ななか、正社員として週5日勤務は難しい。 ・市の支援情報が入手しにくい家庭へのアプローチや外国籍のかたが理解できる情報発信が大事。 ・不登校のこどもの情報は学校と共有できているが、幼稚園・保育園では共有の難しい家庭もある。 ・保護者の余裕がないため、医療費控除ができるのに申告していないなど、家計管理のできていない人が多い。 ・親もこどもも人間関係を構築することが苦手な傾向にある。 ・困ったときにすぐに相談できる場所があればいい。 ・幼稚園に行っておらず、こどもが集団生活できない。義務教育でないと「行かなくてよい」と思ってしまう。 ・行政に対して不信感があるように感じる。 ・奨学金は、将来返済しなければならないため、積極的な案内が難しいと感じている。 ・家族も孤立しているが、こどもも孤立している。
------	--

4 施策の方向性と取り組み

(1) 基本理念

**すべてのこどもが安心して生活を送り、
健やかに成長できるまち**

すべてのこどもが、それぞれの置かれた状況のなかでも、健やかに成長していけるよう、また、社会から孤立することなく日常生活を送ることができるよう、社会全体で支える環境を構築することが重要です。

また、こどもの貧困の解消には、貧困の状況にあるかたの妊娠から出産まで、そしてそのこどもが大人になるまで、他者とのかかわりを通じた切れ目のない支援、それぞれの世帯が抱える多様かつ複雑な課題に対する支援が必要です。

さらに、切れ目のない支援を継続していくには、支援を必要とされるかたに合った「情報の提供」が重要です。近年、ホームページや SNS を積極的に活用した情報発信を実施しており、幅広い世帯への周知に努めています。一方で、支援を必要とする世帯のなかには、情報の入手が困難なケースもあり、直接対面で情報を伝える手段が有効な場合もあります。

そのため、行政、学校、地域、民間事業や団体などが連携し、それぞれの世帯が必要な支援に結びつくことができる体制の整備や情報提供の充実に取り組むことで、こどもとその家族を支える社会の実現を進めていきます。

(2) 基本目標と施策の方向性

基本目標1 教育の支援

家庭の状況にかかわらず、すべてのこどもが質の高い教育を受け、自分の能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に自分らしく挑戦していくことは、一人ひとりの豊かな人生につながります。

しかし、子どもの生活実態調査では、経済的な困難を抱えている世帯において、教育や体験の機会、進路などに、不利や制約が生じている状況がうかがえます。

この基本目標では、こども一人ひとりが、安心して学び、成長していくことができるよう、心身の健やかな発育・発達を促すとともに、学びに困難を抱える児童生徒への支援、学習意欲の向上につながる学習機会の提供、教育費等の負担軽減などに取り組みます。

基本目標2 生活の支援

すべての子育て世帯の安定した生活基盤を支えるためには、経済的な支援や、こどもが健やかに育つための健康に関する支援や環境が大切です。

特にひとり親世帯は、保護者ひとりで仕事と子育てを両立していることから、時間や気持ちに余裕がなく、より地域や社会から孤立しやすい傾向にあるため、個々の事情に寄り添った支援を行う必要があります。

多様かつ複雑な課題を抱え、周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をした上で、地域、学校、関係団体、行政等の連携を強化し、切れ目のない支援につなげていく体制の推進を図ります。

基本目標3 就労の支援

保護者の就労支援は、就労によって一定の収入を得て生活の安定を図る上で重要です。

子どもの生活実態調査では、困窮世帯の母親の約半数が非正規職員となっているほか、ひとり親家庭では、子育てとの両立のために希望する就労条件から、非正規雇用など不安定な就労につながりやすい状況です。

このような課題に対応するため、保護者が安定して就労するための子育て支援や関係機関と連携した就労支援を行っていきます。

基本目標4 経済的支援

子どもの生活実態調査では、困窮世帯の保護者について約3割のかたが、「自身が子どもの頃も暮らしが苦しかった」と回答しており、貧困が連鎖していることがうかがえます。

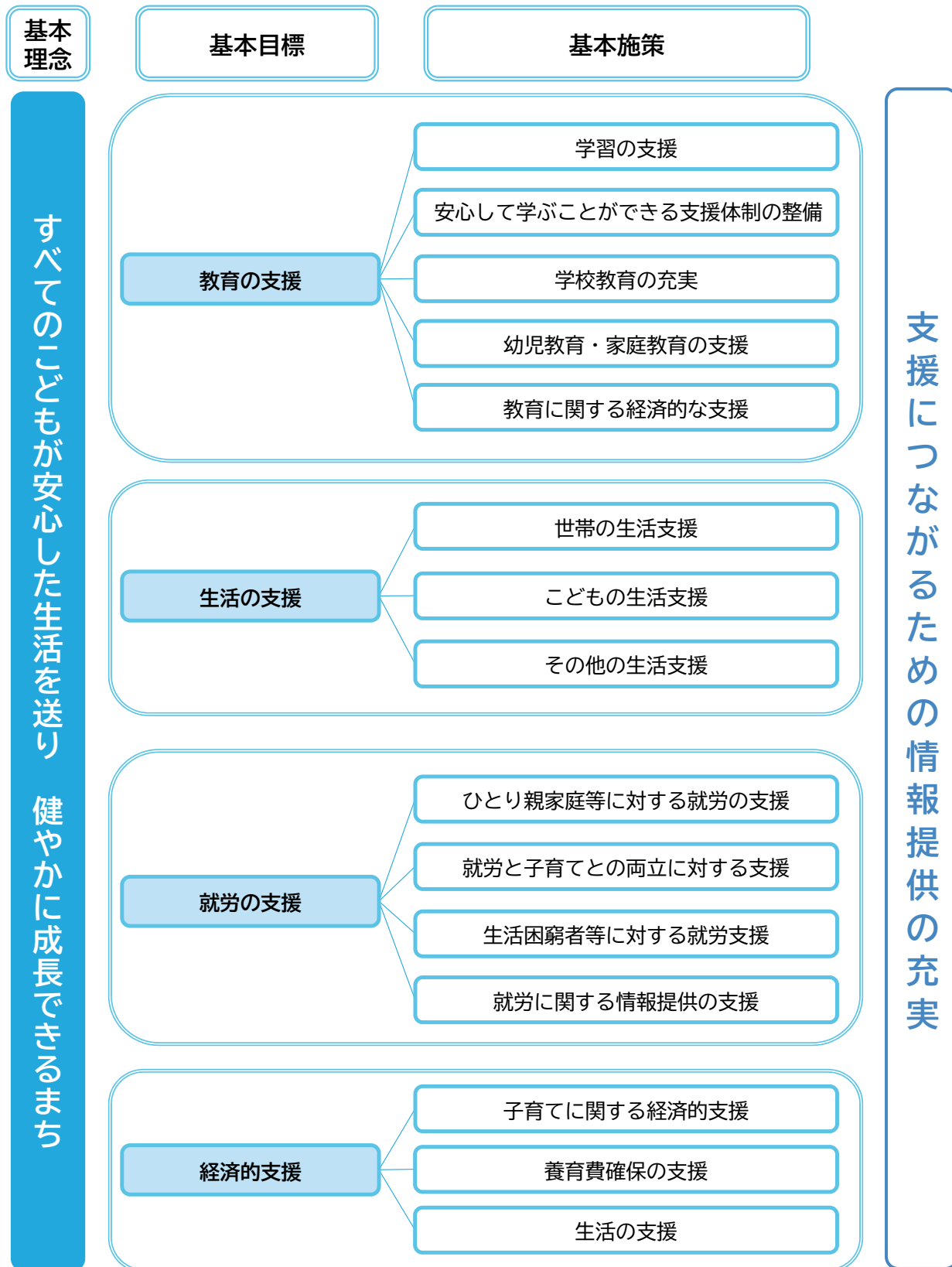
そのため、子育てに関する支援、こどもの養育費確保に関する支援など、様々な世帯の状況を意識しながら各種経済的な支援に取り組めます。

基本目標の推進にあたり、支援が必要であるにもかかわらず、制度を知らない、手続きが分からない等の理由により、支援が届かないこどもやその保護者にも確実に情報を届ける必要があります。

本計画では、生活困窮に直面している世帯への支援の充実に加え、支援につながるための情報提供の充実を図ることで、貧困及び貧困の連鎖の解消を目指します。

(3) 施策体系図

基本理念の下、取組むべき方向性を基本目標として定め、目標ごとに必要な施策に体系的に取り組めます。



施策1 教育の支援

すべてのこどもに、学校や地域において様々な体験活動の機会を提供するとともに、質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境を整備していきます。

また、学校生活における必要経費の支援や、進学に要する費用の助成などを通じて、経済的負担の軽減を図ります。

(1) 学習の支援

①こどもの生活・学習支援事業

こどもたちが将来自立した生活が営めるよう、基本的な生活や学習習慣のみならず、自己肯定感やコミュニケーション等の学習の土台となるべき意識や能力の向上を図るため、生活保護、児童扶養手当、就学援助などの受給世帯の小学4年生から中学2年生までを対象に、近隣センター等で週1回「かしわこども未来学習会」を実施します。	こども福祉課
---	--------

②学習支援事業

生活保護、児童扶養手当、遺児手当、ひとり親医療費、就労援助受給世帯の中学2・3年生及び高校生を対象に学習会を実施し、確実な高校進学、将来の選択肢を広げるとともに、居場所の提供など、貧困の連鎖の防止に努めます。	生活支援課
--	-------

③放課後子ども教室

児童の学習意欲の向上と学習習慣の定着を目的とした平日のステップアップ学習会、こどもたちがより多くの体験の機会に触れることを目的とした体験講座及び居場所型事業を実施します。今後、事業拡大のための人材の確保と、内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ（こどもルーム）との連携を検討していきます。	生涯学習課
--	-------

(2) 安心して学ぶことができる支援体制の整備

①学校を窓口とした相談体制の強化

こどもにとって最も身近な学校を、貧困の連鎖を断ち切るための気づきの場となる「プラットフォーム」と位置付け、一人ひとりのこどもと家庭に寄り添った支援を行うため、学校と福祉をつなぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置を推進します。 また、こどもや保護者への相談業務や、こどもの心のケア等を行う、スクールカウンセラーによる支援を充実していきます。	児童生徒課
---	-------

②コミュニティ・スクールの推進

保護者や地域のかたがたが、学校運営に参画する機能を有するコミュニティ・スクールを推進することで、こどもの教育に対する課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを進めていきます。	学校教育課
--	-------

③スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを全中学校区及び市内4ヶ所の教育支援センターへ配置します。 様々な環境で問題を抱えている児童生徒や保護者に対し、教育分野や社会福祉分野等の知識を用いた相談支援、関係機関へのつなぎ、教職員への情報提供等を実施することで、児童生徒や保護者を取り巻く環境の改善に向けた支援をします。	児童生徒課
---	-------

④スクールカウンセラーの配置

児童生徒及びその保護者の教育・子育ての悩み等を中心にカウンセリングを行います。千葉県から、中学校は週1回、小学校は隔週と月1回の配置が行われるため、柏市では、小学校9校へスクールカウンセラーの拠点校配置を行い、月1回配置の小学校については、巡回訪問を実施します。	児童生徒課
---	-------

⑤貧困に対する教職員の理解促進

学校教職員に対して様々な機会に研修を実施することで、困難を抱えるこどもの生活状況、貧困がこどもの成長過程に及ぼす影響、貧困対策としての取り組み等の理解を促進します。	児童生徒課
--	-------

(3) 学校教育の充実

①柏市学力・学習状況調査

全児童を対象として、学力・学習状況調査を実施することで、経年変化や傾向を分析しています。それにより、児童の学力・学習状況を把握し、各学校における学習指導及び生徒指導等の改善並びに教育委員会の施策・事業の改善等に役立てていきます。	教育研究所
--	-------

② ICTを利活用した教育の推進

市内に在籍している児童生徒の貧困対策として通信端末を貸し出します。対象は要保護世帯及び準要保護世帯でインターネット接続環境の整備が困難な家庭とし、ポケットWi-Fiルータの貸し出しと通信費を支援することで、貧困による学習環境の差が生じないようにします。	指導課
--	-----

③日本語支援に関する事業

市内に在籍している帰国・外国人等児童生徒の日本語支援体制を整備し、安心して一人ひとりが学校生活を送ることができるようにします。 日本語支援を要する児童生徒の増加に伴い、日本語教育コーディネーター（１名）、日本語教育支援員（１名）を配置し、各校の日本語支援体制を整えます。今後も日本語支援要請に対し１００％の配置を維持するため、持続可能な体制の構築に努めます。	指導課
---	-----

（４）幼児教育・家庭教育の支援

①幼保こ小連携の推進

幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携については、市内１０地区において連絡会を実施し、保育者と教諭間で、こども同士の交流方法を工夫する等の情報交換や指導観の相互理解を深めていきます。 また、生涯にわたる学び、生活の基盤をつくる上で重要となる、５歳児から小学校１年生の「架け橋期」に関する資料を作成し、各校で活用するとともに、研修会による啓発活動を推進します。	教育研究所
---	-------

②幼児教育の推進

柏市の保育・幼児教育の充実を図ります。また、施設類型に関わらず、柏市全体の幼児教育の質を高めるため、推進委員とともに、幼児教育共同実践研究会を定期的に開催し、情報共有や指導の実践に努めます。	教育研究所
--	-------

③家庭教育支援

子育て中の保護者等に対し、情報収集や交換など、子育てについて気軽に相談できる場所として「みんなの子育て広場」を、学校・家庭・地域と連携しながら、市内小学校を中心に実施します。また、幼稚園・保育園・学校等のPTA・保護者会や「かしわ地域学びの事業者連絡会」加盟事業者が行う家庭教育に関する講演会等へ、報償費の実費を教育委員会の基準に基づいて支援します。	生涯学習課
--	-------

(5) 教育に関する経済的な支援

①就学援助制度の充実

小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的理由により就学が困難な児童生徒の要保護者又は準要保護者に対し、学用品費及び学校給食費等の援助を行っています。	学校教育課
--	-------

②地域クラブ参加費支援事業補助金

地域クラブに参加する中学校の生徒の保護者負担の軽減を図り、こどもたちが多様なスポーツ活動や文化芸術活動に参加する機会の充実に資することを目的として補助金を交付します。 補助金の交付を受けることができるかたは、生活保護若しくは就学援助の認定のある世帯、又は社会的養護の施設等に入所するかたで、本市が設置する中学校の生徒のうち、地域クラブに参加するこどもと生計を共にする保護者、又は養護するかたです。	指導課
--	-----

③特別支援教育就学奨励費

教育の機会均等の趣旨を踏まえ、特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学用品費及び給食費等を支給しています。	学校教育課
--	-------

④生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給

生活保護を受給している世帯であって、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、原則として当該学校における正規の修業年限に限り、授業料や入学金及び入学考査料等の高等学校等就学費を支給します。	生活支援課
--	-------

⑤生活保護世帯のこどもの学習塾等費用の収入認定除外

生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入をそのこどもの学習塾等の費用に充てる場合には、充てた金額を生活保護費の収入認定から必要に応じて除外します。	生活支援課
---	-------

⑥生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外

生活保護世帯の高校生の就労収入等のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、必要に応じて収入認定から除外します。	生活支援課
---	-------

⑦法外援護事業（修学旅行支度費）

小・中学生が修学旅行に参加する場合、生活保護受給者の生活の安定及び福祉の向上の観点から、生活保護法で対象とされていない修学旅行支度費を支給します。	生活支援課
---	-------

⑧大学等受験料支援補助金

経済的な事情により、高等教育への進学をあきらめることがないように、大学や専門学校等の受験に関する受験料の費用を補助します。 奨学金制度の対象外である受験料を補助することで、進学後に奨学金等を利用できるようになる前の段階を支え、こどもの進学に向けたチャレンジを支援します。	こども福祉課
---	--------

施策２ 生活の支援

生活困窮により、こどもの発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼさないよう、親の妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援等、生活の安定に資する支援の充実を図ります。

また、社会的に孤立した世帯に対して、相談機能の充実を図るとともに、こども及びその保護者の交流の機会等につながる居場所づくりの提供に取り組みます。

（１）世帯の生活支援

①保育所

保護者の就労や病気等で、保育を必要とする小学校入学前までの乳幼児を保育します。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、優先的な入所に配慮しています。	保育運営課
--	-------

②こどもルーム

保護者が昼間、就労や病気等により保育をすることができない家庭の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場となる「こどもルーム」を提供し、その健全な育成を図ります。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の優先入所に配慮します。	アフター スクール課
---	---------------

③利用者支援事業（基本型）

専門の研修を受けた「子育て支援アドバイザー」が日々の子育てにおける困りごとや悩みごとをお聞きし、幅広い情報を提供したり、ご家庭の状況や希望に合った支援サービスや窓口等を案内します。	子育て支援課
--	--------

④保育施設の利用者支援事業

市内の保育施設の空き情報、各種保育サービスの利用方法など、保育に関する相談を行う職員を配置し、専用窓口の「保育アシストデスク」と専用電話の「保育アシストコール」を設けます。	保育運営課
--	-------

⑤認可保育園の一時預かり

保育園の入所基準に含まれない程度の就労、病気、けが、リフレッシュに一時的に保育を行います。	保育運営課
---	-------

⑥はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）事業

乳幼児親子が安心して集うことができる場を提供し、親子同士の交流を通じた仲間づくりや、子育て関連情報の提供、子育ての悩み相談、育児講座などを行います。	子育て支援課
--	--------

⑦はぐはぐポケット中央（乳幼児一時預かり）

保育園・幼稚園等に在籍しておらず、家庭において保育している乳幼児に対し、理由を問わず一時的に預かることにより、子育て中の保護者を支援しその負担を軽減していきます。	子育て支援課
---	--------

⑧保育所等訪問支援事業

発育や発達に不安や心配のある就学前のお子さんに対し、療育経験を持つ支援員が、お子さんが通う保育園等を定期的に訪問して、集団生活に適応できるよう専門的な支援を提供します。	キッズルーム
--	--------

⑨産後ケア事業

出産後、育児不安や、身体的、心理的負担を抱えている等、特に育児支援を必要とする家庭を対象に、産後も安心して子育てができるよう、宿泊、通所又は訪問のサービスを利用して、母親の心身のケアや育児サポートを行います。	母子保健課
--	-------

⑩妊産婦等生活援助事業

身近に頼れる親族等が不在であるなどによって、家庭生活に支障が生じている妊産婦に対し、安心して出産やその後の生活について考えることのできる居場所を入所又は通いにより提供します。食事やその他日常生活を営むために必要な支援のほか、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の児童の養育に係る相談及び助言、また必要な関係機関や支援につなぐなど、その後の生活の自立に向けた、寄り添い型の相談・居場所づくり・支援体制を構築します。	こども相談センター
---	-----------

⑪乳児家庭全戸訪問事業

子育て世帯の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、全数訪問を実施します。支援が必要な家庭には適切なサービスを提供することで虐待発生の予防を目的としています。	母子保健課
---	-------

⑫子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	こども相談センター
---	-----------

⑬養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導・助言・援助等を訪問により行います。 今後も、母子保健事業との連携により、要支援家庭の早期把握・早期対応及び継続した支援に努めます。	こども相談センター
--	-----------

⑭子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、出産、看護、事故、育児疲れ等で一時的に養育が困難となった時、短期間、お子さんを児童養護施設へ預けることができる事業を実施しています。	こども相談センター
---	-----------

⑮妊娠子育て相談

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援（妊婦等包括相談支援事業）を実施します。 支援が必要なかた等には、プランを作成し、継続的に支援を行います。	母子保健課
--	-------

⑩家庭児童相談

子育てに悩んでいる保護者等に児童虐待をはじめ、養育・保健・傷害・非行・生育等、生活全般に関する相談・支援を実施します。 また、要保護児童等については、関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」により支援内容を協議し、適切な支援に努めるとともに、同協議会のネットワークにより、教育・医療・福祉・保健・地域等の連携を図り、児童虐待の予防に努めます。	こども相談センター
--	-----------

(2) こどもの生活支援

①柏市子ども・子育て支援複合施設中高生の広場

中高生世代のこどもに自主的な活動及び交流の場を提供することにより、中高生世代の健全な育成を図ります。	生涯学習課
---	-------

②柏市子ども・子育て支援複合施設本の広場

小学生を中心に未就学児から中学生までが、自由に本を読んだり、遊んだり、おしゃべりができる居場所として、子ども・子育て支援複合施設4階に「本の広場」を令和6年12月より開設しています。	図書館
--	-----

③児童センター

就学前のお子さんと保護者のつどいや学びの場、18歳までのこどもの健全な遊びや、地域のかたがたとのふれあいの機会の提供を行います。 遊びや講座などを通じて、乳幼児家庭の孤立防止や、児童の見守りの連携に取り組んでいきます。	子育て支援課
---	--------

(3) その他の生活支援

①市営住宅子育て世帯向け期限付入居制度

40歳以下の夫婦と小学校6年生以下のこどもを含む世帯を対象に、最長15年間の期限付き入居制度を実施しています。 今後も制度の拡大等、必要に応じて事業の見直しを検討します。	住宅政策課
---	-------

②市営住宅へ入居する際の優遇措置

母子世帯及び父子世帯に対して、市営住宅の抽選時に当選確率を高める優遇制度を実施しています。	住宅政策課
---	-------

③住居確保給付事業

離職から2年以内で住宅を喪失又は喪失のおそれのあるかたに、収入状況等により生活保護の住宅扶助基準の範囲内で家賃相当額を有期で支給し、就労機会の確保や常用就労移行による増収等、生活の安定を図ります。	生活支援課
--	-------

④こどもの居場所活動への支援

こども食堂等の団体に関する情報を柏市のホームページへ掲載するなど周知活動に関する支援を行います。 また、個人や団体から寄附を受けた食材等を、市内のこどもの居場所活動団体に配分することで、各団体の活動を支援します。	こども福祉課
--	--------

⑤ひとり親家庭等に対する自立支援

ひとり親家庭等については、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」「相談支援体制」を柱とした総合的な施策を引き続き推進します。 また、母子・父子自立支援相談事業として、ひとり親家庭等の抱えている経済的な問題、職業能力の向上、就業についての相談、その他生活全般に関する相談等、自立に必要な相談・支援を行います。	こども福祉課
---	--------

⑥生活困窮者自立支援制度による自立支援

生活困窮及び生活困窮に陥るおそれのある世帯に対し、自立支援相談員が総合的、包括的、伴走型で自立に向けた相談支援及び就労支援を行う自立相談支援事業を実施します。 また、収入はある程度得ているものの、収支のバランスが崩れていることなどにより生活困窮に陥っている場合は、家計相談支援員が収支の改善並びに債務整理等の支援を実施します。	生活支援課
---	-------

⑦生活保護受給世帯に対する自立支援

生活保護受給中の世帯については、ケースワーカーによる計画的な訪問、生活需要等の検討を行うとともに、援助方針に沿った支援及び社会保障、公的貸付制度、福祉給付、福祉サービス等の他法他施策や扶養義務者並びに生活保護受給者自身の稼働能力等あらゆるものを活用するなどして、生活的、社会的、経済的な自立を支援します。	生活支援課
--	-------

施策3 就労の支援

就労に困難を抱えている保護者は複合的な課題を抱えていることが多く、関係機関との連携によるきめ細やかな支援を行うことで、就労に結び付けていきます。

また、ひとり親世帯等が安心して子育てと仕事を両立し、自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に合わせた就労支援や自立支援事業の活用促進を図ります。

(1) ひとり親家庭等に対する就労の支援

①母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭等の親の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況を聞き取り、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定した上で、ニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定し、就労に結びつけます。 「かしわ就労自立サポートセンター」に常駐しているハローワークの職員と連携して、相談者の状況やニーズに応じた対応を行います。	こども福祉課
--	--------

②就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭に対し、介護職員初任者研修等の就業支援講習会やパソコンスキル（エクセル）を磨く講座を開催し、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得する機会を設けます。 また、講座修了後に利用者へのアンケート調査を実施し、結果や意見を分析し、効果的な事業を検討・企画します。	こども福祉課
---	--------

③自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がないひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講する場合、教育訓練経費を助成することで、ひとり親家庭の就業と経済的自立を支援します。	こども福祉課
---	--------

④高等職業訓練促進給付金事業

就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、ひとり親のかたが6か月以上の養成期間を要する国家資格等を取得する際に最大4年間高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図ります。	こども福祉課
--	--------

⑤高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格とされる看護師、准看護師、保育士及び介護福祉士等の取得を目指すひとり親のかたに、養成機関在学中（最大３年間）に最大月額５万円を貸し付け、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。 なお、市内に在住し、養成機関卒業から１年２ヶ月以内に取得した資格を活かして就職した場合、その職に従事した期間が５年間を満たした場合は返済免除とします。	こども福祉課
---	--------

⑥高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親とその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に受講料を支給します。	こども福祉課
---	--------

（２）就労と子育てとの両立に対する支援

①保育所【再掲】

保護者の就労や病気等で、保育を必要とする小学校入学前までの乳幼児を保育します。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、優先的な入所に配慮しています。	保育運営課
---	-------

②こどもルーム【再掲】

保護者が昼間、就労や病気等により保育をすることができない家庭の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場となる「こどもルーム」を提供し、その健全な育成を図ります。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の優先入所に配慮します。	アフター スクール課
--	---------------

③病児・病後児保育事業

病中又は回復期のこどもについて、保護者の就労の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行います。	保育運営課
---	-------

④ファミリー・サポート・センター事業

子育てを手助けしてほしい人と、子育てを手伝いたい人をつなぎ、育児を地域で助け合う活動を支援します。 子育てを手助けしてほしい人を「利用会員」、子育てを手伝いたい人を「協力会員」として登録し、支援のニーズや地域に応じて子育ての援助活動が行われるよう、アドバイザーが会員同士をマッチングします。 保育や習い事の送迎などの援助を行うことで、地域のかたと共に就労と子育ての両立支援を行います。	子育て支援課
---	--------

(3) 生活困窮者等に対する就労支援

①生活困窮者に対する就労準備支援事業

生活困窮及び生活困窮に陥るおそれのある世帯の世帯員が、「生活リズムが崩れている」、「社会との関わりに不安がある」など就労に向けた準備が整っていない場合は、就労に向けた準備として日常生活自立の訓練から社会生活自立を目標とした訓練を行って一般就労へ導きます。	生活支援課
--	-------

②就労支援事業

稼働能力を十分に活用できていない生活保護受給者に対して、専門的に就労を支援する職員（就労支援相談員）を配置し、個々の能力、適性等に応じたきめ細やかな支援を実施し、能力に応じた就労の実現を目指します。 「かしわ就労自立サポートセンター」のコーディネーターと連携しながら、効果的な就労支援を実施していきます。	生活支援課
--	-------

③就労自立給付金事業

生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った際に、その仮想的に積み立てた資金を支給します。 就労し自立に至った対象者に対しても、短期間での生活保護の再申請に至らないような安定した生活を支援します。	生活支援課
---	-------

（４）就労に関する情報提供の支援

①就労に関する情報提供の支援

ハローワークや周辺各市との連携を深め、就労及び雇用推進に係る情報提供に努めます。	産業政策・ スタートアップ 推進課
--	-------------------------

②障害者等の社会参加、アウトリーチ支援

障害の疑いがあるが障害者手帳未取得者やひきこもりのかた、障害者手帳を取得しても支援機関につながっていないかた等を対象にした社会参加及びアウトリーチ支援を行います。オンライン相談では対面せずにメタバース空間で相談ができます。また、関係機関との情報共有等を行い、今後はアウトリーチにより力を入れて支援の拡充を図ります。	障害福祉課
---	-------

③若年者就労支援事業

国の「地域若者サポートステーション」と連携し、臨床心理相談、各種プログラムを行います。中間的就労支援として軽作業や体験就労を実施し、個々の状況に合わせた継続した支援を行います。	産業政策・ スタートアップ 推進課
--	-------------------------

施策4 経済的支援

支援が必要な世帯に、経済的な支えとなる児童手当をはじめ、各種手当や貸付、助成などの経済的支援を行うほか、経済的支援体制の充実を図ります。

(1) 子育てに関する経済的支援

①児童手当

児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を図るため、当該児童の養育者に手当を支給します。 国の制度拡大に伴い、令和6年10月分から、所得制限を撤廃し、支給対象年齢を18歳到達後の最初の年度末までの高校生年代までに延長しています。また、支給回数を年3回から年6回に増加しています。	こども福祉課
---	--------

②こども医療費助成

こどもの保健対策及び子育て支援の充実のために、高校生相当の年齢までの児童を対象に、保険診療分の医療費を助成します。市民税所得割非課税世帯に該当する場合は、自己負担金の全額を助成します。	こども福祉課
--	--------

③小児インフルエンザ予防接種の費用助成

子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、発病及び重症化の予防を図るため、生後満6か月から小学6年生までのこどもを対象とした小児インフルエンザ予防接種の一部費用を助成します。	健康増進課
---	-------

④多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減

多子世帯の保育料負担の軽減を図るため、令和7年4月からこどもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無償化しています。また、年収約360万円未満世帯のひとり親世帯等の保育料を、第1子は半額、第2子以降は無償化しています。	保育運営課
--	-------

⑤第3子以降の学校給食費の無償化

扶養上の第3子以降のうち、市立小中学校に在籍する児童生徒について、学校給食費を無償化します。なお、認定された児童生徒のうち、アレルギー等により給食の提供を受けられない場合は給食費相当額を補助します。	学校給食課
---	-------

⑥制服バンク

卒業等で不要になった市内公立中学校の制服を譲り受け、提携しているクリーニング店を介し、就学援助を受けられている世帯等へ譲渡します。	学校教育課
---	-------

⑦幼児教育の無償化

幼児教育の発展及び幼児教育の機会の均等化を図ることを目的として、私立幼稚園に在園する園児の入園料及び保育料を減免することで、保護者の経済的負担を軽減します。	保育運営課
--	-------

⑧こどもルームの保育料軽減

入所児童世帯が生活保護、就学援助、市民税非課税・均等割のみ課税世帯に該当する場合は、経済的負担の軽減を図るため、保育料の全部又は一部を減免します。	アフター スクール課
---	---------------

⑨児童扶養手当

離婚や死別などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために手当を支給します。 国の制度拡大に伴い、令和6年10月分から、所得制限を緩和し、第3子以降の加算額を第2子と同額に増額し、ひとり親家庭等への経済的な支援を拡充しています。	こども福祉課
--	--------

⑩ひとり親家庭等医療費等助成

経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して必要な医療が受けられるよう、ひとり親家庭の児童及び養育者が保険診療や調剤を受けた場合、その自己負担額の一部又は全部を助成します。	こども福祉課
--	--------

⑪ファミリー・サポート・センター利用料助成

ひとり親家庭等の就労支援と育児の負担軽減を図るため、所得が基準額以下のかたが、かしわファミリー・サポート・センターを利用した場合に、利用料の半額を助成します。	こども福祉課
---	--------

⑫遺児等養育手当等

病気や交通事故などにより、両親又は父母のいずれかを亡くされた市内に在住する義務教育修了前の遺児を扶養しているかたに対し、手当等を支給します。	こども福祉課
--	--------

⑬母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭等の経済的自立支援やこどもの福祉の増進を図るため、こどもの進学や親の技能習得等のための資金の貸付を行います。	こども福祉課
--	--------

⑭妊婦のための支援給付

妊娠・出産に伴う、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用者負担軽減を図ることを目的に、妊婦のための支援給付を行います。	母子保健課
--	-------

⑮妊婦等に対する初回産科受診料助成

生活保護世帯や市民税非課税世帯のかたの妊娠判定に係る検査費用について助成を行います。	母子保健課
--	-------

(2) 養育費確保の支援

①養育費確保に関する周知

児童が健やかに成長するための養育費の確保について、養育費の取り決めの方法や合意書の記入方法、親子交流の取り決めについて、ホームページやチラシにて周知します。	こども福祉課
--	--------

②養育費等無料法律相談

養育費の取り決めや離婚前に関わることについて、専門的なアドバイスを受けられるよう、弁護士による無料法律相談を実施します。	こども福祉課
--	--------

③離婚前後親支援事業

ひとり親家庭等の養育費確保を促進するため、公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との保証契約に要する初回保証料を補助し、ひとり親家庭への経済的な支援を実施します。	こども福祉課
---	--------

(3) 生活の支援

①生活保護

生活保護受給者への経済的支援として、困窮の程度に応じて生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を給付するとともに、自立を支援します。	生活支援課
---	-------

②法外援護事業

生活保護受給者の生活の安定及び福祉の向上の観点から、生活保護法で対応されていないが必要と考えられる修学旅行支度費や、生活保護法の出産扶助で賄い切れない出産料の差額分の一部を支給します。	生活支援課
--	-------

5 成果指標

本計画の進捗状況や効果等について検証・評価するため、国のこども大綱で掲げている指標のうち、本計画に関連する内容について、柏市の数値と目指す方向性を以下のとおり設定します。

No.	指標	R5 こども大綱			
		全国	柏市	方向性	出典
1	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	93.8% (令和4年4月1日現在)	94.4% (令和6年6月)	↗	生活支援課
2	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	3.3% (令和4年4月1日現在)	2.4% (令和6年6月)	↘	生活支援課
3	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	42.4% (令和4年4月1日現在)	32.4% (令和6年6月)	↗	生活支援課
4	電気料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	5.3% (平成29年)	2.4% (令和6年3月)	↘	柏市子どもの生活実態調査
5	ガス料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	6.2% (平成29年)	2.2% (令和6年3月)	↘	柏市子どもの生活実態調査
6	水道料金の未払い経験 (こどもがある全世帯)	5.3% (平成29年)	3.5% (令和6年3月)	↘	柏市子どもの生活実態調査
7	食料が買えない経験 (こどもがある全世帯)	16.9% (平成29年)	14.0% (令和6年3月)	↘	柏市子どもの生活実態調査
8	衣服が買えない経験 (こどもがある全世帯)	20.9% (平成29年)	18.3% (令和6年3月)	↘	柏市子どもの生活実態調査
9	こどもの生活・学習支援事業の満足度	—	95.0% (令和6年3月)	↗	かしわこども未来学習会アンケート
10	こどもの幸福度について (幸せだと感じる割合)	—	78.4% (令和6年3月)	↗	柏市子どもの生活実態調査

6 計画の推進体制

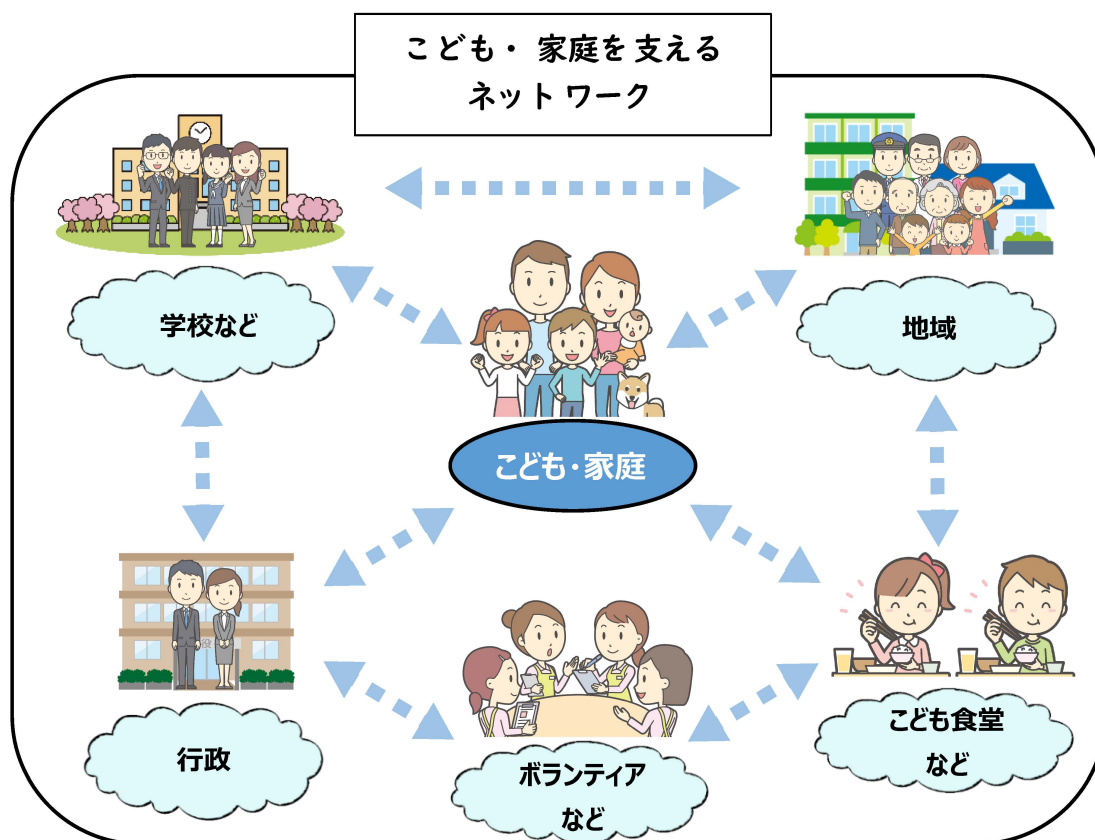
(1) 計画の推進体制

貧困により困難を抱える子どもとその家族が、社会的孤立に陥ることのないよう、地域や社会全体で課題を解決する意識の醸成が必要です。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係各課で構成される「かしわこどもの未来応援会議」等において効果的な連携・協力体制を確保します。

市民一人ひとりがこどもの貧困に対する理解を深めるための情報提供を行います。行政をはじめ、民間団体や企業、市民がそれぞれできることから取り組むことで、地域全体で子どもとその家族を支えるネットワークの構築を図っていきます。

また、法令・制度等の改廃などの社会状況の変化や生活困窮世帯等のニーズなどに対応するため、必要に応じて各施策の見直しを行うなど適切な進行管理に努めます。



(2) 計画の評価と検討

本計画における施策の取組状況について進捗管理を行います。また、次期計画の策定に向けて、計画期間中に改めて子どもの生活実態調査を行うことで、計画の効果を検証し評価するとともに、次期計画の策定や未来の取り組みにつなげていきます。

第2章

第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手をひとりで担うため、肉体的、精神的な負担が大きく、また経済的に困窮している家庭も多いことから、家族や生活の様々な課題に直面しています。

このようなひとり親家庭等の現状に対応するため、国では、経済的支援を中心とした施策から、就業支援を中心とした総合的な自立支援施策への転換を目指し、平成14年3月に「母子家庭等自立支援対策大綱」を発表しました。これを受けて、「児童扶養手当法」、「母子及び寡婦福祉法」、「児童福祉法」の改正が進められたほか、平成15年4月には母子及び寡婦福祉法第11条第1項の規定に基づいて、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を定め、地方自治体では、より一層の支援を推進していくことが求められました。

また、平成26年10月には「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正され、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、こどもの貧困対策等も含めた、ひとり親家庭等への支援施策の拡充が進められてきました。

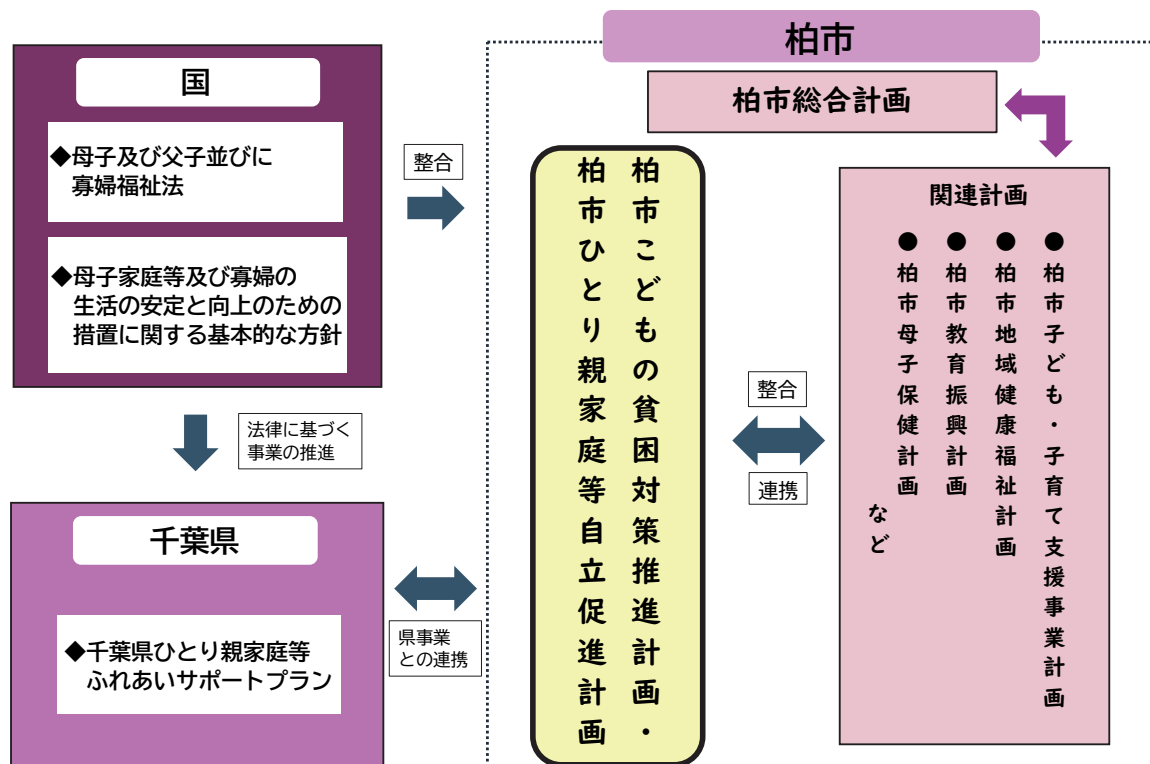
このような背景のもと、柏市においても、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき、「第1期柏市母子家庭等自立促進計画」（平成22年度～平成26年度）、「第2期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（平成27年度～令和元年度）、「第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、ひとり親家庭等の自立支援に資するために様々な施策を推進してきました。

このたび、令和6年度で終期を迎える第3期計画を引き継ぎ、令和7年4月を始期とする「第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「本計画」という。）（令和7年度～令和11年度）を策定しました。この計画では、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」の主旨も踏まえた上で、ひとり親家庭等の社会的な自立の促進とそのこどもの健やかな育成に向けて、総合的かつ計画的に施策の展開を図っていきます。

(2) 計画の位置付けと関連計画

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」とします。なお、国が定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（令和2年厚生労働省告示第78号）」を踏まえ策定しています。

また、「柏市総合計画」のうち、ひとり親家庭等を対象とする取り組みに関する部門計画として位置付けます。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、法律や大綱の見直しの動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況及び成果を見極めた上で、必要に応じ計画の見直しを行い、令和11年度以降も継続的に取り組んでいきます。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
柏市子ども・ 子育て支援 事業計画	第2期計画期間				柏市子ども・子育て支援事業計画（第3期計画期間）				
柏市こどもの 貧困対策 推進計画	第1期 計画期間	コロナウイルス等の影響により延長			柏市こどもの貧困対策推進計画（第2期計画期間）・ 柏市ひとり親家庭等自立促進計画（第4期計画期間）				
柏市ひとり 親家庭等自 立促進計画	第3期計画期間								

(4) 計画の対象

本計画の対象は、市内の「母子家庭」及び「父子家庭」とその養育する「こども」並びに「寡婦」とします。

また、本計画で使用している用語の説明は、次のとおりです。

母子家庭	配偶者のいない女性と20歳未満のこどもがいる世帯で、同居親族がいる場合を含む。配偶者が精神上、身体上の障害により長期に渡り労働能力を失っている場合等も含む
父子家庭	配偶者のいない男性と20歳未満のこどもがいる世帯で、同居親族がいる場合を含む。配偶者が精神上、身体上の障害により長期に渡り労働能力を失っている場合等も含む
寡婦	配偶者のいない女性であって、かつて母子家庭として20歳未満のこどもを扶養していたことのあるかた
ひとり親家庭	母子家庭（母子世帯）及び父子家庭（父子世帯）
ひとり親	母子家庭（母子世帯）の母及び父子家庭（父子世帯）の父

2 柏市の現状と取り組み

(1) 柏市におけるひとり親家庭等の状況

項 目		令和元年度	令和 5 年度
常住人口		426,224 人	432,985 人
うち 18 歳未満		65,990 人	66,204 人
世帯数		187,739 世帯	196,147 世帯
児童生徒数	小学生	22,116 人	21,948 人
	中学生	9,857 人	10,538 人
児童扶養手当 (ひとり親世帯)	認定世帯数	2,807 世帯	2,582 世帯
	受給世帯	2,266 世帯	1,976 世帯
	支給停止世帯	541 世帯	606 世帯
	受給児童数	3,404 人(5.2%)※1	2,979 人(4.5%)※1
	未就学児	568 人(16.7%)※2	458 人(15.4%)※2
	小学生	1,217 人(35.8%)※2 (5.5%)※3	930 人(31.2%)※2 (4.2%)※3
	中学生	756 人(22.2%)※2 (7.7%)※3	737 人(24.7%)※2 (7.0%)※3
	高校生等	863 人(25.4%)※2	854 人(28.7%)※2
離婚率		1.62%※4	1.51%※4

※ 常住人口、世帯数は各年度 4 月時点、児童生徒数は各年度 5 月時点、児童扶養手当は各年度 1 2 月末時点、離婚率は令和 2 年及び令和 5 年の 1 月～1 2 月の数値

※1 18 歳未満人口に占める割合

※2 受給児童数に占める割合

※3 児童生徒数に占める割合

※4 人口動態調査で算出された 1,000 人あたりに占める離婚した人の割合

柏市における人口及び世帯数、18 歳未満の児童数は微増傾向となっています。

また、児童扶養手当の認定者である、ひとり親世帯については、世帯数及び児童数は減少傾向となっています。

(2) これまでの取り組み

① 子育て・生活支援

◆保育

(令和6年1月現在)

年度	年齢	幼稚園	認定 こども園 (教育利用)	認可保育所 認定こども園 (保育利用)	認可外 保育施設	その他
令和 2年度	5歳児 (約3,700人)	44.1%	11.6%	41.8%	1.0%	1.5%
令和 5年度	5歳児 (約3,800人)	35.5%	12.8%	49.5%	1.0%	1.2%

◆一時保育（認可保育園）

年度	実施箇所	利用人数
令和2年度	29 箇所	8,196 人
令和5年度	27 箇所	5,199 人

◆一時保育（はぐはぐポケット中央）

年度	実施箇所	利用人数
令和2年度	1 箇所	742 人
令和5年度	1 箇所	1,749 人

◆病児・病後児保育

年度	利用状況
	病児・病後児保育
令和2年度	2 箇所・15 人
令和5年度	2 箇所・149 人

◆学童保育（こどもルーム）

年度	小1～3年生		小4～6年生	
	入所児童数	待機児童数	入所児童数	待機児童数
令和2年度	2,754人	0人	268人	3人
令和5年度	3,450人	0人	282人	10人

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）

年度	利用児童数	利用日数			
		日帰り	夜間	宿泊	延べ日数
令和2年度	31人	220日	26日	523日	769日
令和5年度	70人	124日	76日	875日	1,075日

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用目的（単位：日）

年度	疾病	仕事	出産	育児疲れ	冠婚葬祭	看護	その他
令和2年度	315	121	12	304	0	3	14
令和5年度	324	248	20	457	0	0	26

◆ファミリー・サポート・センター事業

年度	利用件数／登録者数	ひとり親利用件数／登録者数
令和2年度	5,831件／2,082人	45件／66人
令和5年度	9,146件／2,426人	48件／43人

「一時保育（はぐはぐポケット中央）」、「病児・病後児保育」、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」については、令和2年度から令和5年度の間で、利用者が顕著に増加していることがうかがえます。

また、「ファミリー・サポート・センター事業」について、「利用件数/登録者数」は増加傾向にあるものの、ひとり親向けの利用料助成件数はほぼ横ばいとなっています。

◆市営住宅の入居状況

世帯数		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規申込 世帯数	ひとり親世帯	10	23	24	24
	全 体	155	188	192	214
当選世帯数	ひとり親世帯	3	4	4	1
	全 体	22	30	27	26
入居世帯数(全体)		659	648	643	627

令和 5 年度時点で、市営住宅は市内に 1 2 か所、8 3 2 戸（平成以降に建設した住宅は 2 か所のみ）あります。

② 就業支援

（１）ハローワークとの連携強化

◆相談等実績

(延べ件数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談対応件数	1, 799	1, 784	1, 538	1, 343
就労件数	183	234	220	197
うちひとり親	22	29	33	13

柏市・千葉労働局・ハローワーク松戸による協定を締結し、市役所内にハローワークの出先機関を開設、ひとり親と母子・父子自立支援員、ハローワーク就労支援ナビゲーターの三者同席のもと就労相談を実施しています。

相談対応件数及び就労件数については、年々減少傾向となっています。

（２）資格取得の促進

◆就労・自立支援センター事業

講座名		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
初任者研修	受講者	10 人	16 人	5 人	4 人
	資格取得者	9 人	14 人	4 人	4 人
実務者研修	受講者	7 人	8 人	6 人	5 人
	資格取得者	7 人	6 人	6 人	5 人
パソコン研修	受講者	—	—	—	8 人
	修了者	—	—	—	5 人
メイクセミナー	受講者	—	—	17 人	20 人

※令和 5 年度からパソコンのスキルを向上させるためのパソコン講習会を実施

※令和 4 年度から就労や採用面接などで役立つメイク術を学ぶセミナーを実施

③ 養育費確保支援

◆母子・父子自立支援相談事業（養育費相談の実績）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
71件	48件	43件	57件

◆弁護士による法律相談事業（実績）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
41人	43人	49人	61人

※令和5年度から相談枠を4日（12人分）増設

◆公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との初回保証料への補助事業

年度	公正証書等の申請件数		養育費保証契約
	公正証書	調停調書	
令和3年度	8件	1件	0件
令和4年度	6件	1件	0件
令和5年度	13件	1件	0件

養育費確保支援事業における、「母子・父子自立支援相談事業（養育費相談の実績）」について、令和5年度は令和4年度の43件から14件増加し、57件となっています。

また、「弁護士による法律相談事業（実績）」については、年々増加傾向となっています。

「公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との初回保証料への補助事業」については、令和3年度から開始した事業であり、公正証書の申請件数は令和5年度で13件となっています。

④ 経済的支援

◆母子・父子寡婦福祉資金貸付

新規貸付件数	修学資金	就学支度資金	修業資金	技能取得資金	生活資金	転宅資金	住宅資金
令和2年度	7件	1件	0件	1件	2件	0件	0件
令和3年度	3件	2件	0件	0件	0件	0件	0件
令和4年度	4件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
令和5年度	4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	18件	4件	0件	1件	2件	0件	0件

◆児童扶養手当新規認定請求数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規認定請求数	321 件	292 件	259 件	261 件

◆児童扶養手当

手当支給者数 (人)	受給認 定者数	受給 者数	全部支 給者数	一部支 給者数	全部停 止者数	支給金額 (千円)
令和 2 年度	2,753	2,204	1,108	1,096	549	1,061,966
令和 3 年度	2,709	2,129	1,033	1,096	580	1,016,130
令和 4 年度	2,624	2,048	990	1,058	576	974,262
令和 5 年度	2,582	1,976	970	1,006	606	963,425

「母子・父子寡婦福祉資金貸付」について、多くがこどもの就学に係る費用の貸付であり、令和 5 年度は修学資金のみとなっています。

「児童扶養手当新規認定請求数」については、令和 4 年度まで減少傾向にありましたが、令和 5 年度に微増しています。

「児童扶養手当」の支給金額は年々減少傾向となっています。

◆母子・父子自立支援員による相談事業

相談内容(延べ件数)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
住 宅	45	41	66	42
医療・健康	88	60	67	70
家庭紛争	376	285	357	432
養 育	207	154	148	149
教 育	155	121	182	258
就 労	410	406	368	426
養育費	71	48	43	57
生活保護	26	17	19	11
児童扶養手当	64	54	62	58
母子父子寡婦福祉資金	143	119	101	170
その他	175	164	208	232
合 計	1,760	1,469	1,621	1,905

「母子・父子自立支援員による相談事業」については、家庭紛争に関する相談が最も多く、就労、養育に関する相談も多くなっています。また、生活保護に関する相談については年々減少傾向となっています。

3 ひとり親家庭等の生活に関する実態把握

実態調査

I 調査の概要

■調査の目的・掲載内容について

「第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定に向け、ひとり親世帯等の生活実態及び就労状況等を把握する調査を行い、計画策定の基礎資料とするために「柏市ひとり親世帯等調査」を実施しました。

■実施方法及び実施時期

◎実施方法

調査は郵送による調査依頼後、WEB 調査方式にて回答

◎実施時期

令和6年1月18日～令和6年2月18日

■調査対象及び有効回答数・有効回収率

調査対象は児童扶養手当の資格登録者1,200人に依頼し、427件の有効回答（有効回収率35.6%）がありました。

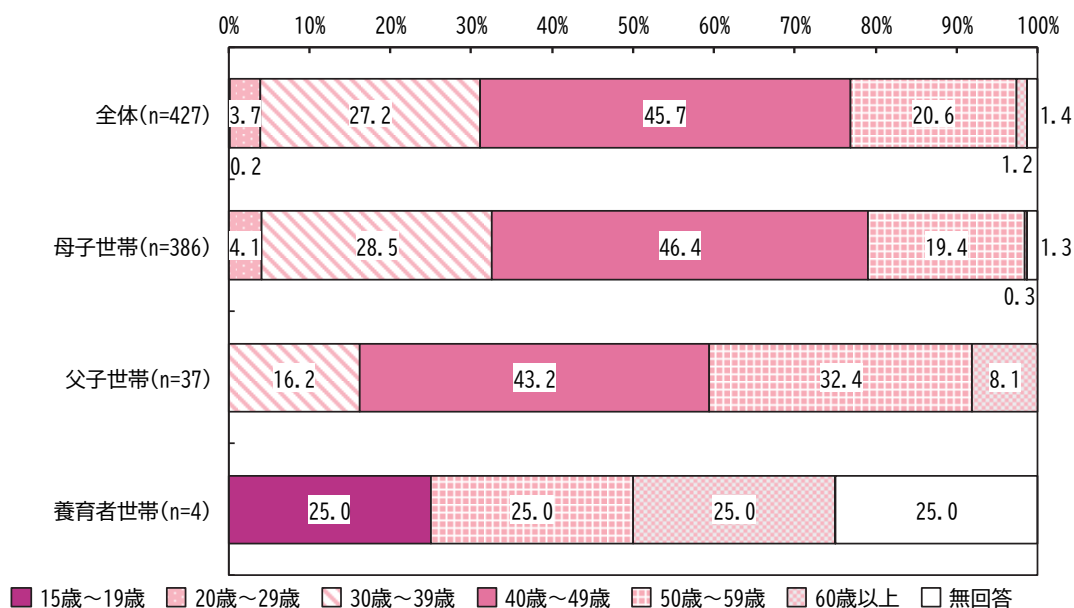
調査対象（調査票種類）	依頼数	有効回答数	有効回収率
児童扶養手当の資格登録者	1,200 人	427 件	35.6%

Ⅱ 調査結果

① 世帯の状況

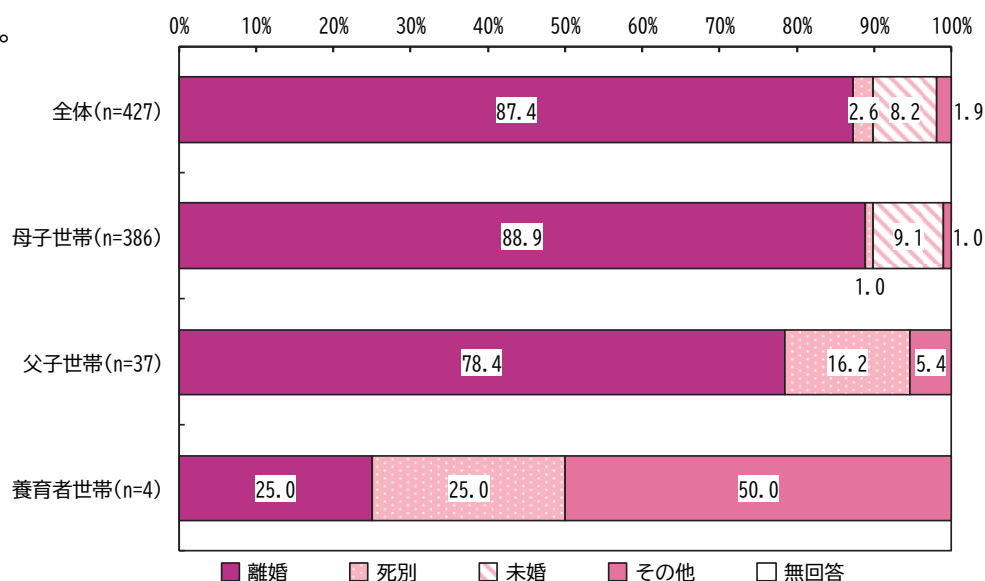
◆世帯×現在の年齢

現在の年齢を世帯別にみると、母子世帯では「40～49歳」が46.4%で最も多く、次いで「30～39歳」が28.5%、「50～59歳」が19.4%となっています。父子世帯でも「40～49歳」が43.2%と最も多く、次いで「50～59歳」が32.4%、「30～39歳」が16.2%となっています。



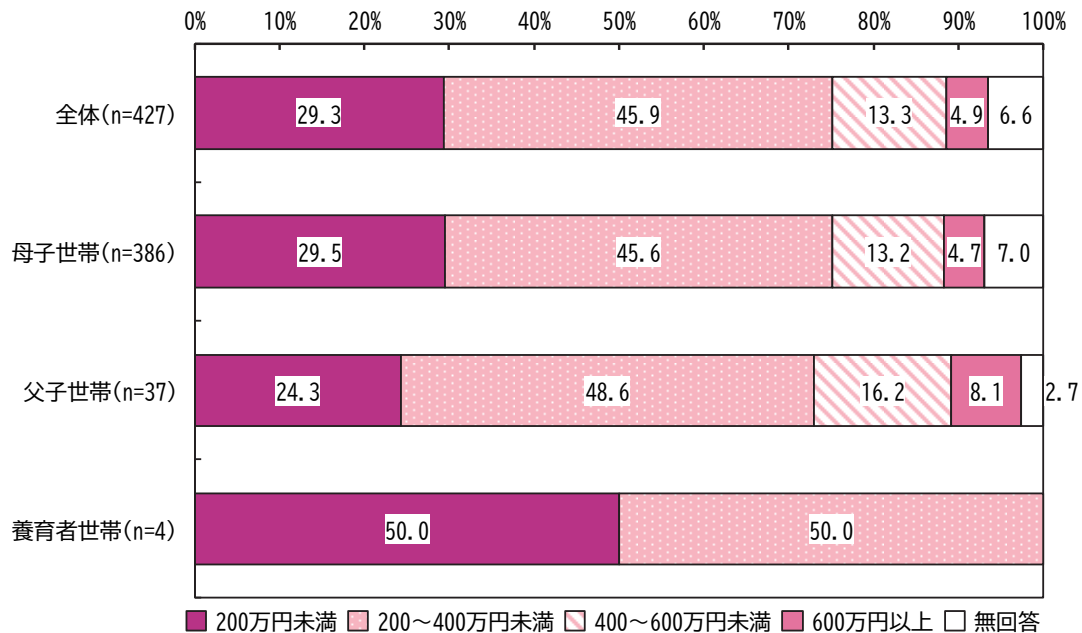
◆世帯×ひとり親になった理由

ひとり親になった理由を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「離婚」(母子世帯：88.9%、父子世帯：78.4%)が最も多くなっています。また、母子世帯では「未婚」が9.1%、父子世帯では「死別」が16.2%と、いずれもほかの世帯と比べて割合が多くなっています。



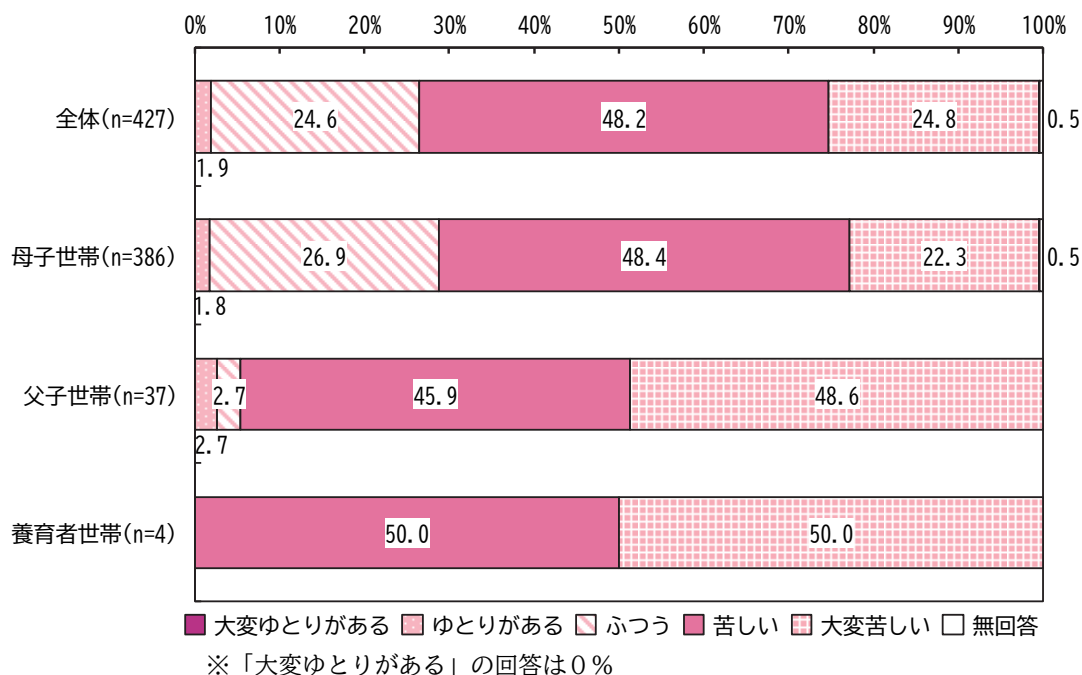
◆世帯×総世帯収入（４区分）

総世帯収入を世帯別にみると、おおむね全体と同じ傾向にありますが、母子世帯では「200万円未満」（29.5％）が父子世帯（24.3％）と比べて5.2ポイント多くなっています。



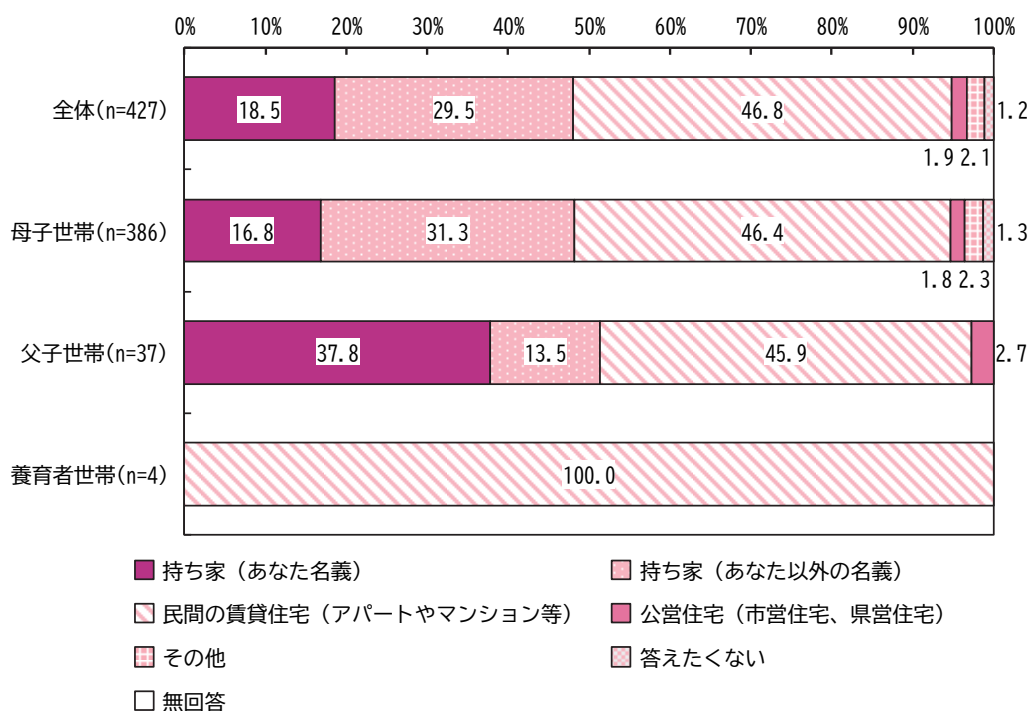
◆世帯×生活の状況

生活の状況を世帯別にみると、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた『苦しい』の割合は、母子世帯で70.7％、父子世帯で94.5％、養育者世帯で100％となっています。



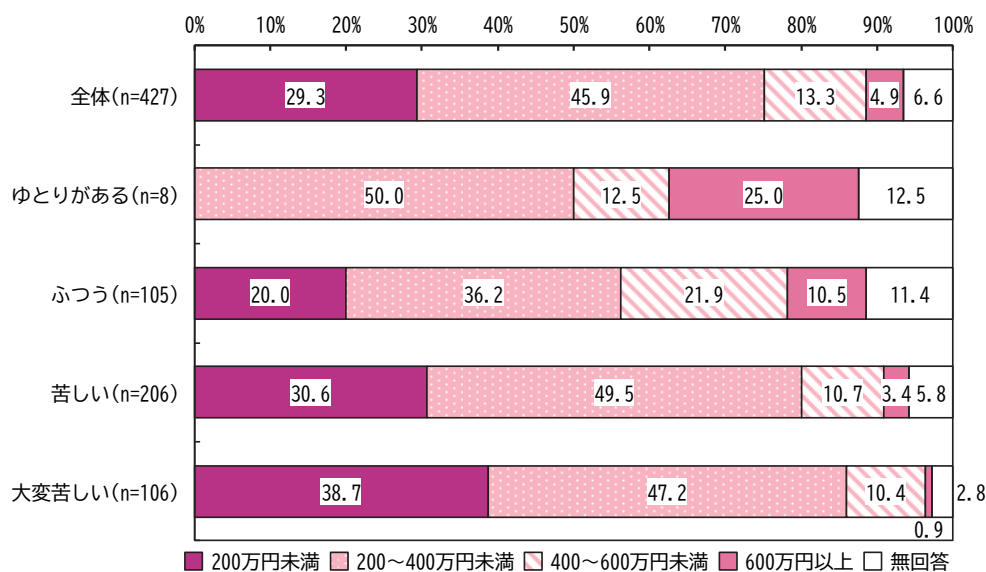
◆世帯×住まい

住まいを世帯別にみると、どの世帯も「民間の賃貸住宅」（母子世帯：46.4％、父子世帯：45.9％、養育者世帯：100％）が最も多くなっています。また、父子世帯では「持家（あなた名義）」が37.8％、母子世帯では「持家（あなた以外の名義）」が31.3％で、いずれもほかの世帯と比べて割合が多くなっています。



◆生活状況×総世帯収入（4区分）

総世帯収入を生活状況別にみると、“大変苦しい”では「200～400万円未満」が47.2％、「200万円未満」が38.7％、“苦しい”では「200～400万円未満」が49.5％、「200万円未満」が30.6％となっています。総収入が400万円未満の世帯には苦しい状況であることがうかがえます。



◆生活状況×現在の悩みごと（複数回答）

現在の悩みごとを生活状況別にみると、“ゆとりがある”では「自分の健康のこと」「（お子さんの）教育や将来のこと」（ともに37.5%）が、“ふつう”では「（お子さんの）教育や将来のこと」（65.7%）が、“苦しい”と“大変苦しい”では「収入のこと」（苦しい：84.5%、大変苦しい：90.6%）が、それぞれ最も多くなっています。

単位（%）

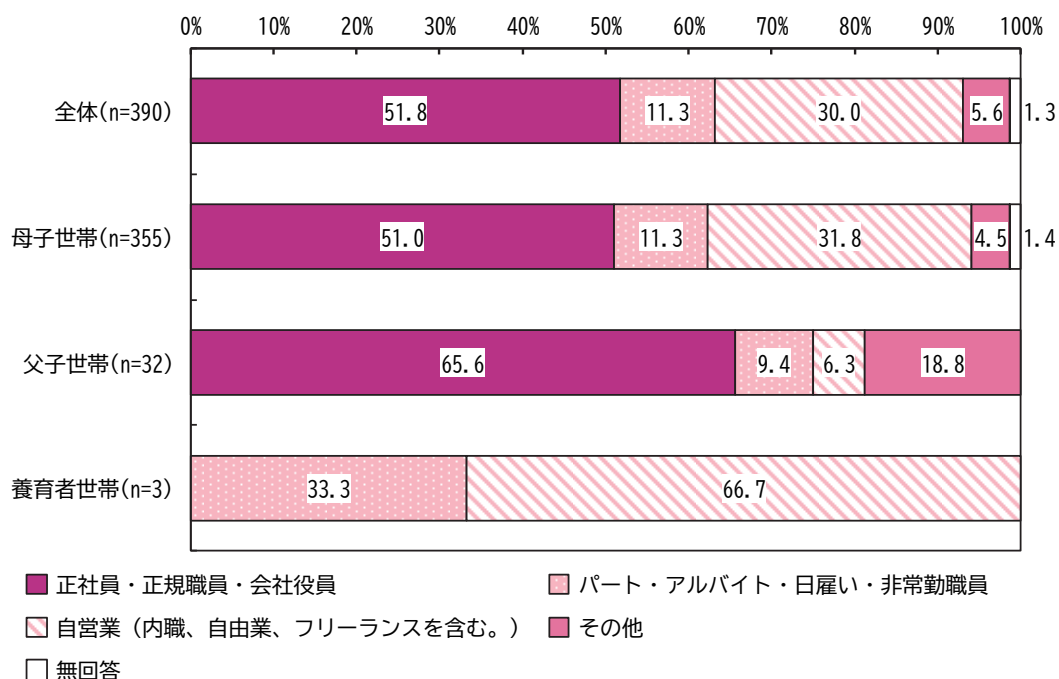
	全体 （件）	住居のこと	仕事のこと	収入のこと	家事のこと	自分の健康のこと	親族の健康・介護のこと	生活態度のこと （お子さんのこと）	教育や将来のこと （お子さんのこと）
全体	427	25.1	35.6	76.6	18.7	38.2	16.9	17.8	64.9
ゆとりがある	8	12.5	25.0	12.5	12.5	37.5	0.0	12.5	37.5
ふつう	105	13.3	27.6	52.4	15.2	37.1	17.1	17.1	65.7
苦しい	206	28.6	36.9	84.5	16.0	35.4	13.6	16.5	67.5
大変苦しい	106	31.1	42.5	90.6	28.3	44.3	24.5	21.7	61.3

	全体 （件）	交友関係のこと （お子さんのこと）	学区のこと （お子さんのこと）	栄養、食事のこと （お子さんのこと）健康や	障がい （お子さんのこと）	その他	特に悩みや困った ことはなかった	無回答
全体	427	12.6	5.6	18.3	8.9	1.9	3.5	0.7
ゆとりがある	8	12.5	12.5	12.5	12.5	0.0	25.0	0.0
ふつう	105	5.7	1.9	10.5	6.7	1.0	9.5	2.9
苦しい	206	12.1	5.3	18.0	6.8	1.5	1.0	0.0
大変苦しい	106	19.8	9.4	26.4	15.1	3.8	0.9	0.0

② 就業の状況

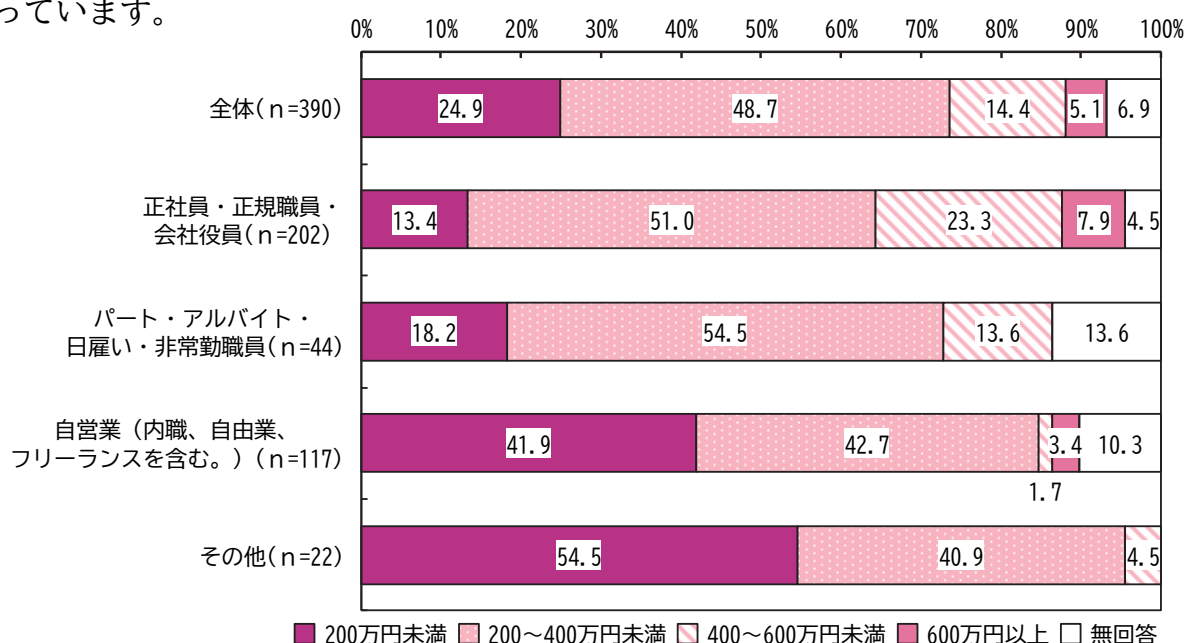
◆世帯×現在の雇用形態

現在の雇用形態を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「正社員・正規職員・会社役員」（母子世帯：51.0％、父子世帯：65.6％）が、それぞれ最も多い割合となっています。



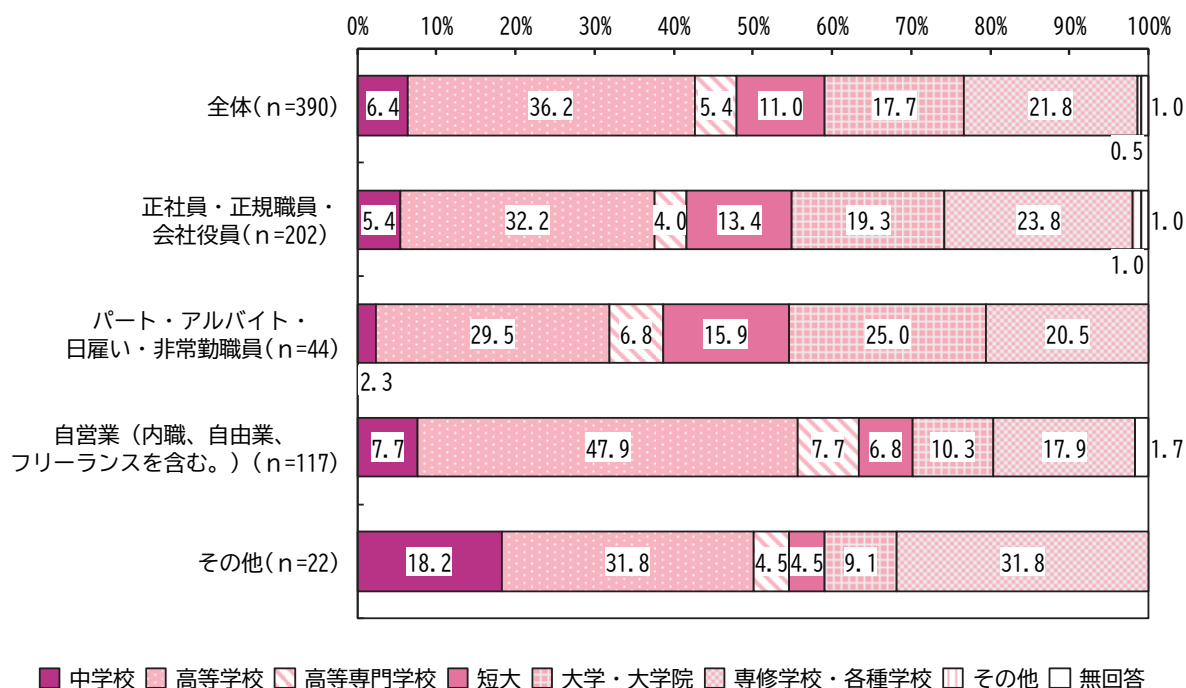
◆雇用形態×総世帯収入（4区分）

総世帯収入を雇用形態別にみると、その他を除いた雇用形態で「200～400万円未満」（正社員等：51.0％、パート等：54.5％、自営業等：42.7％）の割合が最も多くなっています。



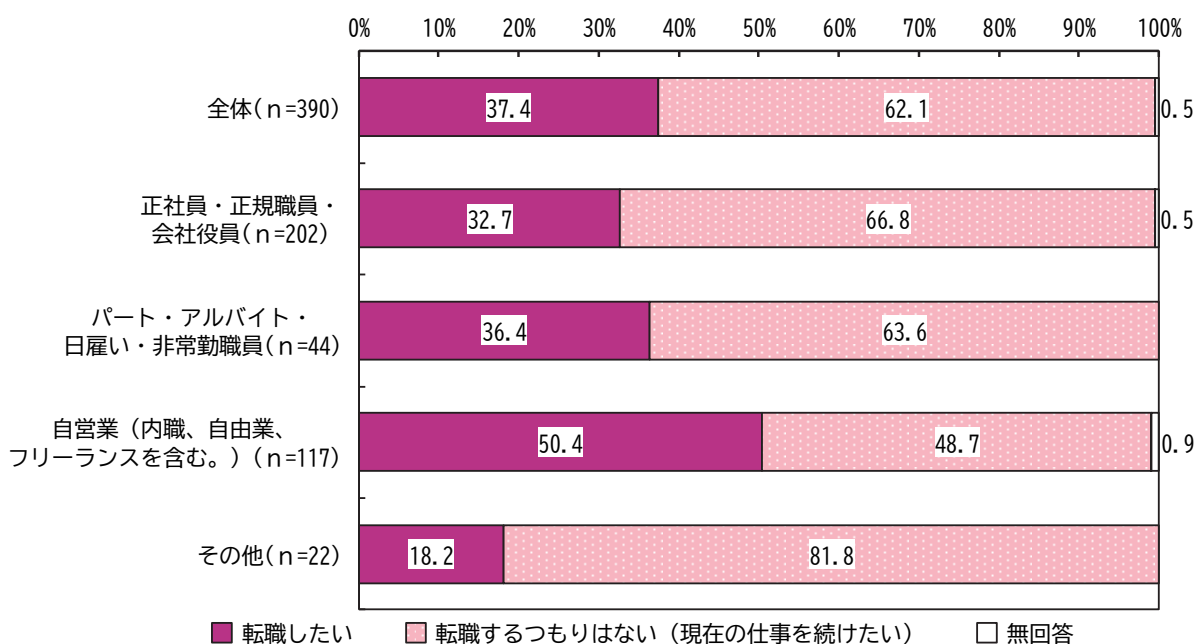
◆雇用形態×最終学歴

最終学歴を雇用形態別にみると、どの雇用形態でも「高等学校」(正社員等：32.2%、パート等：29.5%、自営業等：47.9%、その他：31.8%)の割合が最も多くなっています。



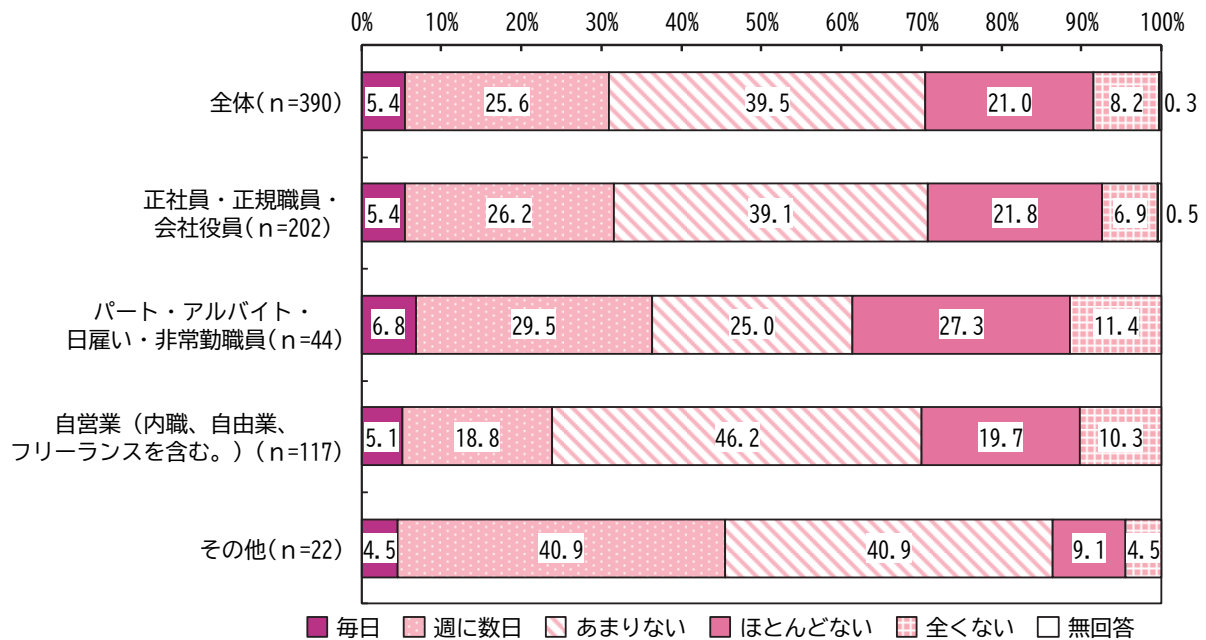
◆雇用形態×転職の希望

転職の希望を雇用形態別にみると、自営業(内職、自由業、フリーランスを含む。)では「転職したい」(50.4%)が、それ以外の雇用形態では「転職するつもりはない(現在の仕事を続けたい)」(正社員等：66.8%、パート等：63.6%、その他：81.8%)の割合が最も多くなっています。



◆雇用形態×家事や育児の負担に伴う仕事への支障

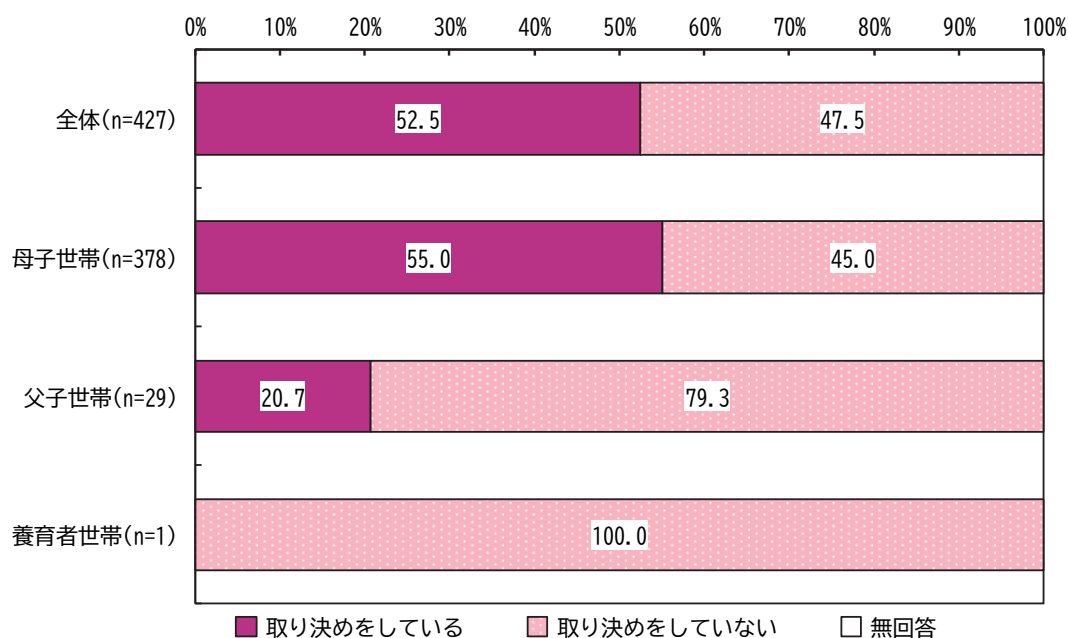
家事や育児の負担に伴う仕事への支障の度合いを雇用形態別にみると、「毎日」と「週に数日」を合わせた『ほぼ毎日』の割合は、自営業（内職、自由業、フリーランスを含む。）を除き、3割を超えています。



③ 養育費等の状況

◆世帯×養育費の取り決め

養育費の取り決め状況を世帯別にみると、母子世帯では「取り決めている」(55.0%)が、父子世帯では「取り決めている」(79.3%)が最も多くなっています。



◆世帯×養育費を取り決めていない理由

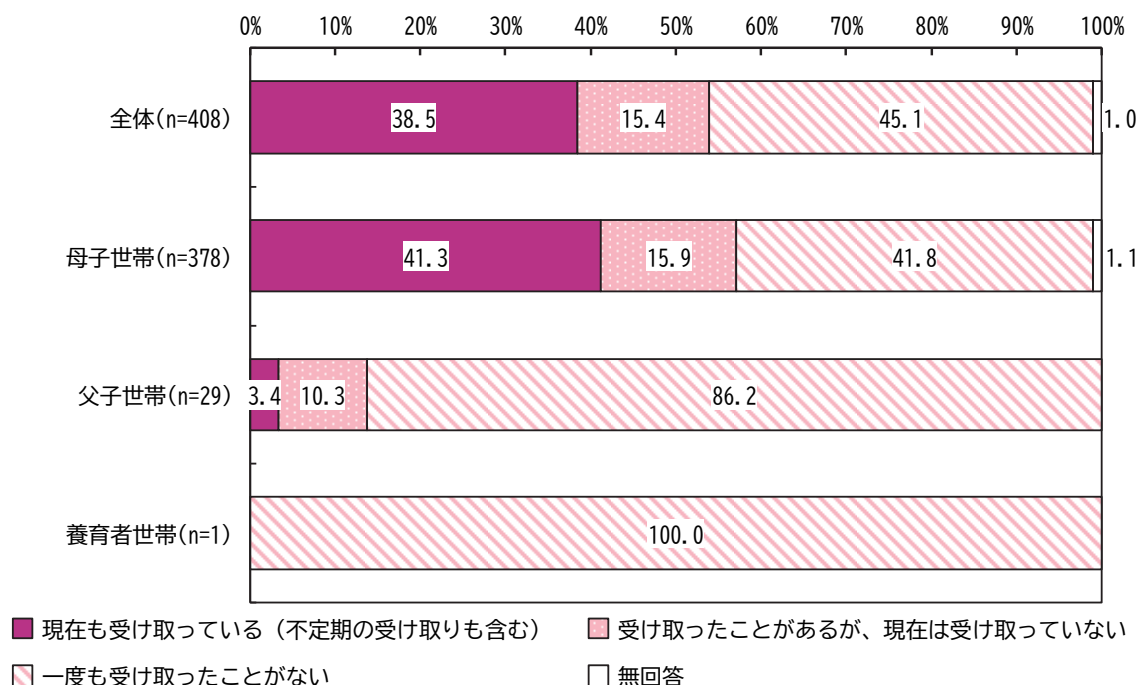
養育費の取り決めていない世帯に理由を聞いたところ、母子世帯では「相手に支払う意思がないと思ったから」(30.6%)が、父子世帯では「相手と関わりたくないから」(43.5%)がそれぞれ最も多い割合となっています。

単位 (%)

	全体 (件)	相手に支払う 意思が ない と思った から	相手に支払う 能力が ない と思った から	相手に養育費を 請求できる ことを知らな かったから	取り決めの交渉 をしたが、 まとまらな かったから	現在交渉中 または 今後交渉 予定である から	相手と関わり たくないから	自分の収入等 で経済的に 問題ないから	その他	無回答
全体	194	30.4	23.2	0.0	6.7	2.1	27.3	0.5	9.8	0.0
母子世帯	170	30.6	22.9	0.0	7.6	2.4	25.3	0.6	10.6	0.0
父子世帯	23	30.4	21.7	0.0	0.0	0.0	43.5	0.0	4.3	0.0
養育者世帯	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

◆世帯×養育費の受給状況

養育費の受給状況を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「一度も受け取ったことがない」（母子世帯：41.8％、父子世帯：86.2％）が、それぞれ最も多い割合となっています。



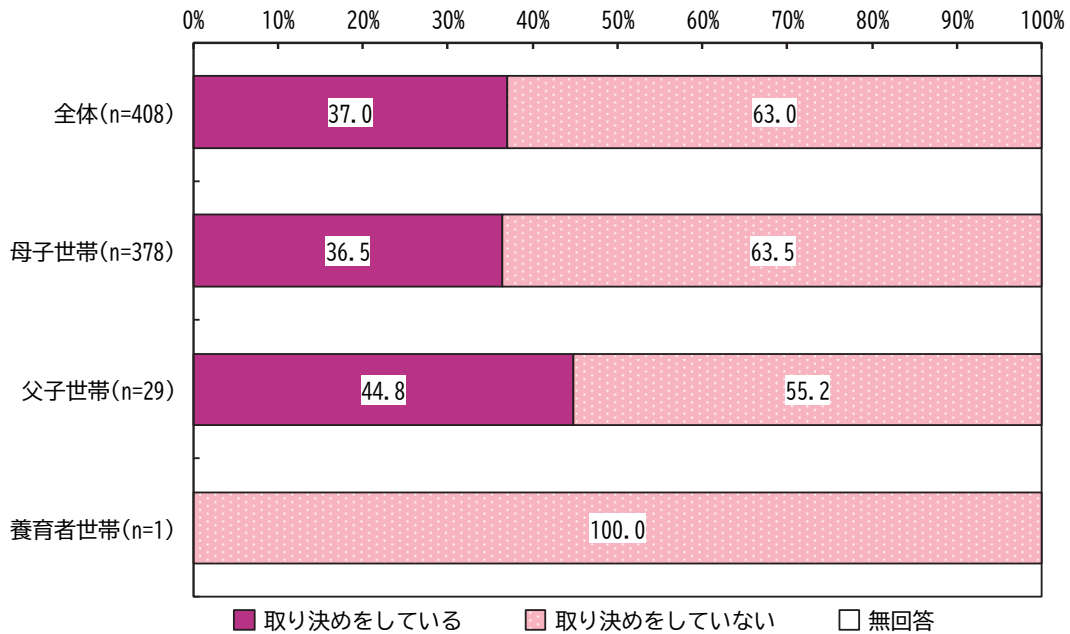
◆世帯×養育費を請求しない最大の理由

現在受け取っていない世帯に、養育費を請求しない最大の理由を聞いたところ、母子世帯・父子世帯では「相手と関わりたくないから」（母子世帯：31.6％、父子世帯：66.7％）が最も多くなっています。

		単位（％）							
	全体 (件)	おこな なかつ たから	おこな なかつ ても受 け取れ	関わり たく ないから	手続 がわ しいから	お金 が かかるから	相 手の 居 場所 が	そ の 他	無 回 答
全体	341	0.6	14.4	34.3	3.2	4.1	5.3	13.8	24.3
母子世帯	313	0.6	13.4	31.6	3.5	3.8	5.8	14.7	26.5
父子世帯	27	0.0	22.2	66.7	0.0	7.4	0.0	3.7	0.0
養育者世帯	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

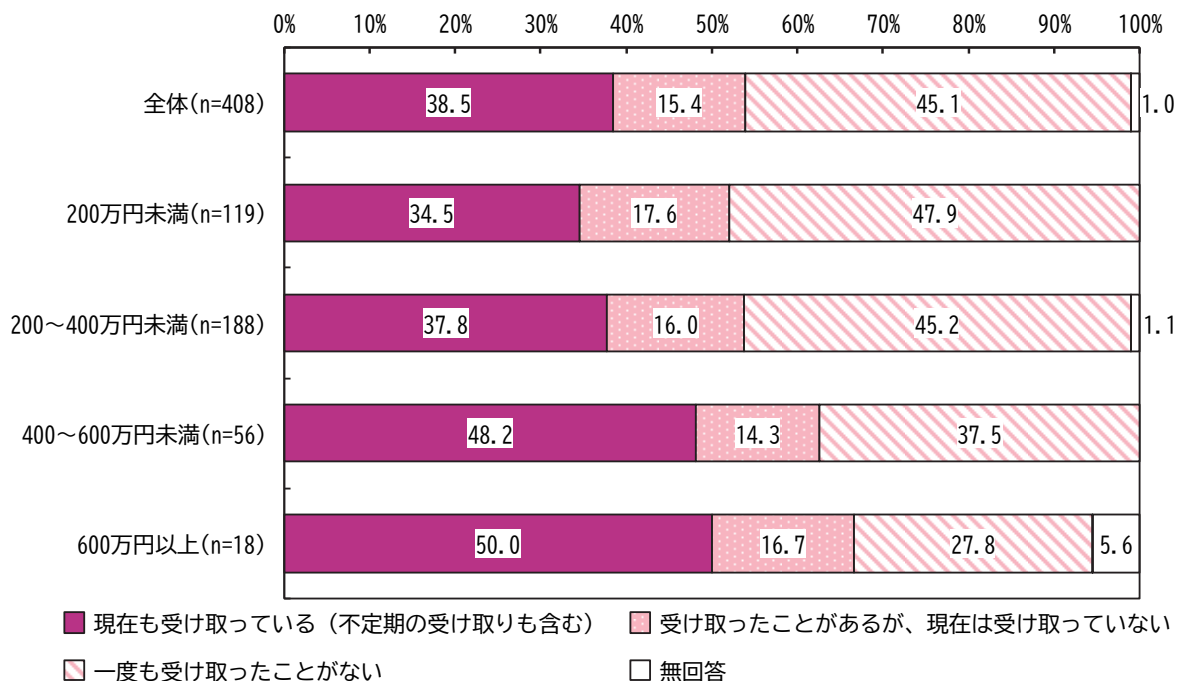
◆世帯×親子交流の実施状況

親子交流について取り決めているかを世帯別にみると、どの世帯でも「取り決めている」（母子世帯：63.5%、父子世帯：55.2%、養育者世帯：100%）が最も多くなっています。



◆世帯総収入×養育費の受給状況

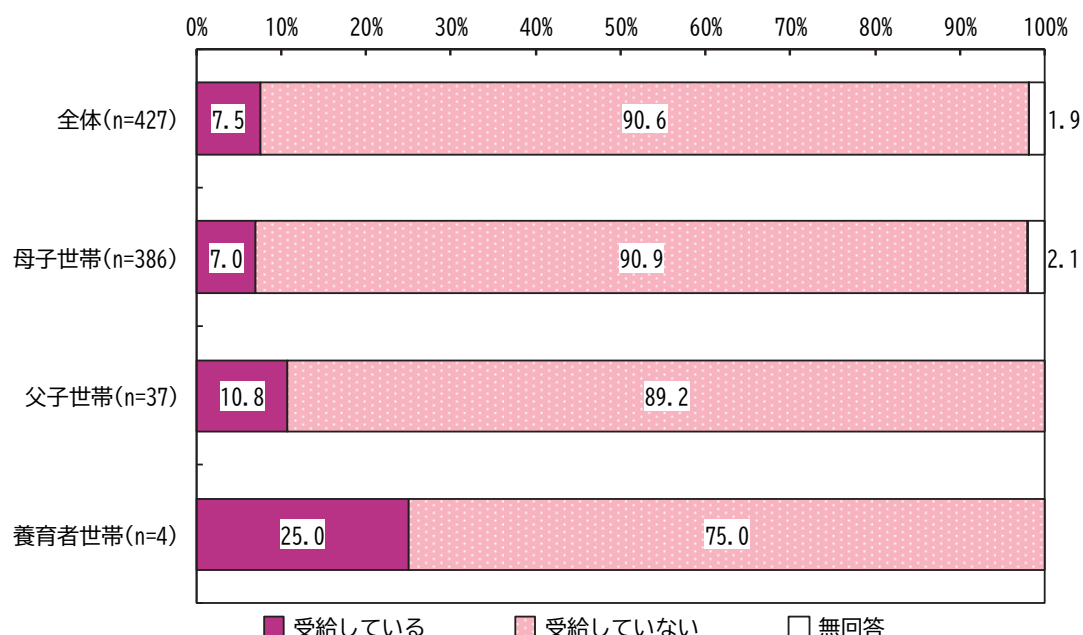
養育費の受け取り状況を世帯総収入別にみると、200万円未満・200～400万円未満では「一度も受け取ったことがない」（200万円未満：47.9%、200～400万円未満：45.2%）が、400～600万円未満・600万円以上では「現在も受け取っている」（400～600万円未満：48.2%、600万円以上：50.0%）が最も多くなっています。



④ 経済的な状況

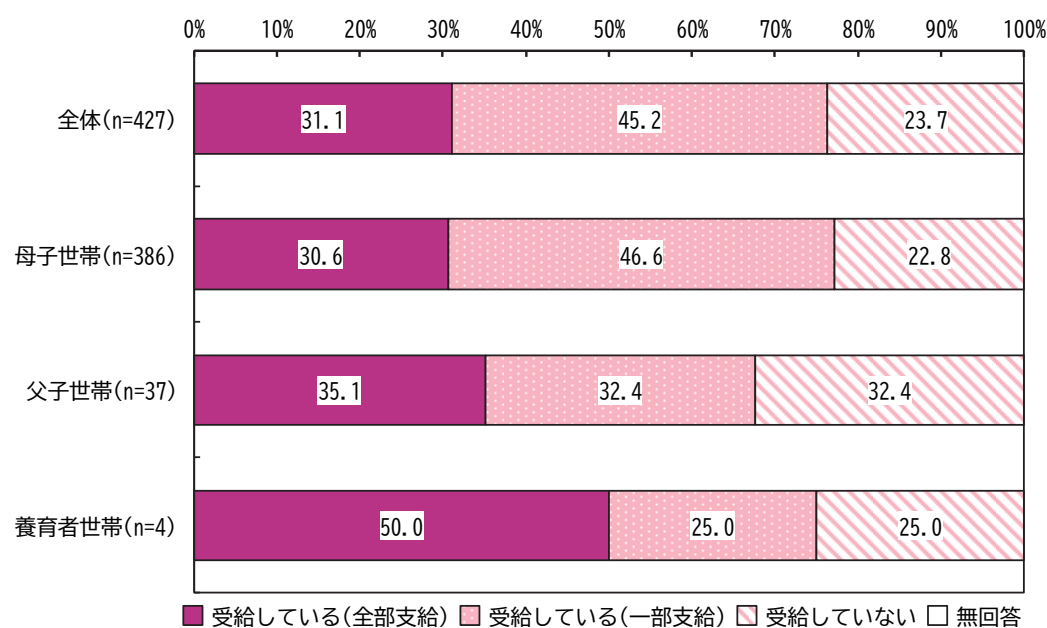
◆世帯×生活保護の受給状況

生活保護の受給状況を世帯別にみると、どの世帯でも「受給していない」（母子世帯：90.9％、父子世帯：89.2％、養育者世帯：75.0％）が最も多くなっています。



◆世帯×児童扶養手当の受給状況

児童扶養手当の受給状況を世帯別にみると、母子世帯では「受給している（一部支給）」（46.6％）が、父子世帯と養育者世帯では「受給している（全部支給）」（父子世帯：35.1％、養育者世帯：50.0％）が最も多くなっています。



◆世帯×小学生以上の教育経費の負担

小学生以上の負担に感じる教育経費を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「学習塾や習い事等の学校以外の教育費」（母子世帯：36.3％、父子世帯：24.3％）が、養育者世帯では「部活やクラブ活動費」（50.0％）が最も多くなっています。

単位（％）

	全体 (件)	授業料	学用品費	給食費・お弁当代	校外学習や 修学旅行等の 経費	部活やクラブ活動費	学習塾や習い事等の 学校以外の教育費	その他	特に負担に感じる 教育経費はない	無回答
全体	427	11.5	7.3	3.5	14.5	5.2	34.9	3.0	4.2	15.9
母子世帯	386	11.4	7.0	3.4	14.5	4.7	36.3	3.1	3.9	15.8
父子世帯	37	13.5	10.8	5.4	13.5	5.4	24.3	2.7	8.1	16.2
養育者世帯	4	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0

◆世帯×高校生・大学生の教育経費の負担

高校生・大学生の負担に感じる教育経費を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「入学金・授業料」（母子世帯：30.8％、父子世帯：43.2％）が最も多くなっています。

単位（％）

	全体 (件)	受験料	入学金・授業料	交通費	部活動費	学習塾や習い事等の 学校以外の教育費	その他	特に負担に感じる 教育経費はない	無回答
全体	427	2.3	31.6	2.6	1.4	5.2	2.3	0.7	53.9
母子世帯	386	2.6	30.8	2.3	1.3	5.4	2.6	0.5	54.4
父子世帯	37	0.0	43.2	5.4	2.7	2.7	0.0	0.0	45.9
養育者世帯	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	75.0

◆世帯×こどもの進学への心配ごと

こどもの進学への心配ごとを世帯別にみると、どの世帯でも「学費の支払い」（母子世帯：60.9％、父子世帯：51.4％、養育者世帯：25.0％）が最も多くなっています。

単位（％）

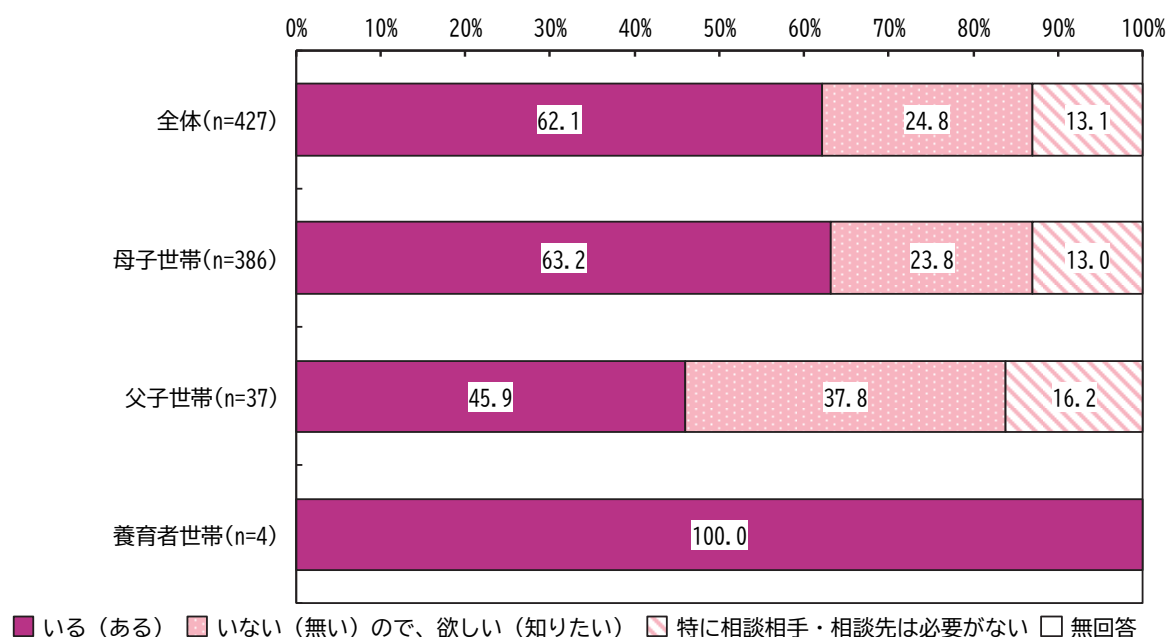
	全体 (件)	子どもの 進学意欲や学力	進路や進学先の選択	学習塾等の 学校以外の教育費	学費の支払い	その他	今は思い浮かばない	特に心配なことはない	無回答
全体	427	12.9	8.7	8.0	59.7	1.6	4.9	3.3	0.9
母子世帯	386	11.9	8.3	8.0	60.9	1.6	5.2	3.1	1.0
父子世帯	37	24.3	10.8	8.1	51.4	0.0	2.7	2.7	0.0
養育者世帯	4	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0

⑤ 相談先等・支援の利用状況

◆世帯×相談先の有無

相談先の有無について世帯別にみると、どの世帯でも「いる（ある）」（母子世帯：63.2%、父子世帯：45.9%、養育者世帯：100%）が最も多くなっています。

一方で、「いない（無い）ので欲しい（知りたい）」（母子世帯：23.8%、父子世帯：37.8%）と回答した世帯も一定数あり、相談窓口につなげる連携や、さらなる周知が必要とされていることがうかがえます。



◆世帯×相談相手（複数回答）

相談先があると回答した世帯に、相談相手について聞いたところ、どの世帯でも「家族・親戚」（母子世帯：79.1％、父子世帯：70.6％、養育者世帯：75.0％）が最も多く、次いで「友人・知人」（母子世帯：75.8％、父子世帯：64.7％、養育者世帯：75.0％）となっています。

単位（％）

	全体 (件)	家族・親戚	友人・知人	職場の同僚・上司	民生委員・児童委員	保育所・幼稚園	学校	母子・父子自立支援員
全体	265	78.5	75.1	33.6	1.9	2.3	10.2	2.3
母子世帯	244	79.1	75.8	34.4	1.2	2.5	9.8	2.5
父子世帯	17	70.6	64.7	23.5	5.9	0.0	5.9	0.0
養育者世帯	4	75.0	75.0	25.0	25.0	0.0	50.0	0.0
	全体 (件)	離別した相手	児童相談所	民間の相談機関	インターネットを利用した匿名の不特定多数	市等の行政の相談窓口 (法律相談等)	その他	無回答
全体	265	4.2	3.0	0.8	1.1	5.3	2.6	1.1
母子世帯	244	4.1	2.9	0.8	0.8	5.3	2.9	1.2
父子世帯	17	5.9	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0
養育者世帯	4	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0

◆世帯×現在の困りごと（複数回答）

現在の困りごとについて世帯別にみると、どの世帯も「収入のこと」（母子世帯：77.2％、父子世帯：67.6％、養育者世帯：100％）が最も多くなっています。

単位（％）

	全体 (件)	住居のこと	仕事のこと	収入のこと	家事のこと	自分の健康のこと	親族の健康・介護のこと	生活態度のこと (お子さんの)	教育や将来のこと (お子さんの)
全体	427	25.1	35.6	76.6	18.7	38.2	16.9	17.8	64.9
母子世帯	386	26.4	35.5	77.2	18.7	38.6	16.6	17.6	67.1
父子世帯	37	8.1	37.8	67.6	16.2	29.7	13.5	21.6	45.9
養育者世帯	4	50.0	25.0	100.0	50.0	75.0	75.0	0.0	25.0

	全体 (件)	交友関係のこと (お子さんの)	学区のこと (お子さんの)	栄養、食事のこと (お子さんの) 健康や	障がいのこと (お子さんの)	その他	特につらみや 困っていることはなかった	無回答
全体	427	12.6	5.6	18.3	8.9	1.9	3.5	0.7
母子世帯	386	11.4	5.4	17.9	8.5	2.1	3.4	0.8
父子世帯	37	21.6	8.1	24.3	10.8	0.0	5.4	0.0
養育者世帯	4	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0

◆世帯×情報の入手元（複数回答）

情報源を世帯別にみると、母子世帯・父子世帯では「市の広報・HP・パンフレット・メール・アプリ」（母子世帯：58.0％、父子世帯：48.6％）は、養育者世帯では「相談支援機関や医療・福祉の人」（75.0％）が最も多く、次いで、どの世帯も「インターネット・SNS（LINE、X）等」（母子世帯：26.4％、父子世帯：21.6％、養育者世帯：50.0％）となっています。

単位（％）

	全体（件）	家族・親族	友人・知人・近所の人	幼稚園、保育園、認定こども園、学校など	子育て支援施設（児童センター・はぐはぐ広場等）	民生委員・児童委員	相談支援機関や医療・福祉の人	市の広報・HP・パンフレット・メール・アプリ
全体	427	7.3	12.4	10.8	6.6	2.3	7.0	56.9
母子世帯	386	7.8	13.7	10.6	7.3	1.8	6.0	58.0
父子世帯	37	2.7	0.0	10.8	0.0	5.4	10.8	48.6
養育者世帯	4	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	75.0	25.0

	全体（件）	テレビ・新聞・雑誌などのマスメディア	インターネット・SNS（LINE、X）等	その他	情報源がないので、入手できない	で、入手方法がわからない	無回答
全体	427	8.0	26.2	2.3	3.7	7.5	2.8
母子世帯	386	7.5	26.4	1.8	3.9	7.3	2.6
父子世帯	37	13.5	21.6	8.1	2.7	10.8	5.4
養育者世帯	4	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

◆支援の利用状況と利用意向

行政サービス等の利用状況は、「利用したことがある」では⑪ひとり親サポートメール（29.7%）、⑩かしわこども未来学習会（18.0%）の順、「知っているが、利用したことはない」では、①かしわファミリー・サポート・センター（64.6%）、⑤自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金（54.1%）の順に割合が多くなっています。

今後の利用意向は、「知らないが、今後利用してみたい」では、③JR定期券割引（37.7%）、⑭ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金（35.1%）、⑨柏市ひとり親福祉会（26.2%）の順に割合が多くなっています。

単位（%） n=427

	利用したことがある	知っているが、利用したことはない	知らないが、今後利用してみたい	知らないし、特に利用したくない	無回答
①かしわファミリー・サポート・センター	8.4	64.6	10.3	12.6	4.0
②かしわファミリー・サポート・センター利用料助成	2.6	51.3	20.6	20.4	5.2
③JR定期券割引	12.2	37.9	37.7	7.7	4.4
④母子・父子自立支援員 （就労、子どもの学費に関する相談など）	9.1	48.0	23.9	12.9	6.1
⑤自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金	6.8	54.1	17.6	15.2	6.3
⑥母子父子寡婦福祉資金（貸付金）	3.0	49.4	19.7	20.8	7.0
⑦高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（給付金）	0.5	37.5	19.4	34.7	8.0
⑧就労のための講習会（介護、パソコン講習会）	4.0	49.4	16.9	22.2	7.5
⑨柏市ひとり親福祉会	2.1	32.8	26.2	31.1	7.7
⑩かしわこども未来学習会（学習支援）	18.0	33.5	23.4	17.6	7.5
⑪ひとり親サポートメール（講習会、手当支給日、寄附品・イベント等の案内）	29.7	27.4	21.5	15.5	5.9
⑫子育て短期支援事業（ショートステイ）	2.6	29.3	17.1	43.3	7.7
⑬こども食堂	13.1	46.4	14.3	18.7	7.5
⑭ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金	1.2	29.5	35.1	27.2	7.0

4 施策の方向性取り組み

(1) 基本理念

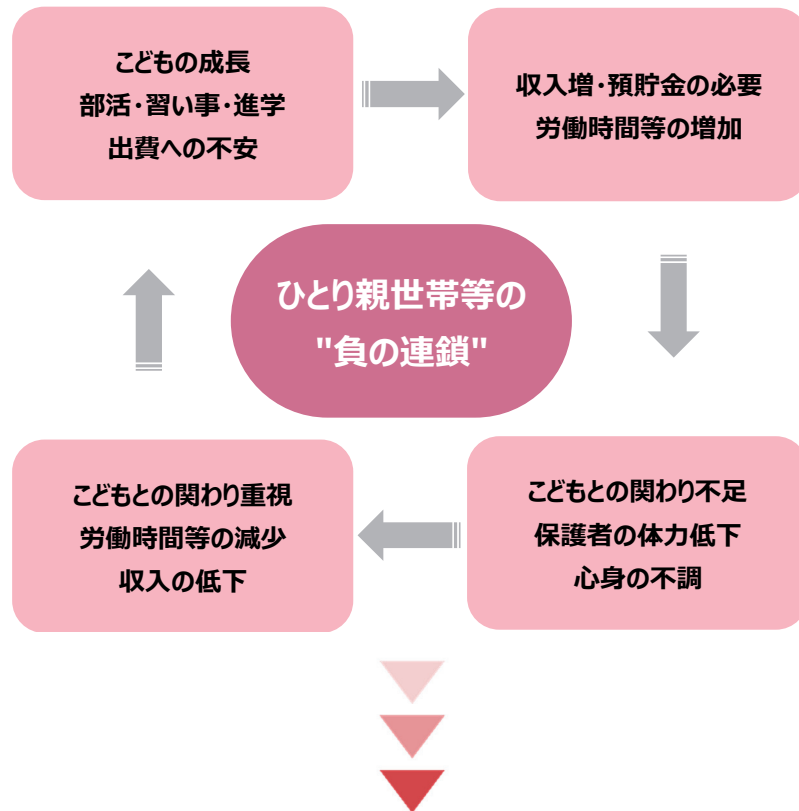
すべてのひとり親家庭等に “あんしんの環”を広げるまち

ひとり親家庭等では、多くが生計の維持と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入面や時間の制約を受けることが多く、安定した収入を得ることと子育ての時間を確保することの両立が困難となる「負の連鎖」に陥ってしまう傾向があります。

そこで、第3期計画では「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を」を基本理念に掲げ、ひとり親家庭等の経済的自立と安定した生活への支援に取り組んできました。

第4期計画では、第3期計画の基本理念を引き継ぐとともに、“あんしんの環”をさらに広げることを目指し、「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を広げるまち」を基本理念として、すべてのひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送ることやその家庭におけるこどもたちが、将来に向かって夢や希望をもって、いきいきと成長することができるまちを目指します。

ひとり親世帯等の“負の連鎖”



ひとり親世帯等の“あんしんの環”



(2) 基本目標と施策の方向性

基本目標１ 子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭等の世帯において十分な収入が得られない等の理由により、こどもの教育・学習に影響を与え、その後の進学や就職するにあたっても選択肢が限られるなど、こどもの世代も貧困に陥る「貧困の連鎖」が大きな課題となっています。

アンケート調査においても、学習塾や習い事等の学校以外の教育費が負担に感じている、ひとり親家庭等の回答が多くなっています。

これらのことから、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業の両立を図り、安定した生活を送ることができるよう、子育てや生活の基盤となる住居に関する取り組みについて整備するほか、こどもの学習についても支援を推進します。

基本目標２ 就業支援の推進

ひとり親家庭等は子育てと生計の維持を一人で担っていることから、職種や雇用形態、労働条件の制限、制約が生じる等の課題があります。

アンケート調査では、９割以上のひとり親家庭等が就労しているものの、約半数は正社員以外の雇用形態となっており、転職を希望しているかたも３割以上となっています。

ひとり親家庭等が十分な収入を得られ、経済的に自立した生活を送ることができるよう、資格の取得や職業機会の創出等、就業に関する支援の充実を図ります。

基本目標３ 養育費確保支援の推進

養育費を受け取ることはこどもの権利であるにもかかわらず、離婚を原因とするひとり親家庭等では未だにその確保が十分ではない状況にあります。

アンケート調査においても、約６割のひとり親家庭等が現在も養育費を受け取っていないと回答しており、養育費の重要性や社会的認識についての周知が必要です。

ひとり親家庭等の生活を支え、こどもたちの健やかな成長を図るためにも、養育費を確保するとともに、適切な親子交流ができるよう、各種支援体制を整備します。

基本目標4 経済的支援の推進

アンケート調査の結果では、ひとり親になったとき及び現在のどちらにおいても、「収入のこと」が悩みごととして最も多く、長期に渡り経済的な困窮状態が続いていることがうかがえます。

個々の事情に応じ、経済的支援や教育・就学援助などを組み合わせ、多様な角度から支援を行うほか、就労や稼働収入の増加などひとり親家庭等の自立に関する視点も大切にしながら、生活の安定と自立促進、こどもの育ちを守る取り組みを推進します。

基本目標5 相談支援体制の推進

ひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたりますが、アンケート調査では公的機関への相談経験が少ないことをはじめ、支援や行政サービスについての認知度が低いといった課題が見られました。

また、地域や当事者団体との関わり状況から、相談相手が見つかりにくいといった課題への対応も必要となっています。

相談支援体制を整備することで、困難を抱えるひとり親家庭等が相談窓口等につながることは、就労・こどもの教育・経済的支援など、これまで潜在化されていた課題や困りごとへの解決に結びつく可能性があり、すべてのひとり親家庭等が“あんしんの環”の状態に近づくための土台となります。

各種制度の周知を図り、身近な方法でより分かりやすく、利用しやすい情報提供も進めながら、相談支援体制を充実していきます。

(3) 施策体系図

基本理念の下、取組むべき方向性を基本目標として定め、目標ごとに必要な施策に体系的に取り組めます。



施策1 子育て・生活支援の推進

安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育・育児の支援や住宅の確保など、多様なサービス及び子育て支援事業の充実を図っていきます。

また、子育てにおいてひとり親家庭等が孤立することがないよう、子育てに関する相談や情報提供等の充実を図ります。

あわせて、ひとり親家庭等のこどもたちに向けて、基本的な生活習慣の習得や学習支援を行い、こどもたちが将来、社会で自立した生活が送れるよう支援に取り組んでいきます。

(1) 保護者の生活支援

①保育所

保護者のかたの就労や病気等で、保育を必要とする小学校入学前までの乳幼児を保育します。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、優先的な入所に配慮します。	保育運営課
---	-------

②こどもルーム

保護者が昼間、就労や病気等により保育をすることができない家庭の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場となる「こどもルーム」を提供し、その健全な育成を図ります。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の優先入所に配慮します。	アフター スクール課
---	---------------

③保育所・学童保育（こどもルーム）の優先入所

ひとり親家庭のこどもが保育所・学童保育に優先して入所できるように配慮することで、就業・就職活動が行いやすい環境づくりに引き続き取り組みます。	アフター スクール課 保育運営課
--	------------------------

④一時預かり事業

保育園の入所基準に該当しない程度での就労や、病気やケガ、買い物、リフレッシュなどの理由からこどもを保育園や一時預かり施設で一時的に預かることで子育ての負担軽減に努めます。市内の認可保育園、はぐはぐポケット中央にて実施しています。	子育て支援課 保育運営課
--	-----------------

⑤病児・病後児保育事業

病中又は回復期のこどもについて、保護者の就労の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行います。	保育運営課
---	--------------

⑥はぐはぐひろば（地域子育て支援拠点）事業

乳幼児親子が安心して集うことができる場を提供し、親子同士の交流を通じた仲間づくりや、子育て関連情報の提供、子育ての悩み相談、育児講座などを行います。	子育て支援課
---	---------------

⑦ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となり、子育て中の親子を支援する会員同士が支え合う事業で、研修を受けた協力会員が保護者に代わって送迎や預かりの援助を行います。 また、ひとり親世帯は申請により、利用料の半額を助成します。	子育て支援課 こども福祉課
---	--------------------------

⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、出産、看護、事故、育児疲れ等で一時的に養育が困難となった時、短期間、お子さんを児童養護施設へ預けることができる事業を実施します。	こども相談センター
--	------------------

（２）学習の支援

①こどもの生活・学習支援事業

こどもたちが将来自立した生活が営めるよう、基本的な生活や学習習慣のみならず、自己肯定感やコミュニケーション等の学習の土台となるべき意識の醸成や能力の向上を図るため、生活保護、児童扶養手当、就学援助などの受給世帯の小学４年生から中学２年生までを対象に、近隣センター等で「かしわこども未来学習会」を実施します。	こども福祉課
--	---------------

②学習支援事業

生活保護、児童扶養手当、遺児手当、ひとり親医療費、就労援助受給世帯の中学２・３年生及び高校生を対象に学習会を実施し、確実な高校進学、将来の選択肢を広げるとともに、居場所の提供など、貧困の連鎖の防止に努めます。	生活支援課
--	-------

（３）住宅確保に向けた支援

①市営住宅への入居の優遇

ひとり親家庭が市営住宅を希望する場合、入居の抽選にあたって当選確率を高めるなどの優遇措置を適用します。また、県営住宅やひとり親家庭等の住宅確保を支援する団体等の情報を提供します。	住宅政策課
---	-------

②住宅確保への支援

緊急時の避難先の確保として、公的シェルターや、母子生活支援施設を含む民間シェルターの活用など、各種福祉施策や関係団体との連携等を通じて、継続して自立支援に向けた取り組みを実施します。	こども相談センター
---	-----------

③住居確保給付事業

離職から２年以内で住宅を喪失又は喪失のおそれのあるかたに、収入状況等により生活保護の住宅扶助基準の範囲内で家賃相当額を有期で支給し、就労機会の確保や常用就労移行による増収等、生活の安定を図ります。	生活支援課
--	-------

施策２ 就業支援の推進

ひとり親家庭等がより良い雇用条件で就業し、安定した収入を得ることができるよう、きめ細やかな就労相談及び就労支援を実施し、経済的な自立に向けた支援を推進していきます。

また、就職や転職を考えているひとり親に対し、自らが望む就業に結びつくよう、資格や技能を習得するための講習会の実施、資格取得中の生活費の負担軽減、教育訓練講座の受講修了者に対する給付金の支給など、幅広い就業支援に取り組んでいきます。

（１）ひとり親家庭に対する就労の支援

①母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭等の親の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況を聞き取り、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定した上で、ニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せたプログラムを策定し、就労に結びつけます。 「かしわ就労自立サポートセンター」に常駐しているハローワークの職員と連携して、相談者の状況やニーズに応じた対応を行います。	こども福祉課
--	--------

②就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭に対し、介護職員初任者研修等の就業支援講習会やパソコンスキルを磨く講座を開催し、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得する機会を設けています。 また、講座修了後に利用者へのアンケート調査を実施し、結果や意見を分析し、効果的な事業を検討・企画します。	こども福祉課
---	--------

③自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がないひとり親家庭の親が教育訓練講座を受講する場合、教育訓練経費助成することで、ひとり親家庭の就業と経済的自立を支援します。	こども福祉課
--	--------

④高等職業訓練促進給付金事業

就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、ひとり親のかたが6か月以上の養成期間を要する国家資格等を取得する際に最大4年間高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図ります。	こども福祉課
--	--------

⑤高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格とされる看護師、准看護師、保育士及び介護福祉士等の取得を目指すひとり親のかたに、養成機関在学中（最大３年間）に最大月額５万円を貸し付け、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。 なお、養成機関卒業から１年２ヶ月以内に取得した資格を活かして就職し、市内でその職に従事した期間が５年間を満たした場合は返済免除とします。	こども福祉課
--	--------

⑥高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親とその児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に、受講料を支給します。	こども福祉課
--	--------

（２）就労と子育てとの両立に対する支援

①保育所【再掲】

保護者のかたの就労や病気等で、保育を必要とする小学校入学前までの乳幼児を保育します。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、優先的な入所に配慮しています。	保育運営課
--	-------

②こどもルーム【再掲】

保護者が昼間、就労や病気等により保育をすることができない家庭の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場となる「こどもルーム」を提供し、その健全な育成を図ります。 ひとり親家庭や生活保護受給世帯については、就職や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の優先入所に配慮します。	アフター スクール課
--	---------------

③ファミリー・サポート・センター事業【再掲】

子育ての援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員となり、子育て中の親子を支援する会員同士が支え合う事業で、研修を受けた協力会員が保護者に代わって送迎や預かりの援助を行います。 また、ひとり親世帯は申請により、利用料の半額を助成します。	子育て支援課 こども福祉課
---	------------------

④病児・病後児保育事業【再掲】

病中又は回復期のこどもについて、保護者の就労の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師・保育士が一時的に保育を行います。	保育運営課
--	-------

(3) ハローワーク等との連携強化

①就業相談事業

市役所内にあるハローワーク窓口のかしわ就労自立サポートセンターと連携し、ひとり親と母子・父子自立支援員、ハローワーク就労支援ナビゲーターの三者での相談を通じて、ひとり親のニーズに応じた就業につなげることで、ひとり親家庭の自立を促進します。	こども福祉課
---	--------

施策3 養育費確保支援の推進

生活の安定とこどもの健やかな成長のためには養育費が欠かせないことから、養育費の取り決めや確保、親子交流に関しては、専門的知識を持つ弁護士等による相談事業を実施するなど、養育費等の確保に向けた相談支援の取組を進めていきます。

(1) 養育費確保の支援

①養育費確保に関する周知

児童が健やかに成長するための養育費の確保について、養育費の取り決めの方法や合意書の記入方法、親子交流の取り決めについて、ホームページやチラシにて周知します。	こども福祉課
--	--------

②養育費等無料法律相談

養育費の取り決めや離婚前に関わることについて、専門的なアドバイスを受けられるよう、弁護士による無料法律相談を実施します。	こども福祉課
--	--------

③離婚前後親支援事業

ひとり親家庭等の養育費確保を促進するため、公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との保証契約に要する初回保証料を補助し、ひとり親家庭への経済的な支援を実施します。	こども福祉課
---	--------

施策4 経済的支援の推進

児童手当の給付をはじめとする各種手当や貸付・助成など経済的負担を軽減する施策に取り組んでいきます。

また、こどもたちの未来が経済的な状況によって左右されることのないよう、教育や就学に対する支援体制の充実を図ります。

(1) 子育てに関する経済的支援

①児童手当

児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を図るため、当該児童の養育者に手当を支給します。 国の制度拡大に伴い、令和6年10月分から、所得制限を撤廃し、支給対象年齢を18歳到達後の最初の年度末までの高校生年代までに延長しています。また、支給回数を年3回から年6回に増加しています。	こども福祉課
---	--------

②こども医療費助成

こどもの保健対策及び子育て支援の充実のために、高校生相当の年齢までの児童を対象に、保険診療分の医療費を助成します。市民税所得割非課税世帯に該当する場合は、自己負担金の全額を助成します。	こども福祉課
--	--------

③小児インフルエンザ予防接種の費用助成

子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、発病及び重症化の予防を図るため、生後満6か月から小学6年生までのこどもを対象とした小児インフルエンザ予防接種の一部費用を助成します。	健康増進課
---	-------

④多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減

多子世帯の保育料負担の軽減を図るため、令和7年4月からこどもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子は半額、第3子以降は無償化しています。また、年収約360万円未満世帯のひとり親世帯等の保育料を、第1子は半額、第2子以降は無償化します。	保育運営課
--	-------

⑤第3子以降の学校給食費の無償化

扶養上の第3子以降のうち、市立小中学校に在籍する児童生徒について、学校給食費を無償化します。あわせて、認定された児童生徒のうち、アレルギー等により給食の提供を受けられない場合は給食費相当額を補助します。	学校給食課
---	-------

⑥制服バンク

卒業等で不要になった市内公立中学校の制服を譲り受け、提携しているクリーニング店を介し、就学援助を受けられている世帯等へ譲渡します。	学校教育課
---	-------

⑦幼児教育の無償化

幼児教育の発展及び幼児教育の機会の均等化を図ることを目的として、私立幼稚園に在園する園児の入園料及び保育料を減免することで、保護者の経済的負担を軽減します。	保育運営課
--	-------

⑧こどもルームの保育料軽減

入所児童世帯が生活保護、就学援助、市民税非課税・均等割のみ課税世帯に該当する場合は、経済的負担の軽減を図るため、保育料の全部又は一部を減免します。	アフター スクール課
---	---------------

⑨児童扶養手当

離婚や死別などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るために手当を支給します。 国の制度拡大に伴い、令和6年10月分から、所得制限を緩和し、第3子以降の加算額を第2子と同額に増額し、ひとり親家庭等への経済的な支援を拡充しています。	こども福祉課
---	--------

⑩ひとり親家庭等医療費等助成

経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して必要な医療が受けられるよう、ひとり親家庭の児童及び養育者が保険診療や調剤を受けた場合、その自己負担額の一部又は全部を助成します。	こども福祉課
--	--------

⑪ファミリー・サポート・センター利用料助成

ひとり親家庭等の就労支援と育児の負担軽減を図るため、所得が基準額以下のかたが、かしわファミリー・サポート・センターを利用した場合に、利用料の半額を助成します。	こども福祉課
---	--------

⑫遺児等養育手当

病気や交通事故などにより、両親又は父母のいずれかを亡くされた市内に在住する義務教育修了前の遺児を扶養しているかたに対し、手当等を支給します。	こども福祉課
--	--------

⑬母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭等の経済的自立支援やこどもの福祉の増進を図るため、こどもの進学や親の技能習得等のための資金の貸付を行います。	こども福祉課
--	--------

⑭妊婦のための支援給付

妊娠・出産に伴う、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用者負担軽減を図ることを目的に、妊婦のための支援給付を行います。	母子保健課
--	-------

⑮妊婦等に対する初回産科受診料助成

生活保護世帯や市民税非課税世帯のかたの妊娠判定に係る検査費用について助成を行います。	母子保健課
--	-------

(2) 教育に関する経済的支援

①就学援助制度の充実

小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的理由により就学が困難な児童生徒の要保護者又は準要保護者に対し、学用品費及び学校給食費等の援助を行います。	学校教育課
---	-------

②地域クラブ参加費支援事業補助金

地域クラブに参加する中学校の生徒の保護者負担の軽減を図り、こどもたちが多様なスポーツ活動や文化芸術活動に参加する機会の充実に資することを目的として補助金を交付します。 補助金の交付を受けることができるかたは、生活保護若しくは就学援助の認定のある世帯、又は社会的養護の施設等に入所するかたで、本市が設置する中学校の生徒のうち、地域クラブに参加するこどもと生計を共にする保護者、又は養護するかたです。	指導課
--	-----

③特別支援教育就学奨励費

教育の機会均等の趣旨を踏まえ、特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学用品費及び給食費等を支給しています。	学校教育課
--	-------

④生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給

生活保護を受給している世帯であって、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に、原則として当該学校における正規の修業年限に限り、授業料や入学料及び入学考査料等の高等学校等就学費を支給します。	生活支援課
--	-------

⑤生活保護世帯のこどもの学習塾等費用の収入認定除外

生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入をそのこどもの学習塾等の費用に充てる場合には、充てた金額を生活保護費の収入認定から必要に応じて除外します。	生活支援課
--	-------

⑥生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外

生活保護世帯の高校生の就労収入等のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、必要に応じて収入認定から除外します。	生活支援課
--	-------

⑦法外援護事業（修学旅行支度費）

小・中学生が修学旅行に参加する場合、生活保護受給者の生活の安定及び福祉の向上の観点から、生活保護法で対象とされていない修学旅行支度費を支給します。	生活支援課
--	-------

施策5 相談支援体制の推進

子育てのみならず生活面や就労など、ひとり親家庭等が抱える様々な悩み・課題に対して、プライバシーに留意しながらきめ細やかに対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

支援を必要とするひとり親家庭等に確実に情報が届くよう、関係機関・団体との連携を深め、積極的な情報発信にも取り組んでいきます。

(1) 相談支援体制の強化

①母子・父子自立支援員相談事業

ひとり親家庭が抱える、子育てや生活、就労、養育費、家計についての悩みや困りごとにきめ細かく対応するとともに、母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭の自立支援に関わる人材の資質の向上に努めます。	こども福祉課
--	--------

②ひとり親家庭等に対する自立支援

ひとり親家庭等については、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」「相談支援体制」を柱とした総合的な施策を引き続き推進します。 また、母子・父子自立支援相談事業として、ひとり親家庭等の抱えている経済的な問題、職業能力の向上、就業についての相談、その他生活全般に関する相談等、自立に必要な相談・支援を行います。	こども福祉課
--	--------

(2) 情報提供の充実

①教育費支援等の情報発信

経済的な理由でこどもの進学をあきらめることのないよう、高等教育の修学支援制度など国や千葉県、日本学生支援機構等で扱っている教育費支援の最新情報を収集し、適時適切な情報発信に努めます。	こども福祉課
---	--------

②ひとり親サポートガイドの作成

ひとり親家庭に関する相談や手続き、手当などの各種支援情報を簡潔にまとめた冊子を作成し、毎年8月にある児童扶養手当の現況届提出時に配布、またホームページで冊子の情報を掲載し、すべてのひとり親家庭に情報を周知します。	こども福祉課
--	--------

③メール等を活用した情報発信

ひとり親家庭に対する支援施策について、引き続き広報誌や子育てサイト「はぐはぐ柏」による広報啓発に加えて、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等を活用した情報発信を行います。	こども福祉課
--	--------

④ひとり親支援団体等との連携

ひとり親家庭については、各種支援施策や社会資源の情報が届きづらい場合も考えられることから、ひとり親家庭等の交流の場となっている団体やひとり親と接する機会のある地域団体との連携を深め、必要な情報を届けられるように取り組みます。	こども福祉課
--	--------

5 成果指標

本計画の進捗状況や効果等について検証・評価するため、国のこども大綱及び「こどもまんなか実行計画2024」で掲げている指標のうち、本計画に関連する内容について、柏市の数値と目指す方向性を以下のとおり設定します。

No.	指標	R5 こども大綱			
		全国	柏市	方向性	出典
1	ひとり親家庭のこどもの進学率 (中学校卒業後)	94.7% (令和3年)	95.7% (令和6年8月)	↗	児童扶養手当 現況届 アンケート
2	ひとり親家庭のこどもの進学率 (高等学校等卒業後)	65.3% (令和3年)	64.8% (令和6年8月)	↗	児童扶養手当 現況届 アンケート
3	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	83.0% (令和2年)	92.0% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
4	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	87.8% (令和2年)	86.5% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
5	ひとり親家庭のうち養育費に ついての取決めをしている 割合(母子世帯)	46.7% (令和3年)	55.0% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
6	ひとり親家庭のうち養育費に ついての取決めをしている 割合(父子世帯)	28.3% (令和3年)	20.7% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
7	養育費受領率(母子世帯)	28.1% (令和3年)	41.3% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
8	養育費受領率(父子世帯)	8.7% (令和3年)	3.4% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査
9	母子・父子自立支援員相談事業 の相談件数	—	1,905 件 (令和6年3月)	↗	令和5年度 実績
10	悩みや困りごとの相談相手・相 談先はいますか(ありますか)。 (相談相手・相談先がいる (ある)の割合)	—	62.1% (令和6年3月)	↗	柏市ひとり親 世帯等調査

6 計画の推進体制

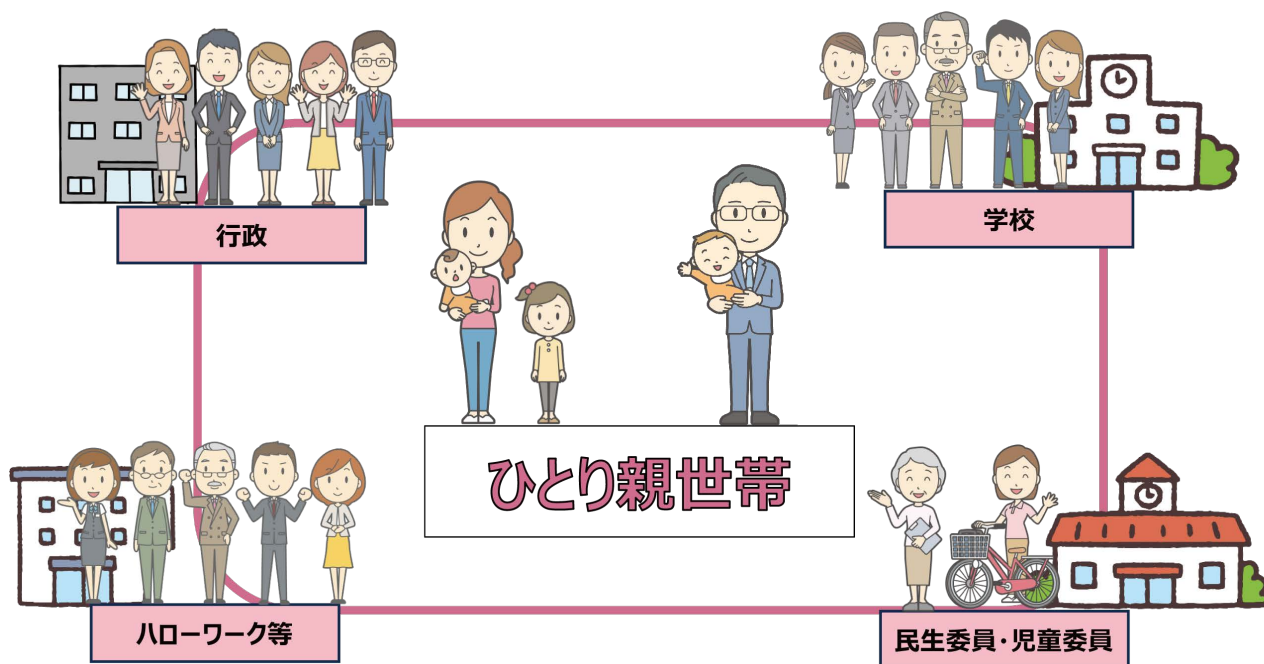
(1) 計画の推進体制

ひとり親家庭が抱える困難は、様々な要因が複雑に重なり合っていることが多く、それぞれの置かれた状況に応じたきめ細かな支援が重要です。

本計画の推進にあたっては、関係部署間による効果的な連携・協力体制を確保するとともに、学校、ひとり親福祉団体や民生委員・児童委員、ハローワーク等の関係機関や団体等と状況に応じて連携・協働を図ることで、各種施策を総合的に推進していきます。

また、法令・制度等の改廃などの社会状況の変化やひとり親家庭等のニーズ等に対応するため、必要に応じて各施策の見直しを行うなど適切な進行管理に努めます。

計画の推進体制のイメージ図



(2) 計画の評価と検討

本計画における施策の取組状況について進捗管理を行います。また、次期計画の策定に向けて、計画期間中に改めてひとり親世帯等調査を行うことで、計画の効果を検証し評価するとともに、次期計画の策定や未来の取り組みにつなげていきます。

參考資料

1 計画の策定経過

日程		会議・内容
令和5年度	令和5年7月31日	第2回柏市子ども・子育て会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画の策定及びアンケート項目の確認について
	令和5年8月8日	第1回かしわこども未来応援会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画の概要について ②各課の事業で貧困世帯に関わる事例及び個別ケースから感じた課題確認について
	令和5年9月29日	第2回かしわこども未来応援会議【書面会議】 ①柏市子どもの生活実態調査の調査項目の確認について
	令和5年10月30日	第3回柏市子ども・子育て会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画の策定に係るアンケート調査票の確認について
	令和5年12月15日 ～令和6年1月12日	柏市ひとり親世帯等調査 ①柏市ひとり親家庭等自立促進計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査について
	令和6年1月18日 ～令和6年2月18日	柏市子どもの生活実態調査 ①柏市こどもの貧困対策推進計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査について
	令和6年1月25日 ～令和6年7月31日	支援者ヒアリングの実施
	令和6年3月18日	第3回かしわこども未来応援会議 ①柏市子どもの生活実態調査アンケートの速報結果（報告）及び施策の検討について ②柏市こどもの貧困対策推進計画の次期計画策定のスケジュールの確認について
	令和6年3月28日	第5回柏市子ども・子育て会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画の策定に係るアンケートの結果報告について

日程		会議・内容
令和6年度	令和6年5月24日	第1回柏市子ども・子育て会議 ①柏市子どもの生活実態調査の結果概要説明について ②柏市ひとり親家庭等自立促進計画の概要について
	令和6年8月28日	第3回柏市子ども・子育て会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画・柏市ひとり親家庭等自立促進計画の骨子説明について ②柏市子どもの生活実態調査、柏市ひとり親世帯等実態調査を踏まえた課題説明について
	令和6年10月21日	第1回児童健康福祉専門分科会 ①柏市こどもの貧困対策推進計画・柏市ひとり親家庭等自立促進計画の素案説明について ②パブリックコメントの実施報告について ③必要な人に”効果的に情報を届ける方法”についての意見確認について
	令和6年10月25日	第4回柏市子ども・子育て会議 ①柏市こどもの貧困対策推進計画・柏市ひとり親家庭等自立促進計画の素案説明について ②パブリックコメントの実施報告について ③必要な人に”効果的に情報を届ける方法”についての意見確認について
	令和6年12月10日 ～令和7年1月10日	パブリックコメントを実施
	令和7年2月13日	第5回柏市子ども・子育て会議 ①パブリックコメントの実施結果について ②柏市こどもの貧困対策推進計画・柏市ひとり親家庭等自立促進計画の最終案の報告について

2 かしわこどもの未来応援会議について

かしわこどもの未来応援会議設置要綱

制定 平成27年11月17日

施行 令和5年6月15日

(目的)

第1条 この要綱は、柏市の将来を託すことになる全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、全庁的にこども施策を推進・協議していくため、かしわこどもの未来応援会議（以下「会議」という。）の設置及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 会議は、こども部長及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 市長が必要と認めたときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(所掌事務)

第4条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 会議の目的達成に必要な事項の検討

(2) 情報の収集、情報交換、各関係部署の総合調整

(3) 関係部署に対する必要な措置、協力等の要請

(4) その他、市長が必要と認める事項
(事務局)

第5条 会議の事務局は、こども福祉課とする。

2 事務局は、次の事務を分掌する。

(1) 会議の庶務に関すること

(2) 会議の開催に関すること

(3) その他、市長が必要と認める事項に関すること

3 上記事務局以外も会議を開催することができる。その場合は、召集を希望する担当課が事務局の役割を担うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年11月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

別表（第2条関係）※令和6年度現在

	構成部	職 名
1	生涯学習部	生涯学習課長
2	学校教育部	学校教育課長
3	〃	指導課長
4	〃	児童生徒課長
5	〃	教育研究所長
6	福祉部	生活支援課長
7	健康医療部	地域保健課長
8	市民生活部	市民課長
9	経済産業部	商工振興課長
10	都市部	住宅政策課長
11	企画部	経営戦略課長
12	こども部	こども政策課長
13	〃	子育て支援課長
14	〃	こども福祉課長
15	〃	保育運営課長
16	〃	学童保育課長
17	〃	こども発達センター 所長
18	〃	こども相談センター 所長
	事務局	こども福祉課

※会議の議題等の状況により、オブザーバーとして、該当する担当課を召集する。

3 柏市要保護児童対策地域協議会について

柏市要保護児童対策地域協議会運営要領

制定 平成18年 4月 1日

施行 平成18年 4月 1日

1 目的

この要領は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の適切な保護又は要支援児童(同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、柏市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務

協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「支援対象児童等」という。)の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 委員

- (1) 協議会は、別表1に掲げる国又は地方公共団体の機関若しくは法人又は別表2に掲げるその他の者(以下「関係機関等」という。)をもって構成する。
- (2) 市長は、毎年度、協議会名簿を作成し、関係機関等の承認を得て、これにその名称又は氏名を登載するものとする。
- (3) 市長は、前号の名簿に記載された者の職員又は構成員若しくは個人のうちから、第6項に規定する会議の種類に応じて適切と認める者をあらかじめ当該会議の委員として指名するものとする。

4 要保護児童対策調整機関の指定

市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として柏市こども部こども相談センターを指定する。

5 会長及び副会長

- (1) 協議会に、会長及び副会長を置く。
- (2) 会長は調整機関を所管する柏市こども部長があたる。
- (3) 副会長は、会長が指名する。
- (4) 会長は協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 組織

協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

7 代表者会議

- (1) 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次のアからエに掲げる事項について協議する。

ア 支援対象児童等とその支援に関するシステム全体に関すること。

イ 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。

ウ 協議会の年間活動方針に関すること
エ その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項。

- (2) 代表者会議は会長が必要に応じて招集し、会長がその議長になる。

- (3) 代表者会議は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

8 実務者会議

- (1) 実務者会議は、支援対象児童等の支援の実施状況を把握し円滑な支援を行うための環境整備のため、次のアからオに掲げる事項について協議する。

ア 支援対象児童等の事例について定期的な状況確認及び支援の評価、支援方

針の見直しなど総合的な事例の管理に関する
こと。

イ 子ども虐待の防止及び支援対象児童
等の支援に関する課題の整理に関する
こと。

ウ 要保護児童対策を推進するための啓
発活動に関すること。

エ 協議会の年間活動方針案の作成に関
すること。

オ その他実務者会議の設置目的を達成
するために必要な事項。

(2) 実務者会議は、調整機関が必要に
応じて招集し、議事進行を務める。

9 要保護児童等進行管理部会

(1) 前項第1号アに掲げる事項を実施
するため、実務者会議に要保護児童等
進行管理部会（以下「進行管理部会」
という。）を置く。

(2) 進行管理部会の構成機関は、調整機
関が指定する。

(3) 進行管理部会は定期的に調整機関
が招集し、議事進行を務める。

10 個別ケース検討会議

(1) 個別ケース検討会議は、個別の要保
護児童等に関する具体的な支援の内容
等を検討するため、次のアからカに掲
げる事項について協議する。

ア 個別の支援対象児童等の状況の把
握及び問題点の確認に関すること。

イ 個別の支援対象児童等に係る支援
の経過報告及びその評価並びに情報共
有に関すること。

ウ 個別の支援対象児童等に対する支
援方法の確立及び担当者の役割分担の
決定並びにこれらについての担当者間
の共通の認識の確保に関すること。

エ 個別の支援対象児童等を主として担
当することとなる機関及び担当者の決
定に関すること。

オ 個別の支援対象児童等に係る援助及
び支援計画の検討に関すること。

カ その他個別ケース検討会議の設置目
的を達成するために必要な事項。

(2) 個別ケース検討会議は、調整機関
が招集し、議事進行を務める。

(3) 会長は、個別ケース検討会議の設
置目的を効果的に達成するため必要が
あると認めるときは、第3項第3号の
規定により個別ケース検討会議の構成
員として指名された者以外の者に対し
個別ケース検討会議への出席を求めて
意見を徴することができる。この場合
において、求めに応じて出席した者に
対し、会長は、個別ケース検討会議の
協議過程において知り得た秘密を漏ら
してはならない旨の誓約を求めるもの
とする。

11 調整機関の業務

法第25条の2第5項に規定する
調整機関の業務は、次に掲げるとおり
とする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること

ア 協議会の協議事項の案の作成そ
他開催の準備に関すること。

イ 協議会の議事の運営に関するこ
と。

ウ 協議会に係る資料の保管に関す
ること。

エ 個別の支援対象児童等の記録の
管理に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実
施状況の把握及び関係機関等との連絡
調整に関すること。

ア 関係機関等による支援対象児童等
に係る支援の実施状況の把握に関する
こと。

イ アにより把握した支援対象児童
等の支援の実施状況に基づく関係機関
等の連絡調整に関すること。

ウ その他協議会の庶務に関するこ
と。

12 秘密の保持

協議会の構成員及び構成員であつ
た者は、法第25条の5の規定により
正当な理由なく協議会の職務に関して
知り得た秘密を漏らしてはならない。

1 3 関係機関等への協力要請

協議会が協議会の構成員以外の者に対して法第25条の3の規定する関係機関等と同様の協力要請を行う場合に当たっては、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

1 4 補則

この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年5月21日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年5月17日から施行する。

附則

この要領は、平成26年5月29日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から

施行する。

附則

この要領は、平成31年4月18日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 ※令和 6 年度現在

国又は地方 公共団体の 機関 (法第 25 条の 5 第 1 号)	千葉地方法務局柏支局 千葉県柏児童相談所柏末広 支所 千葉県柏警察署 千葉県教育庁教育振興部児 童生徒安全課 柏市広報部 広報広聴課 柏市企画部 共生・交流推進センター 柏市福祉部 福祉政策課 障害福祉課 生活支援課 柏市健康医療部 地域保健課 保健所 保健予防課 柏市こども部 こども政策課 子育て支援課 こども福祉課 こども相談センター 学童保育課 保育運営課 こども発達センター 柏市生涯学習部 生涯学習課 柏市学校教育部 学校教育課 児童生徒課 少年補導センター 柏市消防局 救急課
法人 (法第 25 条の 5 第 2 号)	社団法人柏市医師会 社団法人柏歯科医師会 社会福祉法人柏市社会福祉 協議会 柏市地域生活支援センター 柏市立柏病院

	児童家庭支援センター相談 室ルッカ 柏市地域生活支援拠点あお ば
--	---

別表 2

その他の者 (法第 25 条の 5 第 3 号)	柏人権擁護委員協議会によ り推薦された者 柏市民生委員児童委員協議 会により推薦された者 柏市民健康づくり推進員連 絡協議会により推薦された 者 柏市青少年相談員連絡協議 会により推薦された者 柏市子ども会育成連絡協議 会により推薦された者 柏市少年補導委員連絡協議 会により推薦された者 柏市私立幼稚園協会により 推薦された者 柏市私立認可保育園協議会 により推薦された者 柏市認定こども園協議会に より推薦された者
-----------------------------------	---

4 支援者ヒアリングについて

【No.1 児童家庭支援センター】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・初めにつながる支援先で「拒否」されてしまうと、その後の支援先も介入することが難しい。
- ・人を家に上げることや相談することが難しく、拒否されるかたも多い。
- ・不登校の児童が増えている。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・コロナ禍や物価高騰の影響により、家計が苦しい家庭が多い。

③必要だと想定される支援

- ・食の支援について、保護者が料理をすることが困難なため、調理されたものを求めることが多い。調理されていない、お米やうどん、パンなどの主食類はニーズがある。
- ・学習支援の場所が増えてほしい。

【No.2 こどものショートステイ実施事業者】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・こどもが大きくなると保護者の干渉が少なくなる。成長するにつれてこどもが自分の家がほかの家庭と違うと感じるようになる。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・コロナ禍や物価高騰の影響により、家計が苦しい家庭が多い。

③必要だと想定される支援

- ・家事支援で家に入るのを拒否されるかたに、親子ショートステイなどの短期間でも親子共に受け入れられる場所があると良い。
- ・こどもを通して家庭に必要な支援が分かってくる。新しい洋服を欲しがっている時や、毎日同じパンを食べているときなど。ふとしたタイミングでそういった話を聞ける場があると良い。

【No. 3 かしわ就労自立サポートセンター（ハローワーク松戸）】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・就労のほかにも課題のある家庭が多い。利用者の半数以上はこどもが不登校などの問題を抱えている。
- ・発達障害のグレーゾーンのかたが多い傾向にある。
- ・職歴をみると、1年仕事が続かず、職場を転々としている。職場内のコミュニケーションができず、言葉以外をくみ取ることができない人もいる。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・生活保護世帯は、普段の環境から働かなくても良いと考えてしまうかたが多いと感じる。
- ・ひとり親のかたは忙しく、転職に対する意志が弱いと支援が途切れるケースがある。
- ・離職率が高い。

③必要だと想定される支援

- ・生活保護を脱却するための後押し、生活保護で良いと考えてしまうかたへのアプローチがあるとよい。
- ・早期の就労支援があるとよい。
- ・ハローワーク、地域若者サポートステーション、シルバー人材等のつながりが強化されると良い。
- ・体験就労の機会の提供があると良い。

【No.4 かしわ地域若者サポートステーション】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・自覚はないが本人も家族もグレーゾーンの障害があって、世の中にうまく出られない人が多いように感じる。
- ・ひとり親家庭も多く、生活が厳しいため、こどもに自立してほしいと相談に来る人もいる。
- ・ハローワークは紹介されたら自力で就職できる人が多いが、サポートステーションは集団生活が苦手な若者の利用も多い。
- ・不登校であるこどもが多い。コロナ禍で対人スキルが落ちているように感じる。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・経済的、精神的な面で家族のサポート力が乏しいケースがある。こどもが発達障がい等で上手いいかない場合が多い。虐待等がある家庭もみられる。
- ・発達障がいがあっても、それを本人や家族が受け入れない場合のつなぎ先が難しい。

③必要だと想定される支援

- ・重層的支援として、あいネット、児童相談所、生活支援課、あ・えーるワークス、柏市社会福祉協議会と連携ができています。しかしながら解決策が見いだせないことが多い。
- ・集団行動が苦手な高校などを退学した人向けの職業訓練機関があると良い。

【No. 5 柏市地域支援センターあいネット】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・DV、家庭内別居、ひとり親、離婚再婚が多いかた、精神障害（親・子）のかた、外国籍のかたからの相談が多い。
- ・男性の場合は、支援の受け入れをよしとしないケースがある。
- ・保護者の価値観がこどもに投影されている。親がきれいな身なりだったり、こどもにもゲームなどを与えていたりするので、ぱっと見ただけでは困窮かどうかわからない。こどもは自分の家庭の状況が基準となるため、生活環境の違和感に気づけない。親に反発するよりも、諦めることが多い。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・親の養育能力が低いと感じる。
- ・こどもがこどもらしい生活をしていないと感じる。お金の支援も大事だが、こどものいる世帯はお金だけでは解決しない場合がある。
- ・こどもからの相談は少なく、親からが多い。生活困窮だと子の困りごとはわかりにくい。

③必要だと想定される支援

- ・居場所の支援として、どの年代のこどもにとっても理想となる大人像、様々な大人と会える環境が増えるとよい。
- ・学校が変わるタイミングでも、切れ目なくフォローできる体制があるといい。
- ・DVですぐに避難できる場所が欲しい。親のレスパイトの場所にもなればいい。
- ・こどもに掃除や生活環境の意識付けができるとよい。

【No. 6 スクールソーシャルワーカー①】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・傾向としては圧倒的に母子世帯が多い。多くが不登校も抱えている。家庭としては、DV や保護者の精神疾患があり働けなくなる場合や、働いていてもパートで細々と働いていることが多い。
- ・経済的困難家庭の印象として、DV 等により精神的に弱っている保護者が多い。心療内科に通っている場合や精神障害者手帳を持っている人もいる。こどもどころではなくなっている。
- ・家族も孤立しているが、こどもも孤立している。
- ・生活保護のかたは、家計管理ができない人が多い。
- ・ごみ屋敷になってしまう家は、発想が「使い捨て」である。物が買えないのではなく、たくさん買ってきて使い捨ててしまい、ごみが溜まる。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・保護者の「就労支援」も課題。精神的に不安定ななか、正職員として週5日の勤務は厳しいかたもいる。
- ・市の支援情報が入手しにくい家庭へのアプローチ。情報の発信、外国籍のかたが理解できるかどうかが大事。

③必要だと想定される支援

- ・生活保護世帯は塾どころではない。人と関わる、学力の遅れを取り戻すという点においても学習支援が広がっていくとよい。
- ・支援は早期発見、早期対応が大事。生まれた時からどう対処していくか、家庭が早めに「助けて」と言える環境をつくることが大切である。
- ・なにをするにしても、手続きを簡単にすることが大事である。

【No.7 スクールソーシャルワーカー②】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・こどもが不登校のため保護者は就職が難しい。また、親自身に精神疾患がある場合、こどもを学校に連れて行くことができないケースもある。
- ・親子ともに疾患があり、いずれも病院に通っているケースがある。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・困ったときにすぐに相談できる場所があればいい。
- ・保護者に精神疾患があると、約束することが難しい。何かをしたいときに、体調が悪いためスケジュールを立てることができない。
- ・保護者に家庭環境を整えるスキルがない。保護者が精神疾患だと、気分の落ち込みで動けなくなるなどへの苦労も抱えている。

③必要だと想定される支援

- ・小学校入学時にも関わらず、ランドセルなどを準備していない世帯に、柏市社会福祉協議会からランドセルを寄附してもらえ。体操服の寄附もありがたい。

【No. 8 スクールソーシャルワーカー③】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・ゲームをやっている影響から、親子で昼夜逆転。家はごみ屋敷、本がない家が多い。
- ・食べ物は出来合いのもので、お腹を満たしている。ずっとスマホでゲームをしているため、学力は落ち、学校にも行く気がなくなり、不登校になるケースがある。
- ・親の心が満たされない場合、子育てに影響する。
- ・過度な支援が当たり前になることがある。不満を多く抱え、なんで自分がこんなつらい目にあっているのかという気持ちがある。
- ・生活保護を受給している世帯で多子世帯が多い。収入は多くはないが、働いていない。お金の困っているというより、使い方がわからず、お金がこどものために使われていない場合がある。
- ・父子家庭の場合、男性は職場での立場があるためか、相談場所が限られる。特性のあるかたが多いように感じる。すぐに結果を求め、相談機関を転々とすることが多い。
- ・家に本がない。読み聞かせをしてもらったことがなく、本が読めない。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・親が、こどもは学校に行かなくてもいいと思ってしまうと、介入が難しい。
- ・学校や行政に対して、指導されるイメージを持っており、呼び出しされる、会ったら叱られるというイメージをもっているかたもいる。
- ・コロナ禍で、こどもの大事な時期にコミュニケーションを学ぶ機会が減ったことは大きく影響している。

③必要だと想定される支援

- ・頑張っている家庭とも関わるとよい。がんばっていると認めることができる場所があればよい。
- ・多子世帯、ひとり親世帯は、小さい時から切れ目のない支援が必要。子ども食堂、学習支援はつながるいいきっかけとなる。
- ・お金だとほかのことに使ってしまうため、現物支給が良いと感じる。

【No. 9 民生委員・主任児童委員①】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・こちらから連絡がとれない人が多く、必要なときに都合よく連絡してくることがある。
- ・ママ友の横のつながりがないので、何年生から塾に通えばいいのかななどの情報交換ができないかたもいる。
- ・精神疾患があることが多い（ADHD、片付けができない）。
- ・お金の使い方の優先度に違和感のある人が多い。
- ・母親が朝に弱いから朝ごはんを食べておらず、給食が頼りとなる家庭もある。家が汚いから必要なものが見つからない。
- ・みんな母親が好き。母親が困りそうだとわかると、何も言わなくなるこどももいる。
- ・情報が親に届きにくく、相談するところがない。相談先がわからない世帯もある。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・就学すれば先生とつながれるが、幼稚園や保育園に通っていない場合は、つながることができない世帯もある。

③必要だと想定される支援

- ・民生委員の役割は問題が起きてからの解決ではなく、未然防止が役割であると認識している。何かしら心のよりどころがあればいいと感じる。

【No.10 民生委員・主任児童委員②】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・精神疾患のある親が多い。朝起きられず子どもと一緒に寝ていたりする。
- ・電子レンジ、炊飯器といった、当たり前の生活家電がない世帯もある。
- ・話をしたい気持ちに波がある。連絡のないときは全くこないが連絡が頻繁にくるときがある。
- ・大人と関係を築くのは問題ないが、子ども同士だと難しいように見える。
- ・友達が少ない。大人より子どものほうがシビア。同じ悩みを持つ共通の友達ができればいい。
- ・困りごとを解消しようとアプローチをかけても、親は困っていないので断られる。しかし子どもは困っている。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・外国籍のかたは感覚の違いから、中卒で働けばいいと思っているかたもいる。
- ・母親のケアが必要。お金の支援だけではなく、保健師など専門職が介入できるとよい。
- ・家庭科の授業を機に生活力をつける。今は男の子も授業で裁縫などを学ぶため、掃除洗濯のやり方を教えるのはいいと思う。

③必要だと想定される支援

- ・無料の食材配布。お米は子どもも炊けることから、ご飯にかけるレトルトなどがあればなおよい。
- ・市役所からの手紙は読まない。学習支援などは学校を通じて案内したほうがいい。
- ・小学校の入学式や卒業式の洋服の支援があるとよい。その子どもだけ普段着で参加すると、周囲の人も違いを感じやすい。

【No. 11 ひとり親を対象とした相談員】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・結婚と離婚を繰り返していることも多い。
- ・再婚同士だと、夫のほうにもこどもがいて、前妻の子への養育費の支払いがあるので、生活費がもらえない場合がある。
- ・相談者の親も離婚や、DV 被害があったという連鎖を感じる。
- ・父母ともに精神疾患を持つケースが増えている。精神疾患により、夫婦どちらも働くことができず、離婚するケースもある。
- ・夫の収入が高く、表面上は裕福だが、妻子にお金を渡さない。生活費、学費を渋られるケースもある。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・家計管理ができていない人も多い。医療費控除を行えるのに申告していない。余裕がないから手が回らない。
- ・知識と情報がないため、支援サービスが使えない場合がある。

③必要だと想定される支援

- ・夫より妻の収入が低いと、夫に支配されている。そのため、妻の経済的自立が必要である。

【No. 12 柏市社会福祉協議会】

①経済的に課題を抱える世帯の様子

- ・多重債務を抱えているかたや生活に追われているかたの傾向として、収支状況を確認すると公共料金を滞納していることがある。
- ・貸付申請者は、年金生活者や生活保護にギリギリ入らない収入状況のかたが多い。
- ・単発でなく、複数回の申請をするかたも多い。季節にあった服装でなく、身だしなみが整っていないかたもいる。
- ・こどもの健康状態が良くない。虫歯が多い。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・人間関係を構築することが苦手、スキルが不足している場合がある。
- ・家計管理や計画性がない。経済困窮といっても、収入がないだけでなく、使い道の優先順位が立てられないことに課題がある。

③必要だと想定される支援

- ・こどもに生活力（掃除や料理など）をつけられる支援が必要である。
- ・家計相談が必要である。

【No. 13 市立高校】

①経済的に課題を抱える世帯の様子（保護者、こども）

- ・進学にあたり修学支援金、奨学金を借りる生徒が多い。
- ・多子世帯で進学できず就職する生徒もいる。

②上記世帯との関わり（支援）で気づいた課題

- ・大学進学に係る入学金などの費用。将来返済しなければならないため、貸付型奨学金について、容易に勧めづらい。

③必要だと想定される支援

- ・日本学生支援機構の給付型奨学金もあるが、給付は入学後となるため、奨学金の支給前に進学先に支払う入学金などの支援があるとよい。

5 用語解説

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称のことです。

オンライン相談

チャットやテレビ電話などのオンラインツールを用いて身近な場所から相談できるサービスのことです。

【か行】

かしわこどもの未来応援会議

柏市内のこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、市役所の組織で、こども施策を推進・協議していくための会議体です。

柏市総合計画

必要となる取組や事業を計画的かつ戦略的に推進できるようまとめ、市民・企業・学校・行政などがまちづくりの方向性を共有し、進むべき方向を見誤らない羅針盤となる総合的な計画のことです。

柏市ひとり親福祉会

ひとり親家庭の交流会や相談会等、ひとり親家庭の自立と親睦を目指して活動している団体です。

かしわ就労自立サポートセンター

就労による早期の自立を支援するため、柏市と千葉労働局・ハローワークの協定に基づき、ハローワーク松戸の出先機関として設置された機関です。

国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることなどを目的に、厚生労働省が毎年実施している調査です。

子ども・子育て支援複合施設

乳幼児から中高生世代まで、すべてのこども・若者たちが成長にあわせて利用でき、妊産婦・子育て家庭も利用できる総合的な施設のことです。

子ども食堂

こどもが一人で利用することができる食堂で、民間団体等の自主的な取り組みであり、無料又は低価格で食事や居場所を提供しています。

【さ行】

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者が監護されることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整え、生活・学習・家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長と自立を支援する施設です。あわせて、退所者に対し相談などの援助を行います。

スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実・強化を図るために臨床心理士等、心理臨床の知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門職です。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門職です。

生活保護

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮するかたに対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うことで、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

【た行】

地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている 15～49 歳までのかたを対象として、経済的な自立に向けた就労支援等を行う厚生労働省が委託する支援機関です。

【な行】

日本学生支援機構

大学や専門学校等の修学支援制度である奨学金や留学生支援の事業を行っている機関です。

【は行】

ハローワーク就労支援ナビゲーター

就労支援に関する有資格者や企業の人事労務管理経験を有する者が、一人ひとりの状況に合わせて就職支援を行う専門家です。

ひとり親サポートメール

柏市こども福祉課専用の情報メール配信サービスのことです。ひとり親家庭を対象に、各種手当の支給日や民間団体の奨学金など、様々な情報を配信しています。

フードバンク

市民や企業などが、食材等は無償で提供する活動や団体のことです。

母子生活支援施設

経済的困窮を伴う困難な状況にある母子が、親子共に生活しながら、自立の促進のための支援を行う施設です。また、退所者に対し相談等の援助も行います。

母子・父子自立支援員

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う相談員です。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるボランティアであり、「児童委員」も兼ねています。

児童委員は、こどもたちが元気に安心して暮らせるよう、こどもを見守り、子育てや妊娠中の心配ごとの相談・支援等を行います。

メタバース空間

インターネット等のネットワークを通じてアクセスできる、仮想的なデジタル空間のことです。

【や行】

ヤングケアラー

家族の介護、日常生活上の世話や家事を過度に担っているこどもをいいます。周囲の大人が気づき、家庭の状況に応じた支援につなぐことが必要です。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るため、関係機関によってこどもや保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場のことです。

【ら行】

療育

障がいのあるこどもやその可能性のあるこどもに対し、個々の発達の状態や障害特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすることです。



第2期柏市こどもの貧困対策推進計画・ 第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画

令和7年（2025年）3月

発行：柏市 編集：こども部こども福祉課
〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
TEL：04-7167-1595

この冊子は再生紙を使用しています。

